

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月2日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第63号～第76号）	8
・議案等に対する質疑	12
・議案等の委員会付託	12

第2号 12月5日（月）

・一般質問	17
田川正治議員	17
1. 反社会的カルト集団・統一教会による町の行政運営における影響について	18
2. 国民健康保険税の引き下げや、均等割の減免。介護保険基金を活用した、保険料と利用料の引き下げ、事業所・従事者への負担軽減策について	20
3. 公立が担ってきた役割を維持しながら、町立保育所と幼稚園の再編整備を図ることについて	34
古家昌和議員	36
1. 自転車安全教育指導について	37
2. HPV ワクチン接種の推進について	42
本田芳枝議員	53
1. 選挙の投票における、障がい者への合理的配慮について	53
2. パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入後の啓発について	63
3. こども基本法に基づく粕屋町の対応と取組について	66
安藤和寿議員	74
1. 当町のマイナンバーカード普及に関する現状と促進について	74

第3号 12月6日（火）

・一般質問	95
福永善之議員	95

1. ゴミ捨て場の使用について	95
2. 指名競争入札について	97
宮崎広子議員	105
1. 町の妊産婦および0歳児から2歳児までの乳幼児の支援について	105
2. 特別支援学級の実態とその支援について	115
川口 晃議員	122
1. 豊かな学校生活を目指して	123
2. 食糧自給率の向上を目指すことについて	136
3. 補聴器助成の拡充について	139
久我純治議員	140
1. 長者原下区公民館前の道路が冠水するが、安心・安全のためには水路に蓋をして歩道に。また、冠水する原因の一つには水路の構造上の問題があるのでは。	141

第4号 12月7日（水）

・一般質問	154
案浦兼敏議員	154
1. 令和5年度の予算編成方針は	154
2. 職員の意欲的な取組を奨励し、ほめあう職場文化の創造を	164
3. 道路の通り名（愛称）は	168
井上正宏議員	173
1. JR長者原架道橋（JR伊賀駅～JR長者原駅間）の東側にかかる排水溝の改善について	173
山脇秀隆議員	180
1. 所信表明からみる市制への取組・考え方について	180

第5号 12月12日（月）

・（追加）議案等の上程（議案第77号）	194
・（追加）議案等に対する質疑	195
・（追加）議案等の委員会付託	195
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	196
議案第63号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	196

議案第64号	粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	196
議案第65号	粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	198
議案第66号	粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	200
議案第67号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	200
議案第68号	粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	200
議案第69号	令和4年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	204
議案第70号	令和4年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	205
議案第71号	令和4年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	205
議案第72号	令和4年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	205
議案第73号	令和4年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	205
議案第74号	工事請負契約の変更について……………	209
議案第75号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	209
議案第76号	粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について……………	209
(追加) 議案第77号	令和4年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	213
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		215
・ 閉 会……………		216

令和4年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和4年12月2日（金）

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
総 務 課 長	豊 福 健 司	経営政策課長	吉 田 勉
税 務 課 長	渋 田 香奈子	収 納 課 長	堺 哲 弘
協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	稲 永 剛	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	松 本 義 隆	会 計 課 長	安河内 淑 子
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、令和4年も残りひと月となりました。現在、世界中を沸かせているサッカーワールドカップが開催されています。日本の戦いぶりに一喜一憂されている熱いファンの方も多いと思いますが、本日、日本はスペインを相手に見事に勝利し、決勝トーナメントへの進出が決まりました。今後の活躍に期待すると共に、日本に明るい話題を提供してくれることを願います。また、新型コロナウイルス感染症は、第8波が到来したと言われており、福岡県独自のオミクロン警報が発令されました。先行きの見えない不安な情勢でございますが、先日、治療薬が緊急承認されたことでもありますしワクチン接種率の向上はもとより、日ごろから感染予防対策を講じながら、少しずつ日常を取り戻していきたいと考える次第です。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において1番、古家昌和議員及び14番、山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間としたいと思っております。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの11日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員会派遣の報告を行います。総務建設常任委員会が、10月19日に千葉県大網白里市に、20日に総務省及び内閣府への視察研修を行っておられます。大網白里市では、市制に関する議会の取組。総務省内閣府では、市制の移行に関する国

の取組・制度について学んできておられます。いずれも、人口5万人を目前とした粕屋町において、市制施行を考える上で重要な視察研修となったとの報告を受けております。視察研修の成果として、今後、議会活動及びまちづくりに寄与していただくよう期待いたします。内容につきましては、視察報告書が提出されていますので、御一読ください。また、議会運営委員会が11月18日、19日に岐阜県下呂市、長野県駒ヶ根市に、議会基本条例の検証についての視察研修を行っております。本年度中に、粕屋町議会基本条例の検証をするに当たって、有意義な研修になったと聞いております。今後、報告書の提出がされますので、御一読ください。

なお、10月18日の全員協議会で、発言席及び一般質問席での発言時においては、マスク着用を義務づけないことが承認されておりますことを申し添えます。

◎議長（小池弘基君）

日程第4．「行政報告」並びに日程第5．「議案等の上程」を一括して行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は14件であります。

行政報告並びに提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和4年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を迎え何かと慌ただしい中、全員の御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、先ほど議長が申されましたように、本日は、サッカーのワールドカップの話題、また、福岡県独自のオミクロン警報といったような、様々な事柄が起こっております。そのような中、ただ今国会では、令和4年度第2次補正予算案の審議が行われております。核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦の方や子育て家庭が少なくない状況を踏まえ、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題として、国は、この第2次補正予算で出産・子育て応援交付金を創設し、伴走型の相談支援や経済的支援を図ろうとしております。相談支援体制の充実と共に、妊娠届出時及び出生届出後の合わせて2回、合計10万円相当の経済的支援を令和4年4月以降に出生されたすべての方を対象に行うものであります。国会での予算成立後、支給についての要領等を定め、各自治体において実施することとなっております。まだ詳細について

の国からの通知がなく、いつからの施行になるのかは未定でございますが、正式に確定すれば、速やかに町議会に補正予算の上程を行い、早期の支給実施を目指していきたいと思っております。

次に、これは嬉しい報告でございますが、先月11月20日の県営筑後広域公園で行われました、第65回福岡県県民スポーツ祭典の市町村対抗駅伝大会で、町村の部で、粕屋町の出場チームが第1位となり、町、初の栄誉を勝ち取りました。全行程28.9キロの9区間を、ジュニアからシニアまでの男女で襷を繋ぎ、中でも第7区的一般女子の部で最高タイムの区間賞を取るなど、これからの当町の陸上のレベル向上の励みになると思っております。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

今回は、一部事務組合等の令和3年度の歳入歳出決算に関する報告が2件でございます。

決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和4年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の制定及び改正が6件、令和4年度補正予算が5件、工事請負契約の変更が1件、住居表示関連が1件、協議会の規約変更に関する協議が1件、以上14件でございます。

それでは、議案第63号から順に御説明申し上げます。

議案第63号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和4年11月11日に可決成立いたしましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、第1に、官民給与の格差0.23%を解消するため、初任給及び若年層を中心に、給料月額を平均0.3%引き上げるものでございます。第2に、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.3月分から4.4月分へ0.1月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に議案第64号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第65号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第64号と第65号は、いずれも人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.25月から3.3月分へ0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に議案第66号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

会計年度任用職員の給与について、一般職の職員に準じて支給する旨定めているところですが、会計年度任用職員については、雇用している方への影響の公平性を図るため、人事院勧告に基づく改定を翌年度の4月1日から適用するよう、新たに規定するものでございます。

次に議案第67号は、「職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の定年等に関し、関係する11の条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。主な改正内容は、職員の定年を現在の60歳から段階的に65歳まで引上げ、これに伴い、新たに管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、また、60歳以上の職員の給与の取扱い等について、所要の整備を図るものでございます。

次に議案第68号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条及び第22条の規定に基づき、2050年「ゼロカーボンシティかすや」の実現に向けて、粕屋町地球温暖化対策実行計画の策定及び実行に当たって、学識経験者をはじめ町民や事業者からの意見を聴取し計画へ反映させるため、道路環境整備課所管の粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会を設置することに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に議案第69号は、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,028万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億6,613万7千円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金を4,891万9千円、県支出金を3,741万7千円、寄附金を1億6,063万1千円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1億2,109万9千円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものとしたしましては、ふるさと納税事業費を8,017万5千円、ふるさとづくり基金積立金を7,982万5千円、国民健康保険事務費を1,243万1千円、

重度障害者医療費助成事業費を1,356万円、障害福祉サービス事業費を1億2,909万9千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を1,301万9千円増額するものでございます。

次に議案第70号は、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,551万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,041万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を1,530万円、繰入金を1,243万1千円増額し、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を1,245万4千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を21万円、保険給付費を1,530万増額するものでございます。

次に議案第71号は、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,929万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金を5万円、広域連合納付金返納金を98万8千円増額するものでございます。一方、歳出につきましては、総務費を5万円、一般会計繰出金を98万8千円増額するものでございます。

次に議案第72号は、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億2,988万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を2万円、支払基金交付金を2万2千円、繰入金を32万8千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を30万円、地域支援事業費を8万円増額するものでございます。

次に議案第73号は、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、今年4月に南里井堰の修繕による原水取水量の不足を福岡地区水道企業団からの受水量増量で対応したこと、及び酒殿駅南地区の開発により、須恵水道からの分水量が当初の想定よりも増加したため、収益的支出につきまして、原水及び浄水費を1千万円増額し、9億4,535万5千円とするものでございます。

次に議案第74号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

この工事は、仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事でございます。変更内容の主なものは、鋼矢板厚みに伴うクレーンの規格の変更と、急激な物価変動による工事材料の高騰措置として、鋼矢板資材費用を変更するものでございます。今回の変更により、1,331万3,300円の増額となり、変更後の契約金額を9,338万4,500円とするもので、条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求めるもので、区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきましては、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう計画しております。なお、これらの件につきましては、令和4年11月1日に開催されました粕屋町住居表示審議会において了承する旨の答申をいただいております。

最後に議案第76号は、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理協議会規約の一部変更に関する協議について」でございます。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等の委員会付託」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました63号議案、64号議案、66号議案から68号議案、74号議案から76号議案につきましては、付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託したいと思います。

います。また、65号議案については、議会運営委員会に付託したいと思います。
69号議案から73号議案の令和4年度補正予算関係につきましては、第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員となっています。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時52分)

令和4年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年12月5日（月）

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 1番 | 古家昌和 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 13番 | 本田芳枝 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 15番 | 安藤和寿 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	古賀博文
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	新宅信久
総務課長	豊福健司	収納課長	堺哲弘
協働のまちづくり課長	安河内敏幸	総合窓口課長	大内田亜紀

子ども未来課長 渡 辺 剛
健康づくり課長 石 川 弘 一
社会教育課長 白 井 賢太郎

介護福祉課長 古 賀 みづほ
学校教育課長 黒 田 道 明

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日より3日間にわたり、一般質問が行われます。議場内でのマスクの着用について、全員協議会の中で、今、12月定例会より外してもよいというお話をさせていただいておりましたが、12月1日、発令されました福岡オミクロン警報によりまして、県からの通知で議場内でのマスクを外すことにつきましては、自粛するようにと。今までどおり、マスクを着用してくださいといった、通達が来ておりましたので、申し訳ございませんけど、今までどおり議場内での一般席でのマスクの着用、また、議長席前の発言席での委員長報告等につきましても、従来どおりマスクを着用していただきますよう改めてお願い申し上げます。

それでは今日は、今日から3日間ですけども、一般質問者、計11名でございます。通告書を受けておりますので、通告書に従って一般質問をしていただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今より本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それではただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔されますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

また、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは通告順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして、一般質問を行います。

皆さん御存じのように81年前、1941年の12月8日、第2次世界大戦において日本軍がイギリス領のマレー半島とアメリカ、ハワイの真珠湾を攻撃。そして、アジア太平洋全域に戦争を拡大することになりました。この戦争によって、2千万人ものアジアの人々と310万人を超す日本国民の尊い命が奪われました。この侵略戦争へ

の深い反省の上に立って制定されたのが、日本国憲法です。世界に誇る平和憲法のもとで、戦争放棄を誓った憲法9条を持つ日本において、先日、自民・公明政権与党は、歴代政権が守ってきた専守防衛の立場を大転換して、違憲としてきた敵基地攻撃能力の保有について合意しました。日本への武力攻撃がない段階でも、アメリカの戦争に日本が参戦して、相手国の領土を攻撃することを可能とするものです。そうすると、相手国が反撃して戦火が日本に及ぶこととなります。岸田政権のもとでアメリカとの約束で、軍事費を国内総生産GDP比2%以上の目標を掲げ、その財源を消費税などの増税、そして社会保障関連の予算を削減して、国民に苦難を押しつける軍事大国の道を強行しようとしております。

このようなもとで、統一教会と自民党とのずぶずぶの関係、報道されております。政治と金の疑惑、公職選挙法違反などで閣僚が辞任するなど、岸田政権の支持率は危険水域の20%台に落ち込んでおります。

そこで質問いたします。まず最初に、反社会的カルト集団・統一教会による国会議員や地方議員、自治体への関与が報道され、国会でも疑惑が明らかになっております。粕屋町の行政運営における関係や影響があるかということで、町長並びに教育長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員が御指摘の反社会的カルト集団、そしてまた統一教会等による国内、国政に対する影響は非常に大きいものとなっております。

まだまだ収まる気配がないと思いますが、この集団等からの影響は、結論から申しますと粕屋町においては何もございません。行政面、そしてまた、私自身に対する働きかけ等も全くございません。そして、その働きかけといいましょうか、例えばサンレイクかすやに対する使用権のことについて、こういった集団があった場合というのは想定はされますが、事実どういった内容で利用がされているのか等については、細かい部分についての調査はできません。ただし、このことにつきまして、警察当局、あるいは消費者庁等の指導規制は、今のところ全くございません。以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

新聞でも報道されておりますが、統一教会日本第5地区が宗像市で2019年4月7日開催いたしました青年信者向けの集会、ファミリーパワーフェスティバルに宮内

議員が1人で壇上に立った写真。統一教会のネットニュースに複数枚写真が掲載されたということがあり、更には、2018年9月14日、当時の韓国総領事から公邸晩さん会に招かれて、総領事と統一教会第5地区長と並んで写真がホームページに掲載されております。また、2019年7月には統一教会ダミー団体、九州平和大使協議会の会合に出席したということも新聞で報道されました。地元の国会議員でもあり、明らかにしてもらいたいというふうに思います。

さて、福岡県議会では、反社会的カルト集団・統一教会との福岡県の行政の関係について、日本共産党の高瀬県会議員が質問いたしました。服部知事の答弁は、社会的に問題があると指摘されている団体という認識を示して、どのようなルールを設ければ、県民の皆さんに安心していただけるのか検討を進めると、回答をしております。そして、福岡県との関連団体として210あるということで関係を調査した結果、5団体1法人の登録があることが明らかになったと。そして3団体は、統一教会そのものだったということです。県に登録している団体、NPO ボランティアセンター利用団体。また、飲酒運転撲滅宣言企業。また、青少年アンビシャス運動参加団体。そして、さわやか道路美化促進事業のボランティア活動の4団体があります。

全国的にはそれだけではありません。全国靈感商法対策弁護士連絡会の資料によると政治分野で5団体、アカデミズム青年分野5団体、市民社会分野10団体、メディア団体4団体、経済分野では3団体があるということが明らかになっております。このようなことから言えば、今粕屋町で、町長が述べられたように、特別なそういう関係、働きかけなどはないということですが、今後、このような団体との関係が生じないようにしていただくようにしていくことと、それと今、現在において、調査不十分な点があれば、それも含めて明らかにして取り組んでいただきたいというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど述べましたように、今現在ではそういった働きかけ、私に対する働きかけも全くございません。しかしながら、今後こういったその反社会的集団に対する注意、これは十分に行いたいと思っております。また、この点につきましては、県との協議も必要でございます。

我々の情報収集では知り得ない部分もございしますが、今後、県との連携を図りながら、こういった集団に対する取組み方を検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、国民健康保険についての質問を行います。国民健康保険制度は、国民皆保険の基本をなす公的医療保険制度です。協会けんぽより、個人負担が重い状況を解消しなければなりません。

個人格差是正のために、町としてどのような対策、検討されておるのかということについて、町長並びに所管課長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

私のほうから。失礼いたしました、保険者間の格差を埋めるために、国民健康保険には既に多額の公費が投入されております。

協会けんぽには、給付費の16.4%であるのに対し、国民健康保険には給付費の50%に加え、更に保険料軽減分が公費負担として投入されております。制度上の違いになりますので、町として国保税の負担をこれ以上引き下げることは、すぐには難しい状況でございます。ですけれども、退職により国保へ加入を検討される場合は、社会保険の任意継続制度や扶養に入る手続の御案内をするなど、なるべく、皆さまの負担が軽く済む方法の提案などを行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今まで私3度ですかね、本会議で一般質問、国保の問題でどのように加入者の人たちの負担軽減できるかということも含めて質問をしてまいりました。今答弁された内容で、今まで担当課長の方々が説明されたのと、基本的には同じ内容なんですね。

それは、今言われたように協会けんぽと国民健康保険の違いというのは、なぜそういうふうに私が指摘しているかというのは、これは個人の見解ということじゃなくて、全国知事会も含めて均等割とか平等割、いわゆる協会けんぽとかほかの保険、健康保険にはない別の徴収方法が一緒に付いてるということが問題なんです

ね。健康保険そのものは所得税に対する割合での保険税、それも企業と折半で健康保険の場合は50%ずつ。しかし、国民健康保険はすべて本人が支払う、所得の分も。それにプラスして、均等割、平等割というのがあるということについて、全国知事会も指摘してるし、私もこの問題については今までも提起してきた問題としてあります。で、御存じのように国民健康保険の加入世帯は、大体、年金生活者、無職、非正規労働者の人たちが7割ぐらいおるわけですね。低所得者が加入している医療保険ということであって、平均の保険料は4人世帯の場合は同じ年収のサラリーマンの保険料の2倍になるということですね。これはもう、当然お分かりと思います。

問題は、この粕屋町の場合でも所得割が12%、平等割4万4千円、均等割4万4千円ですね。そういうのが、この国民健康保険税として請求されているわけです。この問題を、どういうふうに解消していくかというところの考え、方針を持って取り組まないと、今からは負担軽減が解消できないという状況になってくると思います。所得割の問題をみても、協会けんぽの場合は平均して10%なんですね。先ほど言いましたように、国保の場合は12%。今年の、去年ですか、決算のときにもらった分の所得割の基準から見てそういう内容なんです。だから、所得割も本人100%、10割負担で企業、健康保険は50%というような違いの問題ですね。

そういう点で、私は全国知事会市長会などが、この国民健康保険の構造的な問題として、他の医療保険よりも保険料が高く負担が限界になると。だから国保1兆円繰入れて、そして引き下げると。そのことが、均等割・平等割を廃止するということの財源にもなっていくということなんですね。これは、全国の保守系の政党の指示を受けてる知事の人たちも含めて、一致してこの国保負担の引上げを求めている状況なんですね。

ここは基本的に一番大事な問題としてあるわけですが、この点について町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今の制度上でしか我々が動くことはできません。

従いまして、今後そういった知事会、あるいは市長会等の動きを注視しながら、この制度の改正、改善については、私どもも勉強しながら学んでいきたいと思いません。閣議決定された骨太の方針、国の骨太の方針というのがありますが、国保財政健全化の観点から、法定外繰入れ等の早期解消を促すというふうになっておりまして、今現在はそういった法定外の繰入れ等は考えることはできないというふうにな

っております。ただ、大きな制度の改正につきましては、我々もそれを注視しながら、それに沿った行政運営を行いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今言われました法定外の繰入れ、一般財政繰入れの問題については、これは後で次の質問の中で聞こうと思ってましたが、一般財政の繰入れについては、何も地方自治の立場から、国から強制的にこの一般財政の繰入れをやめれということはできないんですよね。今のうちに、今、圧力はかけてます。それは何でかと言うたら、この標準保険料率に対するこの金額、保険料を決める場合に、一般財政の繰入れをしないということを基準にして標準保険料率を県から求められる。そしたらその分をプラスした形での保険料を出さなければならず、いうことになってくるわけですけど。しかし、そのことについて国もそれは今の状況でしょ。今まだ、一般財政繰入れるなということは何も言っておきません。しかし、全国的にはこの繰入れをして、据置きし引下げも含めてやってるってことなんですね。だから、国の指導はあっても、それができないのかっていうなら法的には強制力はない。いう関係だから、一般財政の繰入れはしっかり検討していく必要があるというふうに思うんですね。

それで、次の質問に入りたいと思います。都道府県化で今、話もしました標準保険料率や保険者努力支援制度が導入されました。町の国保運営と財政負担に影響していますか。赤字補填の一般財政繰入れはどうですか。

今、一般財政繰入れの問題は説明をいたしましたけど、この点について、町長並び担当所管課の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

今、議員おっしゃったとおり、ちょっと重なる部分があるとは思いますが、まず現在の運用といたしましては、福岡県が示した標準保険料率を参考に、各市町村が、それぞればらばらに保険料率を決定している状況であります。また一方では、保険料水準の統一化に向けて、県内でも既に議論を進めている段階であります。各市町村の医療費水準に応じた負担を見直しすることについて協議がされております。

これまで当町は、県内でも医療費水準が高くないために、事業費納付金が少なく済んでいたんですけども、この見直しにより、県内での助け合いを行うことにな

りますので、医療費水準にかかわらず、一定の負担をするという運用に変わっていくことは避けられない状況であります。保険者努力支援制度につきましては、こちら先ほどちょっと議員さんもおっしゃってたんですけれども、国が指標とする事項やその配点は、年によって変化しております、国の意向に沿った取組をしないとポイントがとれない仕組みとなっております。

法定外繰入れの話になるんですけれども、令和2年度からは、法定外繰入れの解消という指標が項目に加わっておりますので、決算補填目的とした一般会計からの法定外繰入れの実施状況や、また、赤字解消の取組状況が評価されるようになっております。そのために、平成30年度から発生している赤字の解消に向けて、国保税率の改正や収納率の向上に取り組んでいるところであります。

先ほど町長からもありましたように、閣議決定されました国の骨太の方針にも、やはり国保財政健全化の観点から、法定外繰入れ等の早期解消を促すと明示されておりますので、やはり今後は解消に努めていかなければならないと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それは国の方針そのものの話をされてるわけですけど、国からはそういう指導でということなんですけど、今の制度の中で先ほども述べましたように、保険料据置きをしたり、引下げたりするところがあるわけですね、自治体として。その教訓といいますかね、取組についても学んで、そして、国民健康保険の加入者に対する負担軽減するという立場に立った施策が、町としても私は必要だと思います。

そうしないと国から言ってきた、じゃあ県から言ってきた、それだけがすべてそのやり方でやっていくということであれば、国は先ほど言いました軍事費を今から2%に引上げて、毎年1兆円ずつ引上げて。そういうことになったら、もうこの社会保険関連の予算はすべて、もう伸び率も含めて、削減、縮減されていく方向だけなんです。それを、市町村、自治体において、そういう状況で国からの施策があっても、地方自治としてやれる施策をどうね、研究し取組をやってる中で、国保加入者負担軽減いうことを目指さないかんですよ。

私はそれをしてほしいというのは、今までも何度も言ってきた。そうしないと、もう国保もそう、後期高齢者もそう、介護保険もそう、すべて国が、県の広域連合でやってるから。町としては、もう示されたものの保険料を決めて、そして、その保険料を集める。集めて不足した分はどうするか。足らなかつたら、県から借りる

か、一般財政繰入れるか、何かしないと。それか保険税をまた引き上げる。そういう方向でしか問題の解決はできない。施策としてずっとこう続いていくんですよ、今から。その最たるものが介護保険だし、後期高齢者ですよ、医療制度。それが今度国保でも来年4月、再来年24年度か、今言われたその一般財政繰入れを禁止する方向をね、強力に示していこうというようなことは言ってます。しかし、今現在でやられてることはまだ、先ほど言いましたように、地方自治体よっての努力よってできることをね、どうやっていくかということだと思っんですね。

一つは、このもう一つ、国保事業納付金の問題について、先ほど課長のほうから説明がありましたけど。私もこれは、もう国から言われる、県から言われる。そしたらもう全部それをね、100%の中で収めていくこと。そしたら、先ほどから言いますように、その足りないの97.5%です。今、国保納付率ね。不足する分を100%にならないならば、110%ぐらいの賦課をして、そして保険を集めないと、100%いかないです。そうでしょう。商売と一緒にですよ。商売のお金もうかるためには、利益を上げるためにはどうするか。結局、仕入れた分から利益をね、上げるために金を、値段高くして、いう方法しかない。いうことと同じようなことをね、今、町のこの国保運営に対して、納付金制度があるということが言えると思っんですね。こういう点で、今の制度から標準保険料率、そして保険者努力支援制度、それともう一つは、今言った国保事業納付金。この三つは、もうすべて町の国保加入者に対しての負担を前提にした形のね、施策を今町に押しつけてきてるんですよ。

そこで、先ほどから言いました一般会計の繰入れについても、法定外繰入れとして可能なこととして何があるかということについて。今、もう次の質問の中で、やっていきたいと。それは、次じゃないです。ちょっと、次の次になります。均等割の問題について、後でまた提案したいと。それは可能なんですよ、均等割は。均等割を軽減する制度というのは減免制度は、地方自治体でそれはできると。一般会計繰入れについてはいろいろ言っておりますけど、圧力かけて。しかし、均等割についてとか平等割については、その市町村においてね、その施策としてできるんだと。減免制度を含めね、いうのがありますので、それはまた後で質問します。

次に、町の税金滞納に占める、国保税の滞納の割合と差し押さえ件数について質問いたします。

担当所管の課長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

堺収納課長。

◎収納課長（堺 哲弘君）

滞納関係につきまして、令和3年度決算時点における数字でお答えをいたしま

す。

町税全体の最終的な滞納額が、1億4,184万9,935円でございます。そのうち、国民健康保険税の滞納額が9,714万5,394円でございますので、町税全体に占めます国保滞納の割合としましては、68.5%ということになっております。また、差し押さえ件数につきましては、令和3年度中の交付要求等を除きます差し押さえの総件数、こちらが1,108件ございます。そのうち、国民健康保険税の滞納がある方の件数につきましては、541件となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

国保税の滞納問題、差し押さえの件について。差し押さえについては、今回初めて質問といたしますか、回答を求めたんですが。今まで滞納金額とか、国保の割合ということについては、前収納課長の臼井課長から答弁いただいてその資料もあるわけですが。

それを見て比較したら、これはちょっと29年度までしか、私が資料としてありますが、滞納の分の中の67.5%が国保が占めたと。町税全体では税金全体の滞納の中で。今回68.5%ということで、この滞納の割合が国保に占める割合、国保が増えてきているというのが言えるんですね。もう一つは差し押さえ件数は、これは件数としてなかったんですが、件数としては、30年度は1,246件だったんです。全体ですね。それが1,108件と、これはちょっと減ってるという状況にある。いずれにせよ私がこの問題について取り上げてるのは、今まで質問の中でも説明があったのは、低所得者ほどこの滞納者数が増えているということです。

前回、一昨年3月議会で説明を回答を受けたときには、100万円未満が908人、100万円から200万円未満が720人。ということで、200万円以下の人が、結局この低所得者として保険滞納が多くなってるという状況が生まれてるわけです。そういう点では、国保の滞納者に対する指導というのは、非常に大事な点としてあります。やみくもに差し押さえということで行うだけでなく、この滞納者の実情に応じた、きめ細かな指導ということも大事だと思いますし、生活を基本守れる、保障できるのを基本にして、分割も含めて滞納を徴収していくということが必要だと思います。そのことは、今までも話をしてまいりましたが、憲法25条や国税徴収法75条、77条では、滞納者の給与に関する債権については、差し押さえの禁止ということを決めて、生活を著しく逼迫させる恐れがある場合などは、滞納処分を執行してはならない。差し押さえ金額は本人10万円、家族2人は9万、3人だったら13万を保障、

プラスですね。10万円に対してプラスしていくということも含めて、生活を維持できるものを、法律的にも法的にも保障していくということがあるわけですね。

そういう点で、私は今から国保が上がっていく。で、年金は下がる。収入は上がらない。いう状況の中で、この負担率が高くなってくるんですよ、消費税が上がる。そういう状況で、滞納者が増えていく傾向というのが生まれてきてる。生まれていくし、生まれてくるんじゃないかということです。そういう点では、これからの滞納者に対する、そういう納入の指導という点について、いろいろと必要な問題があるという状況ではあると思います。

その点について、担当所管課のほうで、今のこの状況のもとで滞納者が増えていくのに対する徴収についての検討はされているのか。についてあれば、説明できれば報告、回答求めます。

◎議長（小池弘基君）

堺収納課長。

◎収納課長（堺 哲弘君）

国保税に限ったことではございませんけれども、粕屋町では、例えば御本人の生活状況等を把握しながら、例えばファイナンシャルプランナーであったり、各担当課であったりにつないでいく、生活再建型の滞納整理という形に取り組んでおりまして、滞納があるものをとってくるというだけではなくって、今後の滞納が発生しないようになる生活再建という部分に非常に重点を置いた、今、取組をしておるところでございます。

そんな中で、もう支払いが完全に生活状況等に鑑みまして、無理だということであれば猶予ですとか、あるいはもう執行停止ですね。というような形で取り組んでおるところを、決算等でも御報告させていただいているとおりでございますので、今後もそういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

そういう、今後そういう滞納者に対する効果のある指導、援助というのが必要だと思いますのでよろしくお願いします。

先ほど話をしました次の質問が、多子世帯に対する均等割の無料化、減免についての検討ですね。先ほど町長との回答に対する私の意見も述べましたけど、担当所管課、町長なり担当所管課の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

先ほどから御指摘をいただいている部分にはなるんですけども、国保税の税率につきましては、毎年県から提示された次年度の事業費納付金や標準保険料率を参考としつつ、累積赤字の早期解消も考慮した上で、国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問、答申を受けて、議会への提案を行っているところであります。

赤字が解消されるまでの当面の期間は、国保税の引き下げは慎重に検討せざるを得ないと思っております。また、多子世帯の均等割の無料化につきましては、9月の一般質問でも少しお答えをさせていただきましたけれども、まず均等割を全額無料にするということは、受益に対する負担も必要とする健康保険の性格から見まして、適当ではないと考えられるんですけども。

おっしゃるとおり多子世帯のお子様にかかる均等割につきましては、負担が大きいことを考慮いたしまして、すぐには難しいと思いますが今後の検討課題としていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは、9月議会でもそういう答弁もりました。

ただ、不利益を被るとか、国保の人たちが特別に均等割とか保険料を下げしてほしいということが、不当なことのようと言われるんですよね。不利益を受けてるのは国保加入者のほうなんですよ。先ほどから言いました国の制度として、この国保のはもともと成り立たない状況の中で発足せざるを得なかったんですよね。何度も言いますが、均等割とか平等割。これなんかもほかのにはないんですよ。これを不平等だって逆なんですよね。国保の人たちのほうが、負担をほかの保険料より保険制度より高くもられてるんですよ。そのことから来る負担が多いから、それを、先ほど言いました全国知事会もその1兆円入れて均等割を含めて直して、なくしていくという話を。そうしないと、この制度は持たないということも含めて述べてるんですよ。

そういう点で、私は町長に質問したいんですけど、粕屋町としては、国に先駆けて均等割を就学前は5割ということで、国が今年やってる。そういうことで、均等割のいわゆる軽減はできる。やってきてるんですね。だからこの制度は、町がこの一般財政なり財政調整基金など含めて、そういうもので繰入れれば可能なんですよね。だから、そこを今の時点で、今までこの2年間やれたことを、来年度も引き続

き取り組むようにと。それを、この全額無料に引き上げていったらどうかと。補償や支援を増やしていくことにしたらどうかということでの質問なんですよ。

そういう点で、町長の見解といいますか、回答を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この国保制度というのは、未来に将来にわたって継続可能、制度としての継続を保障されなきゃいけません。

従いまして、短時的なといいたいでしょうか、その時だけのことではなくて、財政面を含めたところの大きな枠組みの中で検討せざるを得ません。

従いまして、今、全国知事会のほうが要望されましたようなことに立脚して、粕屋町についても、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今から国保に加入する人たちの所得が減る。非正規労働者が増えていく。そして財源なくなるんですよ、国保の財源は。これは国の制度でやってきた非正規労働者を増やしていく。そして賃金を下げる、上げない。そういう状況の中でその後、保険を入れる、保険支払う能力はない人たちが増えてる状況ですから、今から先どんどんなくなっていくんですよ。

だからそういう状況、年金でもそうですけど。だから、町なり国もそうですけど、町も独自にそういう財政調整基金など含めて一般財政繰入れしてでもやらないと、町でそれぞれがやっていかないと、自治体で。そうしないと、これはもう国の施策でいけば先ほどから言いました、もう軍事費にどんどんして行って社会保障削減していけば、もう全くこれを解決する、支援していくことができないということ、もう認めるような形にしかならないんですよ。私はそういうことでは、地方自治体その役割を果たせないということを指摘して、次に進みます。

次に、介護保険について質問いたします。介護保険制度は、2024年4月に3年に1度の改正が行われ、再来年、12月に審議会を経て、来年通常国会に法改正が提出されます。利用者や家族、介護従事者や職員などに大きな影響を与えるということがありますので、今回この介護保険の利用料や介護保険料についての支援策について提案していきたいというふうに思います。

最初に介護保険制度開始の時、町の保険料と現在の保険料の比較。基金の活用しての引き下げてきた実績などを含めて説明を求めます。

町長なり担当所管から答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

お答えいたします。介護保険制度開始時、これは平成12年になりますが、この開始時の粕屋町の介護保険料基準月額が3,043円。令和4年度現在の基準月額は5,500円で、開始から22年の間に2,457円上昇しております。

ちなみに今の現在の全国平均が6,014円でございます。また、介護保険料は3年ごとの介護保険事業計画策定の際に算定しており、少しでも住民の方々の保険料の負担を軽減するために、平成18年から第3期計画以降は、毎回、基金を活用して、保険料の増加抑制に努めているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

保険料の問題、国は2,911円、発足時ですね。それが6,014円。ですから、倍になったんですね。2040年には9千円突破すると。18年後ですね。というようなことで、あと40歳から64歳以下は、医療保険にこれを上乗せしていくというようなことが、言われてるんです。まさにこの介護保険も、保険あって介護なしと言われるようなそういう状況があって、何とかこれは、高齢者を含めた介護を必要とする人たちに対しての利用料負担、保険料負担を軽減するということが必要だと思います。そのためには、もう基金を使うということです。基金がないところはどうするのかという問題も含めてありますので、その点について質問をしていきたいと思いますが、その前に、それでは後に、質問項目としてありますので。

まず最初に、要支援1・2の訪問介護、通所介護が総合事業に移行して保険適用外になって負担が増加していると。介護事業者は、報酬単価が低くなって経営悪化が生じているということです。そういう点では、総合事業に要支援1・2の人たちが負担が増える分の支援など検討すべきだと思います。全国、ホームヘルパー協議会会長の田尻亨さんという方が、総合事業について述べております。国が一律に基準を決めている保険給付とは違い、総合事業を利用する方のサービスは各自治体によって基準が異なっていますので、同じ生活援助でも事業所に入る報酬は全体として減ることが多くなりました。ですから、総合事業ばかりやっても経営的に厳しいので、終末期の看取りのターミナルケアなど、報酬単価が高い身体介護の依頼が来れば優先的にそちらを受ける、というようなことを述べられてます。これはもう、町で、国で介護報酬の介護保険の適用内にあった人を、町の総合事業に移すこ

とによって、国は予算を介護保険料から出さなくていい。そして町に負担を、また利用者に負担を受入れていくという、そういう事業になってるということを述べてるんですね。

そういう点で言えば、総合事業で移った人たちの負担軽減。そして先ほど言いました、事業者に対しての経営に対する補償などを含めて検討するべきだと思いますけど。

その点について、課長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

平成26年の介護保険改正により、要支援1・2の訪問介護と通所介護は、介護予防日常生活支援総合事業、これを総合事業というふうに言っておりますが、こちらに移行いたしました。

粕屋町は平成27年の4月から施行しております。御質問の自己負担額についてですが、総合事業に移行した後も、サービス事業費の所得に応じて1から3割負担というのは従来どおりであり、介護保険制度の中の事業として、保険適用も継続をされております。また、介護事業所の報酬についてですが、介護報酬はサービスの提供に要する平均的な費用の額、人件費は地域差に配慮した地域区分がございますが、これを勘案して国が設定をしております。総合事業への移行により、事業所の介護報酬単価が下がったということはありません。

ただし、この制度に移りましてから、従来型のサービスに加えまして、もう一つ緩和型というのができました。この緩和型というのは、地域の実情に応じた多様な実施主体がサービスをできるというものでございます。緩和というのが内容的には、事業所の基準が緩和をされてます。例えば広さでしたり、管理者の常駐の件でしたり、資格とか。そういったところで、国が設定した金額を基準には考えるんですが、緩和型のほうは、国の設定した額を参考に、保険者が介護報酬単価を決定する形となっております。それですので緩和された分、少し、若干従来型のサービスの費用よりも、介護報酬が若干下がってはおります。

ただ粕屋町の場合は、従来型を利用されてる方がほとんどでございまして、例えば訪問介護のほうは、従来型が400近い利用に対しまして、この緩和型は17、23分の1です。それから通所介護は700ぐらいの従来型に対しまして、緩和の分が56ぐらいで、これが12分の1ぐらいでございまして、それで余り大きな影響は今のところないかと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今言われた点で、町としてのそういう介護保険の単独町でやってるということから来るいろんな制度、減免、利用に対する使用料の減免とか含めて、いろいろある中での内容が説明されておりますが、いずれにしても今から要支援の人たちは、今まで使ってたのが使えないように広がってきて、その分を自己負担しなければならぬという状況になってきているというのがあるんですね。だから、そこんところは今後、来年今度、介護1の人たちも含めて、総合事業に移していくというのは、決められようとしてるんですね。そうなるともう総合事業に移って来られない人たちは3・4・5。要は特別養護老人ホームに入るとる人たち以外は、大体もう全部、適応して総合事業で対応せないかん。そういう状況になってくる中で、この総合事業、町で行う総合事業を利用する人たちの負担軽減のためには、これからのそういう予算化も含めた支援の策が、利用料も含めて、保険料も含めて行われていかないと、介護で利用できずに、ひどくなっていくということにつながっていくので、今後、そういう点も含めて検討していくように求めたいと思います。

次に、障害者控除対象者認定書の交付数等交付促進の取組について説明を。

これは障害者控除が本人や同一生計者、扶養親族が障がい者に該当する場合は、所得税が1人27万円、住民税で26万円の控除が受けられると大変喜ばれております。介護保険サービス給付から外されて、総合事業に移された要支援1・2の人たち。また、今後介護1・2の人たちも含めて障害者控除の適用される人達が生まれてくると思います。そういう点で、全国的にも、この要支援の人たちを対象に、障害者控除の認定を発行している自治体も増えてきております。

町としても、この支援も含めて、検討していくように求めたいと思いますが。

これは、担当所管課の説明求めます。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

高齢者の障害者控除認定書の交付者数といたしましては、平成21年から現在までで46名となっております。

こちらは既に障害者手帳などを交付を受けてる方はする必要がございません。それから、交付の促進の取組といたしましては、広報やホームページのほかに、個人宛てに送付する介護認定結果通知に同封するチラシで御案内をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今の現状についての説明ですが、先ほど私提案しましたように今後総合事業、そういう介護1・2の人たちがそういう保険適用から外されるということも含めて出てくる中で、今後のこの認定の支援、認定の取組が求められると思いますので、是非そういう立場で臨んでもらいたいというふうに思います。

次の質問は、全国的に介護保険料を滞納する普通徴収者が増加傾向にあると言われております。保険料の滞納者と滞納額、差押件数。特に差押件数について、どういう状況なのかというのは知りたいと思いますので、担当所管課の説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

堺収納課長。

◎収納課長（堺 哲弘君）

介護保険料につきましても、令和3年度の決算時点の数字でお答えをいたします。

滞納者数につきましては89名、滞納額では355万8,146円となっております。全額が普通徴収の滞納でございます。介護保険料に関係します、滞納がある方の令和3年度中の差押件数につきましては、101件となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは、2年度のことについて分かれば比較ができるかと思いますが、全国的にはこういう差押えが増えてきているということがあられるわけですが、前年度の比較とかいうのは、私がちょっと回答求めてなかった面もあるかもしれませんが分かれば。

前年度の比較が分かれば、差押件数についてお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺収納課長。

◎収納課長（堺 哲弘君）

令和2年度中の差押件数が110件、令和元年度中は128件となっております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

令和2年度は110件ということは増えてるわけですね、18件ね。私はこのことで、特に大事だというふうに思うのは、要支援1・2の人たちが保険給付から外されるということになって、この普通徴収の人たちは年金が1万5千円以下ということで、自ら保険料を払うというようなことなど、いろんな生活困窮者の人たちが、コロナ禍で介護保険料を支払いをすることができなくなってきたという状況が生まれてきているというふうに思います。

そういう点では、特別徴収者は100%徴収となりますけど、滞納者になるこの1万5千円以下の人たちの年金などの収入の、所得が少ない人たちの負担を生まれてきますので、介護。そういう点では、納付についても、先ほどの介護、国民健康保険の問題と同じように滞納者に対するそういう生活支援も含めた判断をもって、徴収業務に行ってもらいたいというふうに思います。次に。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、田川議員の御理解がちょっと誤解があったようなので、再度収納課長のほうから件数と、その減少してるわけです。

その内容を再度説明させます。

◎議長（小池弘基君）

堺収納課長。

◎収納課長（堺 哲弘君）

すみません。順番が逆で言っておりますので分かりにくかったかと思います。

元年度、2年度、3年度時系列の順番でいきますと、128、110、101という件数で、だんだん減ってきております。

これはもちろん、収納課、町のほうがどれだけ積極的に滞納処分とかで取りにいつてるかどうかということとか、あるいは経済状況とか社会的な状況とか様々な要因が考えますので、何をもって減ってるかっていうのはちょっと一概には申し上げられませんが、状況としては、年ごとに減っていったという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

どうも失礼しました。私が一番初めに聞いたのと後で報告を受けたのとの件数についての間違いがありましたので、訂正したいと思います。

次に、介護保険料や利用料の負担軽減のために、基金を活用した保険料の引き下げについての検討について説明を受けたいと、回答を求めたいなど。9月議会の結

果、決算報告では基金積立金が総額3億5千万円という報告があったと思います。基金を活用した保険料の引き下げ、据置きなどを含めて全国的にもこういう取組はやってきてるわけですが。粕屋町として、この基金を使つての保険料の据置きでしたかね。前、10年くらいならんかな。たしか、その基金があったのでそれを使つての保険料の軽減ということで行われたと思うんですが、そのときの基金よりも、増えてるといふふうに思います。

そういう点で、内容についても含めて引き下げについて提案したいと思います。
答弁を。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

先ほど一番最初の御質問でもお答えいたしましたように、介護保険料は3年ごとの見直しの際に納付される方の負担を軽減できるように、既に基金を活用する形で算定をしております。

利用料につきましては、負担軽減のための制度として高額介護サービス費、それから高額医療高額介護合算制度、また、町独自の介護サービス利用者負担助成金などがございます。これらの制度により、世帯の所得状況等に合わせて設定されている利用料の負担限度額を超える場合や、町の助成対象者の要件に該当する場合は、申請によりサービス費の支給や助成が受けられますので、現段階では基金の活用は考えておりません。

以上です

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

引き続きこの基金を使った保険料の引き下げ請求についての問題については、取り上げていきたいと。

最後に、仲原保育所の建て替えと併せて、仲原幼稚園を統合して町立の幼保連携型こども園を建設することと、中央幼稚園での3年保育を実施することについて提案したいと思います。

全国的にも、公立の幼保連携型認定こども園が福井県福井市とか堺市、私たちが厚生常任委員会で視察に行った杉並区などもこういう取組を行ってきてるわけですが、公立の幼稚園の減少、いわゆる定員割れ。それと保育所の必要性ということも含めて、町立で残していく計画などについても必要だと思いますが、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

当町の未就学児童の保育・教育につきましては、公立の保育所、幼稚園のみでなく、私立の認可、認可外の保育施設、町内・町外を含めた様々な幼稚園や認定こども園等、そういった施設がそれぞれの特性を生かした上で、様々なニーズに対して、それを担っているものと考えております。

9月議会の一般質問におきましても答弁しておりますけども、子ども未来課のほうが所管する町立幼稚園・保育所未来プロジェクト会議。また、子ども・子育て会議等において、この幼稚園・保育園の統廃合を含めたところの検討を行っておる最中でございます。

今後はその検討結果を踏まえた上で、専門家会議において更に議論を深め、素案を作成し議会にお示しした上で、今後の再編整備を行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私が提案してるのは公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園についてですが、これは福井市の今ホームページから取り出したものですが、ここには、保育園舎を改修し小学校併設の幼稚園を移行する形で、認定こども園が開設しましたということで、この認定こども園の一つの移行についての説明があるんですね、紹介があるんです。

それともう一つは、全国的にこの制度に基づいて7,208人、8か所の保育所ができたわけですが、公立が1,138、民間が、私立が6,070ということで、これは平成31年4月1日の現在の分ですけど。こういうふうに、この公立の幼稚園と保育園を使って、今の現状に合った保育園の就学前児童についての対応としては、非常にすばらしい対応の仕方だというふうに思うんですね。そういう点で、町としてということだけじゃなくて、そういうよそのところの取組などを見て取り組んでもらいたいといいますが。いずれにしてもこのことについて、担当所管課のほうでは、この幼保連携認定こども園についていろいろと資料を取り寄せてあると思いますが、これ説明できる分があればお願いします。

粕屋町において取組ができるかどうかということについての説明。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

先ほど町長のほうの答弁にもございましたとおり、今こちらのほうで未来プロジェクト会議及び子ども・子育て会議等で議論を行っておりますので、その中で、この認定こども園っていうのも一つの議題には上がってはきてると思っておるところでございますので、その辺りの専門家会議のほうも意見も踏まえた上で、再編整備のほうを検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、それと併せて中央幼稚園の3年保育園についても、中で審議してもらいたいんですが、その点について。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

中央幼稚園での3年保育の実施に関しましては、令和5年度の町立幼稚園の申し込み状況を勘案いたしますと、3年保育を実施している大川・西幼稚園の年少組においても定員に達していないということもございますので、中央幼稚園で3年保育を新たに実施する予定は今のところはございません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

以上で質問、一般質問を終わります。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

田川議員の一般質問が終了いたしましたので、ただ今から暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号1番、古家昌和議員。

（1番 古家昌和君 登壇）

◎1番（古家昌和君）

皆さま、おはようございます。

議席番号1番、古家昌和です。通告書に従いまして質問をいたします。

2問ございます。まず1問目です。1問目は、自転車安全教育指導についてという事で質問させていただきます。

福岡県では、自転車の安全で適正な利用を促進するため、県内の学校教諭、市町村の交通安全指導員、各地の交通安全ボランティア等を対象に、自転車に関する正しい知識、自転車交通安全教育における指導方法等に関する講習会を実施しています。その講習会では、福岡県警による交通ルールの講義や、自転車整備士等による自転車の点検整備の講習のほか、自転車の保険の加入義務化についての説明などを行っています。また、一般財団法人日本交通安全教育普及協会では、交通安全教育の指導者を対象に、交通安全教育の今日的課題に迫る基本理論、具体的な指導方法の講義及び班別協議を行い、指導者の資質向上と実践活動の促進を図るため、研修会を実施しています。

粕屋町のホームページには、「自転車は、免許なしで乗ることができる手軽さから、子どもから高齢者まで幅広い年代の方に利用されています。しかし、道路整備や交通ルールの徹底といった環境整備が進んでおらず、自転車乗車中の事故、特に自転車と歩行者の事故が急増し社会問題となっています。」と記載があります。粕屋町では、飲酒運転根絶に関する条例を制定し、飲酒運転ゼロを目指しています。運転する方の一人一人が自覚し、法令を遵守すれば、必ず実現することができます。自転車による飲酒運転も厳禁です。自転車は自動車の仲間であり、酒気を帯びて運転することは道路交通法で禁止されています。自転車の飲酒運転でも厳しく罰せられ、逮捕されることもあります。ということなどが記されています。また、あおり運転など、危険運転の厳罰化を定めた改正道路交通法が6月30日、更に10月1日からまた更に改正され施行されておりますが、自転車の妨害運転も新たに規定され、15項目の危険行為を3年間に2回摘発されると、安全講習が義務づけられました。以上を踏まえ、以下の質問をしていきたいと思えます。

まず、一つ目です。前段でお話ししましたが、自転車安全教育指導者講習会及び交通安全教育指導者研修会を受けられた粕屋町の職員の方は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

今、議員おっしゃいました講習会・研修会の内容につきましては、議員がおっしゃったとおりの内容となっておりますが、この講習会・研修会を受けました職員等

の人数でございますが、現在の担当者及び前任者等で、現職の職員で受講したものはございません。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

予想どおりのというか、恐らくそうではないかとは思っておりました。

なぜ今回、私がこういう質問をさせていただいたかといいますと、私も車にも乗ります。オートバイ、スクーターですけども、オートバイにも乗ります。もちろん自転車にも時々乗ります。やっぱり1人の人間がいろんな立場に変わるわけですよ。やはり一番利用するのは、やっぱり車運転してるのがやっぱり一番多いんですけども、その中で、よくやっぱり自転車、やっぱり危ないなあと思うことがあるんですね。ちょっと皆さんと1回確認というか、してみたいと思うんですけど。

実は粕屋町で、これは福岡県警のほうのデータからちょっと持ってきたんですが、粕屋町で自転車の事故、どれぐらいの件数起こってるのかっていうことをちょっと調べてきたんですけども、令和元年度で交通事故発生件数が、自転車関連61件、うち負傷者が58件、死亡者はゼロです。令和2年度、粕屋町での自転車関連の交通事故発生が55件、負傷者52名、うち死亡事故が1件。令和3年度、事故発生件数63件、負傷者61名、うち死亡者1件ということで、粕屋町内でも、やはり死亡事故がここ2年連続発生しているということです。警視庁のホームページにこれ記載があったんですが、自転車乗車中の交通事故の約3分の2がやはり自転車側、自転車利用者側に何らかの違反があって、事故になったというケースがありますと。3分の2が自転車側に問題があるというようなデータがありました。

そういった中で、ちょっと皆さんと一つ一つちょっと確認していきたいと思うんですが、自転車は自動車と同じなので、車道を走るのが原則ですよ。歩道を走っちゃいけません。なんです、これ例外があるというのがあるんですね。私も今回知らなかったんですが、調べる中で分かったんですが、13歳未満と70歳以上は省くとなってるんですね。ですから高齢者は、70歳以上であれば歩道を通っていいということなんですね。一般的な認識でいうと、自転車が全部車道やろというような感覚だと思うんですけども、年齢制限があるということ。私は知りませんでした。あと車道は左側を通ります。これはそうですね、右側通ってくると対面するので危ないので左側を通りましょう。歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを通行しましょうと、通る場合ですね。そういったことも規定されてます。あとはヘルメットですね。これもかぶったほうがいいですよということになってます。2人乗りの場合は、子どもさんにはヘルメットをかぶせるという場合ですね、こういったこと

があります。あと、飲酒運転はもちろん駄目です。2人乗りも駄目です。ただ子どもさんを乗せて走る自転車、2人乗り専用の自転車、こういったものは大丈夫ですね。あと並走も駄目です。あと一方通行の逆走も駄目です。こういったことは禁止されています。あとは夜間はライトをつけましょう。それとあと携帯電話をしながら、あと音楽を聞きながら、あとは傘を差しながら、これも禁止されています。その辺りぐらいまでは、何となく皆さん認識があるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとこの図を見ていただきたいと思うんですが、すみませんちょっと準備が悪くて申し訳ないです。ちょっと見やすいように。

ちょっと考えてみてください。これ車道ですね。ここに2本線を引いた道路があって、ここに歩道はありませんという場合ですね。自転車はどこを通るのが正しいでしょうかという問題なんですけど、なかなか分かんないですよ。ここは一本線のところはよく見かけるけど、2本線だったらどうなるのかっていうことなんですけど。ここは歩行者専用道路ですので、歩行者しか通れないんですね。だから自転車はこっち側通らないといけないということになるわけですね。意外と多分皆さん御存じではないのかなあと思います。

で、すみません、もう一つちょっとこういうケースですね。自転車でこっち側からやってまいりました。車用の信号、赤です。歩行者用の信号は青でした。自転車がとるべき行動は、どういう行動かということなんですよね。直感的にお分かりの方もいらっしゃると思うんですけども、原則ここは、ここに自転車横断帯がありませんので、ここは歩行者しか渡れない歩行者の信号なんです。ですから自転車はこっちの信号に従わないといけないということですから、一時停止ですよ、これね。車と一緒に赤信号で停止しないといけない。ただよく見かけませんか。こっちから来て、恐らくここに信号があった場合は、いきなり横断歩道を自転車で渡る方ですね。もうこれ交通ルール違反ですよ。なので、信号が青になったときに、ここが青であれば一緒に通行できるんですけど、やはり左折するときに自転車巻き込んだりというような事故がやっぱり多々起こってると思うんですが、意外とこう、車の免許を持ってても、いざ自分が自転車の立場になったらどうなのかって分からないケースがよくあると思うんですね。

それで次の質問にちょっと移るんですけども、二つ目ですね。こういったことを、教わる場というのがないんだと思うんですね。車の免許を取るときには自動車学校で学びます。ただ、自転車乗るときにはこういったことを学ばないので、やはりこういう場が必要なんじゃないかなというふうに私は考えております。

二つ目の質問なんですけど、例えば包括協定を結んでいるような企業。ちょっと調べてみましたら博運社さんとか、グリーンコープさんでしたかね、そういったとこ

ろと結んであるかと思えますけども、そういった包括協定を結んでいる企業や、交通安全指導員等との交通安全、特に自転車についての交通安全の取組ですね。普及取組、こういったことを今現在やられた経緯とか、今後やる予定とかございますか。

お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

包括協定を結んでおります企業におきまして、自転車に特化した交通安全の普及の取組については現在のところはございません。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

そうですね、せっかく運送業っていうかそういう業者、企業ともたくさん包括協定結んで、あと大学。そういったところも結んでいるということで、私は認識していますので、町民の方々、自転車を利用されるの方々に対して、そういったところで学べるような場所づくり、そういったものも作っていくほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。これ協働のまちづくり課さんから出ております、要は粕屋町まちづくり出前講座メニューってやつですね。これの中を見ましても、自転車の交通安全について出前講座をしますよというようなのは、項目はちょっと見当たらなかつたんですね。今後そういったメニューも、考えていくことも考えないといけないのかなというふうに私は考えております。是非、御検討いただければと思います。

そして三つ目の質問に移ります。飲酒運転撲滅を含め自転車安全教育の普及について、恐らくですけどホームページだとか広報での告知、そういったものをやられてると思うんですけども、それ以外に何か有効、こういったことが有効なんじゃないかなというふうなことは何かお考えありますでしょうか。

お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

すみません。その前に、今先ほど2問目の質問で企業については質問されましたけども、通告書にあります交通安全指導員のほうは、お答えよろしかったでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

すみません。では交通安全指導員、そちらのほうの御答弁もお願いいたします。
すみません。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

交通安全指導員さんとの自転車安全教育の普及への取組につきましては、これまで粕屋警察署に依頼をしまして、例年4月から5月に、町内各小学校の4年生を対象に自転車安全運転教室を開催しておりました。

これには、交通安全指導員の皆さまにも御協力をいただいているところでございます。ちなみに令和2年度はコロナ禍でしたので、粕屋警察署による教室は中止となっておりますが、学校独自での交通安全指導は行われているようでございます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインですとか実施時期をずらすなどの工夫をしながら、粕屋警察署単独で指導をされております。令和4年度は、5月16日に仲原小学校、5月19日に大川小学校の2校について、粕屋警察署の直接指導のもと、交通安全教室を実施されております。なお中央小学校につきましては、学校独自で交通安全教室が実施されたとのことでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

ありがとうございます。子どもたちに対してそういった取組を行っていただいているということは、非常にありがたいなというふうに思います。

ただ一つ、私も最初に言いましたけど、大人が学ぶ場がないんですね。なので、子どもの頃は私も粕屋西小学校に通ってましたが、確か自分で自転車を押して行って学校で自転車のそのなんか、横断歩道とかを書いて、そこを自転車で安全運転はこういうふうにするんだよということで、実際に自転車、自分の自転車を持って行ってそういう指導を受けてたという記憶があります、当時ですね。なので、子どもたちに対しては、もう継続的にやっていただいているということですので、大人の学びの場。こういったものも是非御検討いただきたいと思います。

ちょっとすみません、ちょっと訂正させてください。先ほど包括協定でのところ

で、ちょっと私が名前出した企業さんで、グリーンコープさんて出したんですけど、Fコープさんですね。大変申し訳ありません。Fコープ生活協同組合さんですね。そういったところと提携してるということでした。訂正させていただきます。

では、続きまして2問目に移りたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

3番は。

◎1番（古家昌和君）

3番目、ごめんなさい。3番いただいてなかったですね。

3番の御答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

3問目の御質問にお答えいたします。年4回交通安全県民運動が実施されて、開催されておりまして、その中の重点項目には、飲酒運転の撲滅が毎回上がっております。

自転車の交通ルール遵守なども上がっております。また粕屋警察署では、管轄内におきまして毎回キャンペーンが行われ、啓発活動をされております。また、粕屋町でもイオンモール福岡などでキャンペーンを行い、啓発活動を行っております。また、道路交通法の改正による自転車の安全利用につきまして、広報紙に掲載する予定にいたしております。また広報紙に限らず町のホームページですとか、LINEなどのSNSなど交通安全教育につきまして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

そうですね、何が有効かってのは、やはりやってみないと分からないので、いろんな手法をとっていただきながら進めていただければと思います。重ね重ねなんですけども大人に対しての啓発、この辺りをしっかり力を入れてやっていける体制が整うと非常に私は嬉しく思います。一人でもやっぱり粕屋町から自転車の事故、1件でもなくしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、次2問目に移ります。2問目です。

二つ目は、HPVワクチンの接種の推進についてということで質問させていただきます

ます。

まず、HPV ワクチンっていうのがよく分からない方もいらっしゃると思うので、よく言われる、分かりやすい言葉に直すと子宮頸がんのワクチンの接種ということですね。子宮頸がんとは、女性の子宮頸部にできるがんのことで、子宮頸がんの発症はヒトパピローマウイルス、これの頭文字をとって HPV ということですね、と呼ばれるウイルスが関わっています。このウイルスは、子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、HPV が長期にわたり感染することで、がんになると考えられています。HPV は一般に性行為を介して感染することが知られています。これが子宮頸がんというものの現状ということですね。その中で、ちょっと質問のほうに移っていきたいと思います。

近年、がんの中でも際立って増加しているのが、子宮頸がんです。日本国内では、罹患者が年間、ごめんなさい、1万1千人程度。約2,900人の女性が、子宮がんによって命を落とされています。また、30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまう女性も、毎年約1,200人いらっしゃいます。この病気の発症は、20代から30代の女性に増えてきており、幼い子どもを残して亡くなるため、マザーキラーの異名がつけられています。

子宮頸がんを予防する、効果があると WHO が認めている HPV ワクチンですが、国は2002年4月から積極的な勧奨を再開するよう、全国の自治体に通知し、小学校6年生から高校1年生相当の女性であれば、誰でも無料で2価ワクチン、4価ワクチンの接種ができるようになりました。諸外国、カナダやイギリス、オーストラリアなどの接種率は約8割と高いのですが、日本での現在の接種率は1%以下で、約0.6%程度にとどまっているというのが現状です。日本では、女性の接種さえ普及しない中、世界ではより高い効果が期待される9価 HPV ワクチンが女性のみならず、男性にも投与されるようになってきています。日本でも2020年12月から4価 HPV ワクチンの男性への任意接種、これは自己負担、全額自己負担が承認されています。

以上を踏まえ、以下の質問をいたします。まず、一つ目です。粕屋町での HPV ワクチンの接種の方法や国、県など、これまでの経緯、助成等の現状を詳しく教えてください。

お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと答弁いただく前に、6ページ目の上から4行目ですか。国は2002年って言われて2022年、ということで訂正をさせていただきますので。

では、答弁のほうお願いいたします。

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

HPV ワクチンにつきましては、平成25年4月から予防接種法により、小学6年生から高校1年相当の女子に対して、子宮頸がんの原因となる HPV の感染を防ぐことを目的として、定期の予防接種となっております。

しかし、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない、持続的な傷みの特異的に見られたことから、厚生労働省は平成25年6月14日に HPV ワクチンの積極的な接種勧奨について、一時的に差し控えを決定いたしました。その後、国の予防接種ワクチン分科会副反応検討部会において検討がなされ、令和4年度からの積極的な接種勧奨の再開が決定されました。これによりまして、積極的な接種勧奨の差し控えによる、接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれの女性及び、平成18年度から平成19年度生まれの女性に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的な特例として定期接種の対象年齢を超えて接種を可能といたしました。

これは以降キャッチアップ接種といいます。粕屋町につきましても、令和4年度の再開時よりキャッチアップ接種の方で、対象年齢を過ぎて HPV ワクチンの任意接種を自費で受けた方について、当該接種費用の償還払い等の助成を行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

詳しく説明ありがとうございました。そうですね、今の御説明のとおりなんですが、また一つちょっとグラフというか、表を持ってきたので、このまま映りますかね。

これが接種が認められて、これは生まれた年度ですね。この年度に生まれた子どもたちが、どれぐらいの子どもたちが接種をしたかというグラフなんですけども、国のほうが進めて、すぐ1994年生まれの子どもたち。接種率が50、もう半分以上で最大ではもう8割ぐらいの子どもたちが接種が無償でできたという時期がありました。

今言われました、国が積極的に勧めないというような報道、一部いろんな報道がありまして、そういったことでいきなりこの2000年生まれの子どもたちから接種率が14%、そしてもう今ほぼゼロ%ということなんですけど、なので、やはりやっぱりその報道の中で何かすごくこれ接種することによって、何かすごい重症化するんじゃないかと。今回のコロナの接種とやっぱ同じだと思うんですよね。分からな

いものに対してやはり今警戒感を持つ、そういったことだと私は理解をしております。ですのでやはり今後、今年度の4月から積極的に勧奨していくということでしたので、やはりこれからがやっぱ正念場というか、国も認めて打っていったほうがいいんじゃないかという見解ですので、自治体としてこういったところをきちっと皆さんにお知らせしていくということが大事になってくるんじゃないかというふうに私は思っています。

実は、なぜこの質問をしたかといいますと、ある方から子宮頸がんワクチンの接種ってどう思われますかって言われたんですけど、全く情報がなくてお答えすることも、何もお話しすることもできなかつたんでちょっと勉強してみますねっていうところから始まって、よくよく考えてたら、私の娘が今これ対象になってるんですね、そのことすら知らなかつた。娘は粕屋町内の学校じゃなくて、中学校も福岡市の中学校、そして高校も福岡市の高校に行ってるんですが、その中でこういうお話学校の中であつたって聞いたんですけど、やはり特に何もなかつたというふうなことだつたんですね。だから学校にこれを求めていくのは、非常に難しいことなんだなあというふうには思っております。

二つ目の質問です。粕屋町でこのHPVワクチンの接種の助成対象者数です。毎年変わってくると思うんですけども、大体の数。それと今現在の接種率、この辺りをちょっと教えていただければなど、分かる範囲で結構です。

お願いします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

HPVワクチンは、合計3回の接種が必要でございますので、接種回数ごとの接種者数と接種率で御回答させていただきます。

令和4年度につきましては、9月末現在が一番最新ですので、9月末現在で御報告させていただきます。令和4年度の定期予防接種対象者につきましては、対象者数は1,703名でございます。接種者数は1回目が93人、2回目が81人、3回目が73人、合計247人でございます。接種率につきましては、1回目5.5%、2回目4.8%、3回目4.3%でございます。

ちなみに、令和3年度の定期予防接種対象者、こちら接種差し控え期間の年度でございますが、この年度の対象者につきましては1,599人でございます。接種者数は1回目が94人、2回目が79人、3回目が58人、合計231人。接種率につきましては1回目5.9%、2回目4.9%、3回目3.6%。令和4年度の半年間で、令和3年度の合計人数を超えていますので、ある程度周知は進んでおると思います。

ちなみに、接種勧奨の差し控えがあった特例分の対象者についても、御回答させていただきますとったほうがよろしいでしょうか。

(許可のない発言あり)

◎健康づくり課長（石川弘一君）

令和4年のキャッチアップ接種対象者数につきましては、2,250人でございます。接種者数につきましては1回目が108人、2回目が61人、3回目が51人、合計220人。接種率につきましては1回目が4.8%、2回目が2.7%、3回目が2.3%でございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

今の御答弁聞きまして、何か少しちょっとほっとしたというか、ほぼないのかなというふうなことで私も考えてたんですが、接種をこれだけやっていた方がいるということではあるんですが、ただこれは1回目、2回目、3回目というのは同じ方が入ってますよね。なので、単純に例えば、1,703名のうちの247名が打たれたということではないと思うんですよね。はい。なのでここは多分数字のあれだと思っただけなんですけど。なので接種率からいくとそんなに多くはないんですが、ゼロではないということにちょっと私ちょっと安心いたしました。一定の効果が出るのかなというふうには思っております。

これは厚生労働省からですかね、こういうパンフレットが恐らく皆さんもどこかで目にされたことがあるかと思いますが、今年の4月から積極的に進めていきますということで、パンフレットも出ておりますので、やはりその対象になれる小学校6年生から高校1年生までの子どもさん、女のお子様をお持ちの家庭は1回目を通していただくと。やっぱりこれ子どもが判断するってすごく難しいと思うんですよね。打つべきか打つべきじゃないかと。なのでやっぱりどうしても、保護者の判断ということになってくるので、保護者の方にやっぱり分かりやすくできるだけ簡単、簡単にとっておかしいんですけども、内容をきちっと伝わるような方法をとっていただきながら、今の現状を少しでも、打ったほうがいいのか打たないほうがいいのかという議論ではなく、知っていただくということで、お伝えしていただく方向、考えていっていただきたいなと思っております。

そういった中で、三つ目の質問です。小・中・高でのHPVワクチン接種に関する学習啓発について、現状と今後の施策は何かございますか。

御答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学習啓発ということでございますが、これまで一時差し控えというようなことがなされていたということで、小・中学校でHPV ワクチンに関する学習啓発等についてはございません。

ただ、積極的な勧奨になったということで、今後、学校教材のほうにも載る可能性もあるのではないかなというふうに考えております。また、今後でございますが、直接的な担当課は健康づくり課になるかと思いますが、学校におきましても健康づくり課に対しまして協力できる部分があれば、協力していければいいのではないかなと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

ありがとうございます。はい、これからだと思います。なので子どもたちにもしっかり伝わる。そして、保護者の方にしっかり理解をしていただけるような体制をとっていただきたいというふうに考えております。

それで次なんですけれども、すみません、健康づくり課長一つ教えてもらっていいですか。先ほど1回目、2回目、3回目の接種というのがありましたよね。これは高校1年生の属する年度までというふうに、確かなってたと思うんですが、例えば、1回目、2回目は公費で打てたんですが、3回目間に合わないケースってありますよね。これって何か優遇っていうか、もうとにかくそこまで間に合わなかったら、そこで3度目は自費ですよという形なのかどうか、もしお分かりになれば教えてください。

そういうケース出てくると思います。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

キャッチアップ対象年齢という形になりますけれども、例えば、平成18年度の生まれの方につきましては、キャッチアップ対象につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間の申請期限がございます。

平成18年度生まれの方につきましては、現在高校1年相当でございますので、令和4年度は定期予防接種期間になりますけれども、翌年は定期予防接種期間を経過

してしまいますので、令和5年・6年度につきましては、キャッチアップ接種対象という形で接種していただいて、それについては助成を受けていただくという形になっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい、ありがとうございます。細かいところになると、そういったところはやっぱり分からない方も結構ですね。気がついたときに、もう既に対象がもう、期限切れっておかしいですけど、期限がもう間近という方も結構いらっしゃると思うので、そういったところを告知、お知らせ、そういったところも含めてやっていただきたいなというふうに思います。

では次、4番目ですね。HPVワクチン接種について。ごめんなさい、HPVワクチンについて、啓発、周知方法及び今後の施策は、となっておりますが、今小・中学校生のことにはちょっとお答えいただいたんですが、大人に対してそういったキャッチアップ、そういったところも含めて、何か、先ほどの答弁以外にもあればお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

粕屋町では、リーフレットや予診票を定期予防接種対象者、小学6年生から高校1年相当には令和3年度末に、キャッチアップ接種対象者には、令和4年度初めに送付をさせていただいております。

また、今年度の広報かすや4月号に接種勧奨の再開について、8月号には任意接種を自費で受けた方について、当該接種費用の助成についての内容を掲載し、また、ホームページでも掲載をしております。今後も更なる啓発、周知に努めさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい、ありがとうございます。そうですね、やはりいろんな手法をとってお知らせしていくということ、ちょっともう絶やさないということが大事だと思いますので、私も今ここに胸に、子宮頸がんワクチンのリボン、ティール&ホワイトって

いうリボンなんですけども、こういったのをつけて啓発活動を私自身も行っておりますので、どんどんこういったのを皆さんに知っていただきたいというふうに考えております。

次、5番目の質問です。9価HPVワクチン接種の推進、助成を行う考えはありますかという質問なんですけど、ちょっとここ説明させてください。HPVワクチンには、後でもしかすると御説明していただけるかもしれませんが、大きく分けて2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンという3つのワクチンが今現在あるということです。私も専門家ではないので、インターネットで調べたあれなんですけども、2価ワクチンと今4価ワクチンが国も認めていると。接種を認めているという形、公費で打てると。助成があるということですね。それで9価ワクチンももちろん国が認めております。この2価というのがこの要はウイルスの種類ですね。6型11型16とまあこういう9種類のものがあって、ここに効くものが2価、ここに効くものが4価、全体に効くものが9価というくくりで、今ワクチンがあるというふうに思っていたらいいかと思います。で、今ここここは公費で打てるということなんです。期限内であれば。ここは自費ですよ、というのが9価ワクチンなんです。

ただこれを見ていただくと分かるんですが、一番この中で重症化しやすいというのが、このHPV、ごめんなさい。ウイルスのこの16と18、これが一番重症化しやすいと。このグラフが、こっちですかね。このグラフが半分近く、半分以上です。60%ぐらいが16と18というこのウイルスの種類ですね。なのでここに該当するんで、大半がここなんです。ただこの6と11に関しては、低リスク型といいまして、重症化するがんを発症するというよりも、俗に言うそのウイルスによるそのイボですね、イボができたりとか、そういった症状が出るというウイルスで、重症化しやすいのは実はこの後ろのほうなんです。ここだけじゃなくこの後ろも重症化リスクの高いというウイルスなんですけど、ここは今国は、自分で打ってくださいね。ここを打つのであれば自分で打ってくださいねと、自費でと。費用が大体1回につき1万7千円ぐらいかかるので、3回打ちますから5万ちょっと、5万円ぐらいかかるんです。ここに関しては、この9価まで打つと約10万円かかっちゃうんです。9万何千円だったと思いますけど。やはり9価を打ちたいんだけど、ちょっと費用的にねというふうな話もやっぱりあると思うので、この9価をなかなか打てないという方もたくさんいらっしゃると思います。

その9価ワクチンのことについての御質問なんですけど、先ほど質問させていただきました、おそらく粕屋町は、おそらくではない、粕屋町ではやってないので、今後、この9価ワクチンに対しての接種を助成していくという考えとか、そういう計

画がもしございましたら教えてください。

お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

現在予防接種法に基づき、感染症の蔓延防止等を目的として、市町村が主体となって実施する定期接種として承認されている HPV ワクチンは2価・4価ワクチンのみで、9価ワクチンは、個人の発症・重症化予防を目的として、個人の意思と責任で接種を行う任意接種に位置づけられておりますので、町としての推進助成等は行っておりませんでした。しかし、令和4年11月18日の厚生労働省のワクチン分科会で、令和5年度からの9価ワクチンについての定期接種化が了承され、今後は実施に向けた規則等の改正が予定されておりますので、町といたしましても、国や県の動向を注視し、定期接種化について進めてまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

ありがとうございます。そうですね、国のほうでもそういう話が進んでいるという話は、私も文献の中から探してはあったんですが、国にあわせて、粕屋町のほうでも導入していこうというふうなことだということでしたので、ちょっと安心をいたしました。

既にもう今、9価ワクチンの助成をされてる自治体も、多分御存じだと思いますけど、全国的にはたくさんあります。ただ、全額じゃなくて、2価4価ワクチンの助成範囲の中でしていくと。だから10万円全額やなくて、そのうちの5万円は出しましょうとかですね。1回につき1万7千円ぐらいなんですけども、具体的にちょっと自治体の名前を挙げさせてもらおうと、静岡県の富士市、藤枝市、島田市、大阪府枚方市、三重県津市、兵庫県神戸市、埼玉県所沢市。こういったところは、もう9価ワクチンの一部助成ですね。こういったところをやっていってるみたいですので、先駆けてやっている自治体も、今現在あるというところを理解しながら粕屋町も、もし国が指針を出す前に、その辺の助成もやっていこうということであれば、是非進めていただければなど。やはり一回打って約9万、10万というところかなり大きな負担ですので、そのうちの半分ぐらいを負担しましょうというようなことがあれば、是非、御検討いただければと思っております。

次、最後の質問です。6番目の質問です。ファミリーシップ・パートナーシップ

制度を粕屋町は導入していますが、男性への HPV ワクチンの接種について啓発、周知を含め、町の現在の対応と今後の施策をお尋ねいたします。

この質問をするきっかけというのが私もこれ調べてる中で、11月の何日だったかな、11月の17日付けのNHKのニュースの中で取り上げられてたんですけども、これはキリスト大学の学生さんが、国に署名を提出しましたというニュースなんですけども、これはやはり HPV、ヒトパピローマウイルスですね。これは性交渉によって感染するということが大半ということですので、男性にもこれを打つべきじゃないかと。接種助成を出すべきじゃないかというところで、キリスト大学の学生さんたちが国のほうに提出されたということだったんですが、粕屋町はファミリーシップ制度、それとパートナーシップ制度というのを敷いてあると思います。そうすると、例えば男性同士のパートナーの方、女性同士のパートナーの方、そういった方たちを認めていきましょうということで、粕屋町は全体として動いていってることなんですけど、例えばその男性同士のこの性交渉というのがやっぱりあるわけですよ。そういった中で、やはりこの HPV は、HPV、ヒトパピローマウイルスというのが、男性同士でももちろん感染していくと。

実は私もちょっといろいろ調べていくと、性交渉だけじゃなくても濡れたタオル、濡れたタオルをやっぱり触るだけでも感染していくという、かなり感染力は高いというようなウイルスだということが文献には載っておりました。

そういったところも含めて男性への HPV ワクチンの接種の啓発、できればそういった助成とか、ワクチンの接種の助成とか、そういったところまでのお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

古家議員がお調べいただいているように、2020年12月から HPV ワクチンの男性への任意接種が承認されております。

HPV が感染しているがんは女性特有の子宮頸がんだけでなく、男性も発症する病気、肛門がん、中咽頭がん、喉のがんです。などが報告されており、HPV ワクチンを接種することで予防することができます。現在男性への HPV ワクチンは任意接種でありますので、町としての助成・啓発等は行っておりませんが、HPV ワクチンを接種する人が増えると、集団免疫効果により、接種してない人への HPV 感染症の発症も予防できるといったことなどが期待されており、パートナーを守ることもつながりますので、町としてどのような啓発、周知を行っていくか、国や、他の自

治体の動向等も見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町はパートナーシップ・ファミリーシップ協定、これもうこういう宣誓制度をしておりますけども、これは昨日、福岡県だけではなくて、これ全国へ広げていこうという大きなうねりを感じます。

従いまして、そういった中でこういった HPV ワクチンの普及を、これはもう避けて通れない、必須のものだというふうに私も考えております。確かに数年前の報道によって、この副反応についての非常にデリケートなことについて世間を、というか日本中を不安を煽るようなことがありました。しかし、ここは専門的な見地において、子宮頸がんの発症のほうは非常にリスクが高いという結果が出ております。

従いまして、こういった若い女性を含めた、そしてまたキャッチアップ制度を含めたところの周知徹底、そしてまたパートナーシップ・ファミリーシップに関する様々な啓発も含めて、今後積極的に行いたいし、また助成制度についても、他の自治体等の問題等も検討しながら、積極的に進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

最後に町長から、そういう非常に前向きなお話をいただけたのが非常に私うれしく思います。やはり、こういったのは本当にデリケートな問題なので、やはりなかなかこう伝えていったり、人とお話するってのがなかなかできない中で、やはり自治体先頭に立って、特にファミリーシップ・パートナーシップ制度を敷いている粕屋町としては、啓発に努めていただきたいなという思いでいっぱいでございます。

先日私が視察に行かせていただいた先で、長野県のある市なんですけども、そこでちょうど庁舎の入り口のところに、パートナーシップ制度宣言というポスターがあったんですね。それでその担当課の方に、ファミリーシップ制度のほうは導入されていないんですかと。私は、ファミリーシップとパートナーシップは同じ位置づけというか、このセットで導入していくもんだというふうに思ったんですが、いやうちはまだパートナーシップだけの導入で、ファミリーシップはまだ導入していないんですねというふうなお話だったんですね。なので、やはり粕屋町はすごく先進的な町なんだと、そこに行ったときにちょっと感じました。パートナーシップ

のみの導入ということでしたので、ファミリーシップっていうものはやはり非常にデリケートなところですので、まだそこまではちょっと踏み込めてないというようなお話を伺って帰ってきた次第だったんですけども。

先進的なお考えを持ってあります箱田町長ですから、是非今後実りの多いこういうワクチン接種の助成だとか、そういったところをまた期待して、私の質問を終わりたいと思います。

(1 番 古家昌和君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

古家議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午前11時37分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をさせていただきますが、実はそれ前にちょっとお断りがございます。質問の内容をずっと考えていまして、順番を変えさせていただきたいというふうに思っていて、最初の分と最後の分を変えて、まず三番目にある選挙の投票における障がい者への合理的配慮についてっていうのを最初にさせていただくようにいたします。よろしく申し上げます。

さて、今回はたまたまですが、人権っていうことを中心に、障がい者の人権、あるいは婚姻、同性婚ということを求めておられる人々に対する行政の支援でパートナーシップ宣誓制度を取り入れているということ。それから子どもの人権。その3問とも共通している流れとなりました。私は1948年生まれなんですけれども、その年に世界人権宣言が発表されて、現在に至っているということです。それでは入ります。

選挙の投票における障がい者への合理的配慮について。9月の一般質問に、障がい者への合理的配慮というテーマで質問しましたが、前回は最後で時間が足りず中途半端に終わっていますので、今回改めて質問をさせていただきます。質問の1から4まではお答えをいただいておりますが、お答えをいただいただけで再質問する時間がないませんでしたので、前回の答弁を確認しながら、私の疑問や提案につい

て質問をさせていただきます。今回は新たに6を追加しております。それでは始めます。

選挙の投票における障がい者への合理的配慮について、障がい者の選挙行動についてのサポートはどのようにされているかという点について、まずもう私が要約をさせていただきます。その確認をお願いします。1の答弁を、前回された内容を要約しますと、投票の制度として、代理投票や点字投票による投票がある。投票事務従事者の職員が代理で行うが、誘導することがないよう2人で行う。自ら記載が厳しい方などにも利用できる。点字投票については、点字機で記載できるように、各投票所にも道具を準備。郵便による制度は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証交付を受けている一方で、一定の基準に当てはまる方は、郵便等による投票ができる。事前、4日前に投票用紙の申請が必要という、そういう内容をおっしゃっていただきました。

それでよろしいでしょうか。

(許可のない発言あり)

◎13番（本田芳枝君）

はい。それで、私がお答えに対して考えたのは、投票事務従事者、つまり中の職員の方ね。その職員は、外から見てあの人は投票事務従事者の人かなっていう、何か目印があるか。あるいは、受付で話をする際にほかの人の目があり、この投票事務従事者は、結局この内容を障がい者の方があらかじめこういうサポートをお願いしますっていうふうに受付で話すと、その中で職員が来てくださって、対応してくださるといことなんですけれども、そういう職員の方は、そういう役割を担っているっていうのが、外から見ても分かるような、そんな目印がありますか。それから、受付で話をする際に、ほかの人の目があり、自分の思いを伝えるのに躊躇するのは。後ろに人が大勢並んでいる場合の配慮は。あるいはそれから内容が分かるのを嫌がられる方への対応などについて質問いたします。

どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず目印についてでございますが、選挙事務に従事する職員につきましては、選挙事務従事者ということでみんな統一の名札を付けております。

特別、障がいの方とか、配慮が必要な方に対して、私に対応しますっていうような形の目印等はつけておりませんが、実際の受付とか、投票用紙を交付する係のほかには補助員ということで、職員のほう別に配置しておりますので、どちらかという

と、こちらのほうから気づいて行くというような対応をしております。配慮が必要のように見える方につきましては、もうこちらのほうからまず出向いてって、受付のところでできる限り声かけをするように心がけをしておりますので、特別配慮が必要だすっていう、配慮が必要な方は、声かけをしてくださいってというような形の周知というのは、投票所のほうでは行っておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私は、一般職務に従事される方と、そうじゃない方が分かるような、ああいう方がちゃんといらして、介助してくれるんだなってというのが障がい者の方にも、それから一般の方にも分かるようなね、そういう、何か名札かあるいはヘルプマークを対応してますよみたいな、そういうことをしている補助員の方がいらっしゃるといふ存在を示していただいたら、随分違うかなというふうに思っています。

それから受付で順番を待つときに障害を持っておられる方は、その順番のときに後ろで待ってて、自分の思いを伝えるわけでしょうけど、そのときに自分がもたもたしては、ほかの人に迷惑をかけるとかいう思いがあると思うので、人がいないときはすぐ対応できるかも分からないけれども、そういう場合の配慮ってというのは、どういうふうに考えられますかね。

私も、実は選挙に行くときはいつもドキドキ、最初に階段上がって、私の場合は中央小学校なんですけど、そして両方にいらっしゃるんですよ、職員の方が。そこでカード、入場券を出してするんですけども、混雑をした場合のときとか、結局障害を持っておられる方は、ちゃんと受け付けてもらえるだろうか、どうしたらいいか分からないっていう不安を抱えてお見えになるので、そういう方の不安を解消するってことを全面に出して、温かい雰囲気っていうか、その受付の時点で温かい雰囲気が必要なのではないかなというふうに私思ってるし、そういう話を聞いたことがございます。その点を考えながら今後していけたら、していただけたらいいかなというふうに思っています。

それから二番目、広報とホームページによる周知についてっていうので、一応お答えとしては、選挙公報とホームページあるいは、粕屋広報でしているということだったんですけど、それ以外に何かありますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今現在で言いますと、今後若い方への投票への周知を進めていくためにも、SNSとかLINE等を活用しまして、投票率の向上に努めてまいりたいと、周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

投票率のことについていろいろ分析をされたり、今後投票率を高めるにはどうしたらいいかっていうときにいつも話題になるのは、若い方の投票率が低いということが話題になるんですけれども。それで、それに向けての対応をいろいろ考えて、対策を立てておられると思うんですけど。

私は若い方もそうですけど、一般の障害を持っておられる方、あるいは高齢者でなかなか大変な思いをして、投票場に行かれる方への何か配慮ということも同時に考えていただきたいと思うので、ホームページでね、どのようにされているのかっていうのをちょっと見ました。それで、ほかの自治体とも比べてみました。大体粕屋町は、よくできているほうなのかなというふうに思いました。ところがその中に私は、障害のある人のための投票、投票所における取組という項目を持っていただいて、今いくつかずっと項目ありますよね。その中にはそういう項目はないんですよ。で、重複するかもしれないけれども、投票所ではこんなふうにしてます。こんなことに気をつけています。こんなこともできますという、そういう項目を設けて、そこをクリックすれば中の内容が詳しく入るような、そういう項目をホームページに設けていただきたい。そうすると普段から関心のある方は、それを見ることが出来ます。それを一般に今行われているのは、粕屋広報で、投票所に行けない場合とかいう形で、選挙の前の月の広報、あるいはその月の広報に書いてあるんですね。それを見て、分かるのは分かるんですけれども、私はせっかくホームページがあって、しかも詳しく写真まで載せられるので、たまたまそういう自治体の項目を見て、これはいいなと思ったんですね。

だから、選挙の所の項目の中に、障害のある人のための投票、投票所における取組という項目を設けていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今おっしゃられました、障害がある方のために項目を設けてほしいということでございますが、9月に一般質問で質問いただいたときに、広報等につきましてもペ

ージの見直し等をしていきたいというようなお話をさしていただいたと思うんですが、見直しする項目の一つとしてとらえております。

障害の方が見やすいようにっていうことで、今現在ホームページの見直しのほうは進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それから、選挙従事者に、への投開票の手引の件についてはどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

手引につきましても、前回9月のときに詳しく御説明っていうのができなかったかと思うんですが、今現在、職員向けに代理投票であったり、そういう障害の方なんか来られた場合の対応につきましては、マニュアルのほうに載せておりますし、今後、障害の方向けのホームページなんかを強化してまいりますので、そちらと併せて、手引の見直し等も検討してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

手引っていうのは一つ書類になっていますか。次々に引継ぎがなされて、例えば変更できたところとか、こういう反省点を踏まえてこうするとか、そういう流れができているのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

手引につきましては、各選挙ごとに内容は異なる部分もございますので、作成のほうはしております。

選挙の投票所、開票所で起きたことにつきましては、必ず備忘録を残すようにしておりますので、次の選挙をする際に手引を作る時点で備忘録等を確認して、改善できるところは改善して、新たに手引を作成するというような流れで進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私はいろいろ情報を集めたり、うちの町ではないと思うんですけど、各投票所によって対応がまちまちだったとか、本来していただけるはずのことがしていただけなかったというようなことがあったようで、それでだからこういう書類がきちんとあって、お互いに職員同士でそれがきちんと見れるような状況であれば、多分そのような問題は起きないだろうと思うんですけど、具体的な質問をされて困ったときにこういう質問を返せばいいとか、そういうところまでね、きちんと書いておられたのを見たことがありますので、今後それも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、四番の投票所のバリアフリー化については、ちょっと西小学校の出口と中央小学校についてはちょっとよく分からなかったのひ、あらかたの説明をお願ひいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

それでは投票所のバリアフリーにつきましては、ちょっと9月の答弁とかぶる部分もござひますが、再度、答弁のほうさしていただきます。

投票所のバリアフリー化につきましては、第1投票所大川小学校の体育館、第2投票所仲原小学校の体育館、第6投票所西小学校の体育館は、入り口側には、施設に常設されたスロープがござひます。出口側にはスロープがござひませんので、車椅子などを利用されている方につきましては、職員の誘導により、投票後に入り口から出ていただひております。第3投票所、こちらが役場の投票所になるんですけど、こちらの投票所につきましては、役場の1階で行っておりますので、階段や大きな段差のない施設になっております。また第5投票所中央保育所は、保育所の入りに段差がござひますので、段差を解消するために仮設のスロープを配置してあります。そのほかに、出入口に手すりがない第4投票所、こちら粕屋中央小学校の体育館になりますが、の出入口と、第6投票所粕屋西小学校の体育館の出口は、階段となっておりますので、簡易なスロープ等で段差を解消するのが難しい状況ですひので、選挙中のみ、取り外しができる仮設の手すりを設置してあります。

以上でござひます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

細かいところまでね、想定して対応されていると思うんですけども、私が伺った話では、手すりとかスロープが怖いっておっしゃるんですね。なんか自分が当たったら倒れるんじゃないかなとか、そういうことをおっしゃる方がおられたので、多分ある程度強固なものなのかなと。実際物を見てないし、その現場に立ち会ったわけではないので分かりませんが、何かそういう不安っていうのがね、常にあるみたいなんです。だからその辺も踏まえて、これは体育館の整備にも関係すると思うんですよね。体育館で、入り口が階段になってる。

その次にもう一つ、トイレの件ですね。バリアフリーのトイレがあるかどうかということについてもちょっとお尋ねしていますが、そのトイレの件はお答えできますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

選挙で使用しております小学校の体育館等につきましては、バリアフリーのトイレ等については無いというふうに把握しております。

また、期日前投票を行っております、役場のほうにお越しいただければ、多目的のトイレ等もございますので、期日前投票にお越しいただくのも一つの方法ではないかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

2通り投票ありますよね。各会場で当日に投票するのと、それから期日前投票、この2通りがあると思います。期日前投票については、後で私ちょっと提案したいことがございますので申し上げますが、例えば学校で、体育館で選挙をする場合、投票をしていただく場合の困り事っていう、その困り事でそれを、その所有、管轄している学校教育課との話合いとか、そういうことは今までなされたことがありますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

特にトイレにつきましてはの協議というのは、行った経過はございませんが、投票所として使う際に出入口にあります段差の関係であったりとか、そういうのにつき

ましては学校施設所管部局と協議を行ったことはございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

学校の体育館は投票だけではなくて、防災のためにもね、使うので、その辺も含めて、例えば協働のまちづくり課、それから総務の選挙の関係の方、学校教育課と一緒に常にいろんな話をしながらね、進めていただけたらいいのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。五番目の交通手段や同行サポートについて。交通手段に関しては、粕屋町は六つもJRの駅があるし、バスも通っているので、さほど問題ではないかと思いますが、同行サポートについてお答えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

同行サポートというところですけども、その前に一つ交通手段についても障がい者に関わる部分がございますので一緒にお答えいたします。

まず交通手段についてですが、障害のある方などの社会参加を促進するために、令和4年度より従来の福祉タクシー料金補助事業を廃止しまして、粕屋町障がい者等社会参加促進補助事業として、多方面で利用可能な交通系ICカード乗車券を交付しております。選挙の投票に行く場合に利用されているかどうかは分かりませんが、交通手段としてもバスや電車、タクシーなど幅広く御利用になれるカードです。

また、そのほかのサポートについてですが、介護福祉課では障害のある方が選挙に行く際にも御利用になれるサポートとして、障害福祉サービスの中に、移動や同行に関する支援事業が4種類ほどございます。障害の程度や状況に応じて利用することができますが、ただし、手帳の所持または支援区分などが必要というふうな条件がございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

その同行サポートっていうところなんですけれども、要綱を見せていただくと社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出で使うというふ

うなことが多い。あるいは突発的にね、いろんな問題があったときに起きるというふうに書いてありますけれど、実際選挙のために、これを使われて申請をされた方ありますかって聞いたら、いやそれはちょっと分かりませんとおっしゃってたので、今も、課長のお答えはそうでしたね。

今までそういうことがあったかどうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

種類は今四つほどありまして、居宅介護といたしまして、病院への通院とか、官公庁への手続などに行く分と、それから同行援護、これは視覚障害により移動が困難な方が、外出するときの情報提供とか介助ですね。それからもう一つ、行動援護っていうのがあって、これは知的障害や精神障害により自己判断能力が制限される方が行動するとき、危険を回避するための必要な支援とか、外出支援等です。もう一つ地域生活支援事業というのの中に、この先ほど言われた余暇活動、6時間以内の利用というのがあります。

これらは大体受給者証等を取ってするものなので、支援決定をした後、その都度利用される場合にはもう役場のほうを通さないの、それが選挙で利用されたかどうかとかいうところが、はい、分かりかねます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

本来その方が選挙に行かれるかどうかっていうのはまた分からないし、御本人の判断でされると思うんですけど、伺ったところ、何人かの方にいろいろ今回尋ねてみたら、いやうちの子どもは選挙はねえとおっしゃる方が結構いらっしゃるんですね。だけど、御本人は本当は選挙したいのかも分からないっていう、そういうところがあるので、選挙の場合でも使えますよとか、何かそういう一言があったら、確かに余暇活動もあれですし、社会参加として必要なことって書いてあるので、どうかなと思うんですけど、そういう使い方もありますよという説明をそのときに言っただけだったらいいのかなっていうふうに私は今思っています。

それで次に六番目に、来年4月の統一地方選挙に向けた新たな取組が何かあればお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

障害のある方の投票方法等につきましては、先ほども申しあげましたように、広報、ホームページ等をより見やすくするように進めてまいりたいというふうに考えております。

そのほかに、障害の方だけに限ったことではございませんが、投票所入場整理券、事前に送付するはがきになりますが、こちらに選挙公報にアクセスできるQRコードを掲載できることを検討しております。こちらにつきましては、先ほど申しあげました期日前投票の普及に伴って、選挙公報が自宅に届く前に投票を終えている方が増えているのではないかという懸念に対して、その改善を図るために、現在、検討のほうを進めております。

また、イオンモールで行ってございました期日前投票につきましても、以前は、投票日の前日の金曜日と土曜日に行ってございましたが、今後、集客がより見込まれます、土曜日と日曜日に開設をできる方向で、現在、調整を行っているところでございます。また御指摘がありました、バリアフリー化につきましても、できる限りスロープを使った、障害をお持ちの方とかが出入りがしやすくなるように、投票所内の配置なんかを検討しまして、はい。今後、どなたも利用しやすい投票所の環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それで私の提案が最後いたしますが、今回いろいろ考えたら役場に来ていただく期日前投票っていうのは、今の粕屋町の段階ではベストかな、ベターかなと。本来その日に投票するっていうのが、本来のあれでしょうけどね。

ただね、結構ハードルが高いと思っておられる方があるんですよ。それで今回調べたんですね。結局はがきを持って行って、いろいろ詳しく聞かれたと。だからもう私行かないわと言われた方があったんですよ。それで調べてみると、結局丸をつけるのに具体的にその方が最初だけ丸をつけて、あとその隣に丸をつける、つけ忘れて、多分職員の方はこれはこうですかっていうふうに聞かれたらしいなと思うんですけど、言われた本人は何か根掘り葉掘り聞かれてるみたいな、そういう感じを受けておられるんですね。それで今回の選挙管理委員会の方に聞いてみたら、新たに今年からこの内容をもう少し簡易なものにするようにしたとおっしゃって、最初の分だけ丸をつける。あとの次の右側の分には、具体的な内容についてはもう要らないというふうにされているようなので、少し改善されたのかなと思うんですけど。

町のホームページに理由がなければ、期日前投票には行っていないと思っている人がいますが、そんなことはありません。せつかくの権利を無駄にしないためにも、投票日当日にどうしても投票に行けない方は、期日前投票に行きましょうと書いてあるんですけど、私は行けそうにない方、行けそうにない方もこれが使えるということをおね、もっとアピールすれば、役場はすべての会場の準備が整っているわけですから、そういうふうにされたらどうか。実際、期日前投票がどの程度あるのか、それはちょっと数字ないんですけど、お尋ねしたら前回の分では、だから参議院選挙ですよ、7月の。全投票者数の36.88%が期日前投票してあるんですよ。

だから、各投票所の整備をすると同時に、期日前投票ももっと皆さんが活用していただけるような、そういう方向を進めていって、次の来年の4月の統一地方選挙には、もっともっと多くの障がい者の方、あるいは高齢者でなかなか難しいと思われるような方も投票していただけるようお願いしたいと思います。

思いのほか時間が。もっと簡単に終わるかなと思ってたんですけど、すみませんどうしても丁寧にしたかったので。来年のね4月に、あるいは3月にこういうお話をしても、なかなか準備ができないのではないかな。そして、私どもはたまたま、町会議員の選挙ないんですよ、来年。だからじっくり、もし来年するとしたら、町会議員の選挙のためにしてるんやろうっていうふうに言われそうな気がするので、今からちょっと皆さんに提案というか、もう少し見直して、改善できるところをちょっと改善していただくと、そういう気持ちは町民の皆さんに伝わるんですよ。ホームページ、1ページ開いただけでも伝わります。だからその辺をよろしく願います、ということで次に行きます。

これはちょっと短くっていうか、でも本当は長く。30分ですよ。一番最後のをちょっと時間をとりたいと思ったので、最後にしたんですけど行きましょう。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入後の啓発についてということで、粕屋町は本年4月に粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始しました。3月議会最終日に町長が高らかに宣言されたことが今でも印象に残っています。

一番から四番まであるんですけども、一番は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入した経緯、町民からの反対意見などは。二番は現在の登録者数、あるいは問合せ、そして登録して受けられる行政サービスは、それから行政職員や学校での教職員研修は。そして町民への周知は。

これを一気に申し訳ないけど、していただけますか、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

まず、粕屋町では、前提といたしまして、平成26年度から現在まで粕屋町社会人権教育啓発推進計画書にて、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、性自認を理由とする偏見や差別をなくそう、を強調事項として、7月の人権問題啓発強調月間大会で推進活動をしております。

その後の経緯になりますけれども、令和3年9月に福岡県のほうから、県内の自治体へパートナーシップ宣言制度導入に関する調査が実施されております。内容は、制度の導入の意向や提供可能な行政サービスについてでありました。その後、関係各課と協議をいたしまして、この時点では調査の回答は、前向きに検討中という返答をしておりました。そして令和4年1月に、第5次粕屋町総合計画の基本目標3に掲げているものになりますけれども、誰もが安心して幸せに暮らせる安らぎのまちの実現に向けまして、また、近隣の福岡市や古賀市が制度を既に導入していることや、福岡県が制度導入を進めていることも重なりまして、粕屋町で、令和4年4月1日からの制度導入に向けた準備をすることを決定いたしております。

併せて、制度を導入している自治体へ実務に関する聞き取りなどを行っております。その後、福岡県が令和4年4月1日から、パートナーシップ宣誓制度を導入することの報道発表がなされました。2月になりまして、粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱を制定いたしました。4月1日から施行ということですね。そして3月にホームページで、意見募集、パブリックコメントを実施いたしました。これは3月9日から22日まで行ったんですが、その後3月30日に要綱の改正をしております。このパブリックコメントを受けて、ちょっと軽微な文言になるんですけど変更いたしました。内容は性的マイノリティー、性的少数者という表現があったんですけど、その方に限らず何らかの理由でもう法律婚ができない方の含めてすべての町民が、本制度の対象とするように改めた分になっております。

4月1日に制度について、広報かすや4月号に掲載、ホームページにも掲載をいたしました。そして4月下旬になりまして、パートナーシップ制度の導入、庁内関係各課の会議を実施いたしました。どういったサービスがあるかということとかですね。5月になりまして、引き続き関係各課と協議を継続しております。6月下旬に関係各課のほうから、パートナーシップ制度で利用できる行政サービスが提示をされました。決定されました。それで7月中旬になりまして、粕屋町のホームページに利用できる具体的な行政サービスについて、追加分の掲載をしたところでございます。あと、町民さんからの意見につきましては、反対といった意見はございませんでした。

二番のほうになります。現在の登録者数は1組になります。問合せについては2件ほどあっております。

3に移ります。行政職員や教職員への研修についてですが、こちらについては、先ほどから申しております関係各課の会議、いわゆる打合せですね。それと7月に行っております三本大会、人権問題啓発強調月間において、先ほど申し上げました粕屋町社会人権教育啓発推進計画書による周知、あと、人権団体の研修会というのもあっておりまして、参加をさせていただいております。そちらのほうと、昨日、行われました人権を尊重する町民の集い、人権週間になりますけれど、チラシなどを配布させていただいております。あと、町職員人権の研修会というのも11月に行われておりまして、学校におきましては、人権教育研究会全員学習会、これは教職員の方になるんですけど、そこで講演会や研修などをしております。

四番になります。四番が町民の方への周知になりますが、今申し上げましたものに加えまして、粕屋広報、ホームページ、そしてあと各行政区に依頼がありまして赴きまして、公民館のほうに人権研修会を行っておりますので、そういった中で、LGBTQも含めた内容の人権の研修を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日の人権を尊重する町民の集い、その中で表彰式が終わった後、映画の上映を行いました。

これは「彼らが本気で編むときは、」っていう非常にLGBTQ、今の最新の話題に即した映画を。これはもう職員の発案です。実際昨日の研修にも職員が参加し、知識を深めたと思います。非常に内容が濃い映画で、私自身もこれだなと思う部分がありました。

こういったことをこれから町民の方々へも、広く広めていくつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

実は私その映画を昨日見ないで帰ったんですね。今日のための準備がまだできてなかったの。それで同僚議員の方から、こういうことだったよとってもよかったよっていう話を報告を受けて、残念だったなあとと思ってね。チラシを見たらその映画の内容についての説明がなかったんです。当日。それから冊子にもね。ただホー

ムページには、LGBT のこういう映画がありますということがあったので、もう少しそこ大々的って言ったら変ですけど、当日の会場でも終わった段階で、あるいは終わる前から次の映画はこういう内容ですっていうふうにおっしゃっていただけたらまた違ったかなあという。私がそれで、そのままそこに座って見るかどうかちょっと分からないんですけど、それがちょっと残念だなんていうふうに思ったし、会場であいさつ運動のポスターとかあるんですけど、そこにもうちょっとグッズ、例えば福岡県が出してるポスターとか、今日私スカーフをしていますけど、それからフラッグとか、あるいはそれに関する本とか、そういうのが展示してあるようなね、内容であればもっと皆さん身近にね、子どもたちもたくさん参加してるから、親御さんもいらっしゃるし。結局映画の内容は学校の内容もあったみたいで、もっともっとそしたらね、せっかくの機会がちょっと残念だったかなあ。ホームページ見ると古賀市なんかはもうポスターがあって、そこにも大々的に書いてあったんですよ。それを見て、うちの町の私これね、会場で色つきのを張ってあったんですけど、もう一步ね、その辺の周知をね。

せっかく今話聞くと、長い準備期間と、それから執行部の方の非常に高い権利意識をね、私はこれ、粕屋町がこれをしたっていうのは非常にうれしくて、実は福岡県で導入したけど、それに呼応してやったのは粕屋町だけなんです。北九州、福岡、福津、古賀はもうそれぞれ考えてやったけどそれ以外の自治体でね、呼びかけがあってやったっちゃうのはうちの町だけなんです。だからうちの町がとても私うれしくて。こういう環境の中で自分がまちづくりできる、こういう意識の方たちと一緒にまちづくりができるっていうのをすごく今うれしい。だけどそれをもう少し、もっともっと町民に深めるために、広めるために皆さんの努力をお願いしたいなと思って、私の2問目は終わります。

はい、じゃ次行きます。こっこのほうが、ちょっと今からのことで、それでは三番目に行きます。

粕屋町は子育て世代の多い町で、子ども全般について先進的な取組を、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、あるいは学校教育においては、粕屋町教育行政の目標と主要施策によって行われています。ただ、私はこれらの内容はどちらかといえば、大人目線で考えておられ、子どもにとってどうなのか、子どもの気持ちの反映はどうなっているのかを常々疑問に思っていました。どちらも年次報告は公表すべきとなっていますが、その中に子どもの意見は反映されていないのではないかと思います。また私たち町民も、子どもの気持ちを酌み取るという立場で、直接子どもとの意見を聞くという流れにはなっていません。

そうした中で、本年6月に国会で、こども基本法が成立しました。前文に「この

法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、」と始まり、3条の基本理念に、第1項、全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障される、第3項、全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画、参画ですよ、参画する機会が確保される、第4項に、全てのこどもについて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される、第11条には、意見を反映させるために全ての措置を講ずるものとなっています。また11月14日には、内閣府より、「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」の文書が出ています。

こども基本法において以上のことを踏まえて、粕屋町の現状、今後の取組をお願いしますということで質問しているんですが、一番の質問、それから二番、三番、四番というふうにあるんですけども、一番のシステム作り。各未就学児、小・中学校の生徒、あるいは18歳未満の若者っていうのはちょっと今回省かせていただきます。ちょっと長くなると思うので。すみません私の時間配分が下手で。

本当にここでちょっとお尋ねしたいと思うのは、二番。子どもの意見を求めるには、個人として尊重され、その基本的人権が保障されていることを、子ども自身が分かっているかならないかと思いますが、子どもへの周知はどうなんでしょう。

私日曜日にある子どもの勉強会に行ったら、そこで講師の方がね、子どもの権利について知ってる人いますかって聞いたら、誰もいないですよ。小学校6年生、それから中学校の子どもさんが20数名いらっやいますよね。やっぱそれが現実だろうと思っているんですけど、これをどう考えるかっていうのを、町長と教育長にそれぞれお願いしたいんですが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

どう考えるかというよりも子どもの権利の保障、これはもう非常に重要なことでございます。

従いまして、特に子どもの意見を反映するこの施策が、今から先の少し遅れた日本のこの子ども行政に関する課題だろうと思っております。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

子どもの権利条約、今のところまだそれしかないんですが、来年の4月1日からこども基本法が公布されますので、まだそちらの内容は子どもたちにはまだ指導は

できてないかと思えますけど、子どもの権利条約とか児童憲章とか、そういったものについてはやっぱ小学校中学校で教科としては、これは習うものではあります。ただそれが、四つの原則がありますよとか、四つの目標がありますよと子どもに言っても、なかなかちょっとそこは子どもの口からは出てきにくいかなと。

しかしそれは、私たち、大人が若しくは教職員が、それをしっかり理解した上で、子ども一人一人の人権を大事にしながら、望ましい子どもの成長・発達に支援できるように私は使うものであると思ってるので、子どもが自分、自分自らその四つを、私たちはこんな権利があるんですよっていうよりも、先生たちがきちっと理解した上で、それを実践していくのが私は大事だろうと思しますので。子どもが言えることにこしたことはないですけどね。

むしろ言えないからどうこうということじゃなくて、私は施策の中にもきちっとこれは入れてるつもりなので、今からそういった質問があるんでしょうけど、よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それを受けて三番目の小学校の決まり事、中学校校則への取組ということで、これを教育長にお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長より、回答いたします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

決まり事、校則への取組ということでございますが、まず小学校の決まり事につきましては、学校生活を送る上でのルールということで定めております。

具体的には、学校生活上のルールであったり、交通安全、それから長期休暇、休業中の休みのことであったり、児童の安全を守るための規定というのが、主な内容となっております。中学校における校則につきましては、小学校と比べますと、制服、頭髪など、より細かくルールを定めたものとなっております。

この基本法が今後施行されるということですが、これを調べますと、子どもに関するそれぞれの場面において、既にこういった子どもの権利を保障する内容というのは法律があると。学校教育でいえば、まず一番上に教育基本法があるとい

うことになっております。で、これは、文部科学省の中で人権教育っていうのが、学校教員、先生方の中で、人権教育を進めるということが根底にあります。自分の大切さと共に、他人の大切さを認めるというのが定められておまして、人権教育っていうのをもとに、学校の先生たちも日々授業、学校活動を行っております。

この校則等への取組はということですが、例えば、中学校におきましては、現在校則の見直し等を行っておりますが、子どもたちの意見を表明する場所、機会というのもございます。先生方も、それらを参考意見にしながら見直しに取り組んでおられます。小学校につきましても同様に、子どもたちの意見というのは、日々の学校の中で取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

実は9月議会で教育長の答弁、福永議員がこの件について質問されたんですけども、7月、6月ぐらいでしたか、教育委員会の中で来年度、ホームページのほうに掲載するように、中学校の校長には、校則をホームページに上げるようにという指導にしようと思っておりますがどうですか、といったら、結局、これは教育委員会の中でも是非そのようにやってくれというふうな話が出たと書いてあるんですけど、私ここでね、指導という言葉がちょっとひっかかっているんです。この学校について、最終的に決める権限はすべて校長。だから教育委員会は、あくまでも提示、あるいは通知っていう形なんじゃないかと思うんですけど、粕屋町の学校教育の中でね、各学校にそういう取組をしてほしいと思われたら、具体的なガイドライン、あるいはその方法。それについて教育委員会はもっと調べて、具体的な方法を提示するということが必要ではないかということ、実は私、今年の8月26日に発表された生徒指導提要改訂版というので知りました。これを、提要というのを知っている職員、先生方も非常に少ないようなんですけど、この中でね、どういうふうにするか。学校の校則のできた背景とか、今後どうするか。あるいはホームページに上げるかどうか、そういう流れをきちんと教育委員会がある程度その方法とか、ガイドラインを決めて提示する必要があると私は思っているんですけど。

その指導という言葉と、それからその提示について教育長にお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

指導というのは、上からこういうことをやんなさいという一言で終わるもんじゃ

なくて、やはりこの校則につきましては、別の議員のほうからも随分質問とか、提案とかをいただきましたので、その都度、しっかり勉強させていただいたつもりなんですが。

福岡市のほうの取組も含めて、やはり校長会のときにこういった資料を、福岡市ではやってるので、私もこれには賛成してるから、皆さんこういった視点で見直してくれんかとか。国の今回の生徒指導の提要につきましては、この校則の問題がえらいなんか表に取上げられてるんですが、実はもう300ページ近い、これいろんなことが書いてある。その中に特に校則については関心事が高いだろうというのと。もう一つは、国がなかなか校則で行き渋りの子どもたちが出ているという現実も、やっぱり文科省のほうも把握してますので、そういったブラック校則を本気でもう考え直せという意味合いもあって、今回こういった提要の中に、子どもの意見も交えて、ホームページにもきちっと公表して、第三者的に見ていただけるようなものに仕上げなさいと。それがより子どもたちの人権を守るものであるということで、今回提案されているので、私はそういったものの情報は、常に流しながらこういったものを使って見直したらと。見直してほしいんだがということで。だから見直せとは言っていないんです。見直す、校長、今おっしゃったっていう、勉強をよくされてるんですが、校長先生の権限、校則、法的根拠はないんですね。しかし私もやっぱりそれを管轄する、学校を管轄する立場として、それはやはり先生たちがしないと、いや、今はすべき時期に来てるだろうというところで、私は指導という言葉を使わせていただいておりますので。

ちょっと誤解がありますが、少し広範囲にとっていただければありがたいかなと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私県庁に行きますとね、いろいろ県庁の職員の方と話して、市町村にも言ってくださいよって言ったら、あるいは指導があるでしょって言ったら、いや指導は今できないんですっていう反応を返されるんですね。

それで今の世の中はそういうふうになってるみたいで、官公庁で指導という言葉を使うってのは随分前の話で、今は違うと思います。だから、国からのいろんなものを通知という形でね、来ると思うんですね。ただ教育委員会の中において、やっぱり子どもたちと話をするとき、先生方はどうしても指導という言葉が使われるだろうし、その意味と今私が言ってる意味はちょっと違うかもしれないけれども、

先生方が取り組もう、あるいは保護者がそれを願っていたときに、例えばホームページで公表してくださいって言ったときのその公表の基準とか、公表の方法とかいうのは、やっぱり教育委員会がきちっとガイドラインを決めてするべきだと思うんですよね。

それについての取組が進んでいますかっていうのが、今回の私の質問ですけど、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

6月の答弁だったか、9月の答弁だったか忘れましたが、一応校長先生方にお願いはしてるんですが。

実は昨年度からPTAを巻き込んだ状態で、見直しをしていただいているところでございます。今年度は特に、校則ってのは特に中学校のほうで使う言葉ですので、子どもたちも交えて見直しをいたしますというところで、現在進んでるということは聞いております。直近で言いますと、12月に校長先生方とちょっとこれ中間報告という形でどこまで進んでるかというのは、ちょっと集約したいなとは言ってますのでですね。何らかの形で今月には私のほう、少し集約ができるかと思えます。これに向けて来年4月には、間に合うようにいきたいと思えます。

ただし、議員こういうふうに言いますと、じゃあやってくださいよっていうんじゃないくて、これ公表することが目的ではなくてやはり見直しをして、子どもたちがきちっとこのことによって心を悩ますことがなく、学校に安心・安全で来れるようにするのが目的でございますので、今回昨年度からですけども、見直す随分古い校則がそのまま残っておりましたので、そういったことも含めて、私も話はさせていただいておりますので。かなり変わっていくんじゃないかなという期待はしておりますけどですね。

目的は何なのか、そのための手段がなんなのかというのは履き違えんように私もしたいと思えますので、よろしく御理解お願いしたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

そういった中でやっぱりガイドライン、あるいは教育委員会、粕屋町の教育委員会がどういうふうに考えて、あるいは提案するという基本的な考え方は6校に、中学校2校ですかね、主に。するっていうことが大事だろうと思えます。

私、前回の質問で公表するように進めていますっていうふう書いてあって、そ

の前の質問もやっぱり同じ同僚議員がされたんですけど、私もそれを知りたい。中を見たいけど、簡単に公表はできないだろうなど。やっぱりガイドラインとか、こういうふうにしますっていうそういう基本的な考え方、提示があって上で、小学校の、あるいは中学校の先生方は、それを進めていかれるかなど。そして一旦公表して、それからそれを子どもと保護者が共有して、どうあったらいいかなど。先生も交えて、PTAも交えて、うちの学校の校則はどうあったらいいかなっていうふうにする道筋の提供だと、私はホームページはそう思ってます。公開することはね。

で、その後が大事ですね、そこに子どもの権利。子どもは、そういうことをきちんと話ができる権利があるんですよっていうことを、子どもに伝えておかないと子どもは果たして意見を言っているのかどうか分からないわけですよ。大人だってそうです。まだまだ私も本当に勉強が足りないなど。その権利ということに対してね、マイナスのイメージが結構あるんですよ。自分の権利ばかり主張してっていう。私は昔からそういうふうに言われる。割とはっきり言っていましたので。だからそうじゃなくて、本当にその人が持っている基本的な人権、これはだからLGBTの方たちが、本来自分とはどうしようもない、その人そのものの、あるがままを認めないといけないという考えから、今回このようなものが出てくるんですけど、子どもには子どもの権利がある。あるいはその人には、あるいは男性に、その人それぞれに生まれ育ちもあって、権利があるということを分かった上で、あなたと私は同等で、あなたの意見を聞きましょう。じゃ、それを全部受け入れるかというところまでできないので、折り合いをつけていく。そういう流れの中で、私は主権者教育が子どもたちにできるんじゃないかというふうに思って、そこが教育委員会の出どころで、一番大事なところ。ただ公表するとか、ただ改定するじゃなくて、子どもと親と先生と、粕屋町地域でみんなで作り上げていく。そういうための基本的な法律が今回できたとは私は思っているんです。だからこれを是非、もっともっと勉強して皆さんと共に学んでいきたいなと思っているので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っています。

最後時間がないんですけど、どうしても申し上げたいことがあったのは、実はこれは今度町長ですけど。2019年に5万人のまちづくりということ、私2回続けて質問してるんですよ。町長の5万人のまちづくりにおいて、幸福感を味わえるまちづくりとはどんなものですか。その前に、町長がおっしゃってるんですね。それについて質問して町長とてもいい答えをしておられたんですけど、覚えておいででしょうか。ちょっと私事前に話をしてないからですね。その中に、ちょっと待ってください。それぞれの主観が影響するので、満足感とは違い、安心感だろうと思いますって言うてくださってるんですよ。で、この安心感を答えてくださるその町長っ

てのは、すごいなというふうに思うんですね。例えば一般的に町長っていうのは、首長というのは、建設で私はこれができます、私はこれをしましたということは、大きな有権者に対するアピールですけど、町長はそこがちょっと違って、ソフト面をね、非常に重視されている。今回もそのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度をいち早く取り入れてくださったのは町長のそういう資質、あるいは執行部の方たちのね、そういうお考えだろうと思うんですけど、ここに私は粕屋町のね、心豊かな粕屋の子どもを育てようっていう、その流れからずっときているものがあるんですね。そういうのを町長がきちんと押さえておられて、そういうふうに思っておられるのかなあというふうに今思っているんですね。

それでそれとは別にユニセフで発表した、去年一昨年なんですけど、日本の子どもの幸福度っていうのが、精神的幸福度と身体的幸福、スキルという面において、身体的は1位なんです、38か国の国の中で。ところが、精神的幸福度が37位。非常に低いんです。で、これはやっぱり子どもたちが自分たちで物事を考えて、やって発表して達成するという、達成感がね、ちょっと足りないからこういう結果に出るのかな、もったいないなあと思うんですけど。

町長のそういうまちづくりがね、きょううちの町はすごい力になって進んでいくと私は思っているんで、最後に一言。その辺どう思われるかをお伝えください。

◎議長（小池弘基君）

通告書にはございませんので、あとは町長が何かお答えできるようでしたら、答弁いただいて結構でございますけども。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に何か、今日勉強させていただいたような気がします。

幸福感というのはそれぞれ価値観が違うんですね。でも、共通するのはやはり生活するにおいて、例えば仕事でも学校に行くにしても、家庭でいろんなことをされるにしても、やはり安心感です。それを、私は追求したいという意味で言ったわけです。

今回、議員が特に今回重点的におられた子どもの件についての、これはまさに安心感ですね。これを追求するためには、今、国がやっていますこども家庭庁。これは来年の4月に発足し、こども基本法が同日施行される予定になってます。そういった大綱に伴いまして、個別の具体的な方策、施策については、どんどん市町村のほうに流れてくると思います。それを私は、積極的に教育委員会と協議しながら取り入れて、子どもの権利の確保、そしてまた子どもだけではなくて、大人も交えたところの、この粕屋町をもっと豊かに安心して暮らせる、発展する粕屋町にしたいと

いう気持ちでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員、お疲れさまでございました。

◎13番（本田芳枝君）

以上でございます。

ありがとうございました。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

本田議員の一般質問が終わりまして、ただ今から暫時休憩に入りますが、少し短いですけど、14時10分からでよろしいですか。もう少し休み、ゆっくりしたければ15分くらいいたしますけども、次の安藤議員が次でございますけど、15分にしますか。10分にしますか。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

はい。15分にしますので、再開を2時15分といたします。

（休憩 午後2時03分）

（再開 午後2時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号15番、安藤和寿議員。

（15番 安藤和寿君 登壇）

◎15番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。

本日、最後の一般質問となりました。皆さんお疲れのところとは十分承知しておりますけども、最後までよろしく願いいたします。それでは通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は当町のマイナンバーカード普及に関する現状と促進について、お尋ねをいたします。

マイナンバーカードは、平成28年1月から発行が始まり、来年1月で7年が経過し、当町では平成27年10月、総務省・地方公共団体情報システム機構のマイナンバーカード、個人番号のお知らせ説明書と個人番号カード交付申請・通知カードが簡易書留で、同年12月頃に町民に届けられております。国は、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナポイント事業、カードの取得・健康保険証としての利用・公金受取口座との紐付けの条件に応じて、最大で2万円相当のポイントが付与され

る第1弾・第2弾、テレビCMやWEB広告等、各種媒体を用いた広報から、普及促進に向けた取組が行われている中でございます。当町の状況、今後の町独自の利活用などをどのように考えているのか、お伺いさせていただきます。

まず初めに、通知カードからマイナンバーカードへ町人口に対する交付枚数率の最新情報についてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それぞれの質問に対しては、それぞれ所管のほうから御回答いたしますが、全体的な話としましてこれは、国がどんどん推進するような働きかけを行っているわけです。

全国的には非常に低い51%ぐらい。県についても51.8%の中で、粕屋町については54%に迫る位置でございます。その説明は後ほど詳しく行いますけれども、町としてはマイナポイント。付与されるマイナポイント、これを非常に有効的にこのマイナンバーカードの推進に使うべきだということで、今、毎週月曜日には、庁舎の正面、町民ホールのほうでスマートフォンのお助け窓口ということで、これ併せて、マイナンバーカードとの推進と併せて、マイナポイント等の付与についての説明もしながら、このDX化を図っておるわけです。

それぞれの数字につきましては、所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

では、一番目の質問にお答えいたします。

今国が発表しております、これが一番最新の情報にはなるんですけども、令和4年10月末現在の各自治体、交付枚数率の状況によりますと、粕屋町の交付枚数率は53.8%となっております。県の平均が51.8%及び全国の平均が51.1%となっておりますので、それを上回っている状況ではございます。正式な発表、まだ10月末しかないんですけども、一応今現在11月末の状況につきましては、県や全国の数字はまだ正式発表ありませんので分からないんですけども、粕屋町の交付枚数率は、56.8%ほどになる見込みとなっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

答弁ありがとうございます。

今年の9月議会で令和3年度の決算資料では、発行率が43.6%だったんで、徐々に粕屋町の発行率も上がってきてるのかって感じてるところなんですけども。町の特色として、やっぱり転入転出に対して、どうしてもそこが影響してくるところがあるかと思うんですけども。

この10月末に対しては、転入転出も含めた形の53.8%でお間違いないでしょうか。

(許可のない発言あり)

◎15番(安藤和寿君)

間違いないですね。はい、ありがとうございます。

それで、今年4月20日の実績ということで、やはり総務省からもこういったランキングっていうのが出てるんですね。このランキングに関しては、やっぱりどの部門、どうしても避けて通れない。各自治体の発行枚数のランキングであったりとか、我々議会においても議会改革度、全国なんなんだとか、あと議会だよりでもそうだと思うんですよ。どうしてもこのランキングというのが今の時代、どうしても避けて通れないところであって。参考に、令和4年度4月の20日の実績で、区分別、交付率、上位10団体ということでランキングの発表がございました。特に第1位は宮崎県の都城市が、人口に対する交付枚数率78.0%。人口は1万6,300、1万6千人の市でありますけども。あと次に第3位で、これ後から出てくるんですが石川県の加賀市、6万5,307人の人口に対して73.1%というのが出ております。

そういったところで、そもそも、粕屋町、町の、もう目標、目標値、どのあたりに置いておられるかっていうのは、お分かりになりますでしょうか。何%を目標にしているのか。

もし分かりましたらお願いします。

◎議長(小池弘基君)

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長(大内田亜紀君)

県のほうからも、もう毎月、報告を上げるようになっていうのが来るんですけども、現状からしまして、なかなか難しい状況はあると思います。

ただ、後ほどちょっと御説明しようと思ってた部分もあるんですけども、一応11月、今本当に一番申請が伸びてる時期にはなりますので1か月。11月、1か月で一応3%伸びております。国は、一応年度末までに国民みんなが持つようになっていう話はあるんですけども、正直なところ、なかなかちょっと何%までっていうのは難しい状況ではあるんですけども。今月の状況を見れば、それかそれ以上の推

移で、年度末まで持っていかないといけないのかなっていうふうには思っております。

ちょっと具体的に何%というのが、なかなか難しいんですけども、国としてももちろん100%を目指すように言っておりますので、なるべく近い数字でいきたいとは思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。なかなか目標値ってというのはね、国は、今年度までにもうほぼ行き渡るようにという形で今のマイナポイントだとかそういった事業、されてらっしゃるんですけれども。

そこで、先ほどランキングということでお伝えしたんですけども、このランキングを調べてる中で、ちなみに、いろんなランキングございます。粕屋町で関係するところのランキングで全国第1位っていうのが、2社の会社が出店される店舗でありました。その会社のネット、ホームページ等を見ると、やはり1位を達成するために、日々努力をされてらっしゃると。一つの店舗においては、顧客満足度、全国第1位、11年連続とかですね。あとはもう一つの会社は、今年、同じく顧客満足度の部門で1位になったという粕屋町の店舗に出店されてる会社がございました。

そういった中で、11月の28日に総務省からマイナンバーカード申請件数7千568万件に達し、申請率60%突破ということが総務省が発表しております。交付開始から6割普及するのにおよそ7年かかった形。マイナポイント事業から保険証書との一体化を図ることから、政府は、紙などの保険証書を2024年秋にも原則廃止、マイナンバーカードへの一体化で更に普及を考える、急ぐ考えという記事が載っておりますけれども。

そこで次の普及に関するところの部分で、次の質問に入ります。まず、マイナポイント事業とは何ぞやということで、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済基盤の構築が目的で、マイナポイントとはキャッシュレス決済サービス、購入またはチャージを、利用時にお買物に利用できるポイントのことということであっております。普及促進の観点から、マイナポイント第1弾が2020年1月から21年12月末まで、第2弾を2022年1月から9月末まで延長で、今月が12月末までとしているというタイムリミットとなっております。

そこで御質問いたしますけども、マイナポイント第1弾、プリペイドカードに2万円をチャージすると上限5千円相当、付与率25%、ポイント付与の紐付けの人数

と割合について。次に、マイナポイント第2弾、保険証書としての利用申込みで7,500円分のポイント付与の紐付け。次に、公金受取口座登録で7,500円分のポイント付与の紐付けの人数と割合について、一括して御質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

では、まずはマイナポイントの申請に当たってなんですけれども、こちらが申請者の住所情報というのが登録されない仕組みとなっておりますので、ちょっと粕屋町のほうで何名ぐらいの方が登録されてるかというのが、ちょっと分からない状況ではあります。

ですので一応三つとも、全国の今の状況と割合をお答えさせていただきたいと思います。全国では、すみません、こちらで確認してる情報が令和4年の11月17日現在になるんですけれども、一応キャッシュレス決済の2万円までの利用に対する上限5千円相当のポイント付与の申込み者数につきましては、約4,100万人となっております、総人口に対する割合が33.1%となっております。健康保険証としての利用申込みによるポイント付与に関しましては、全国での申込み者数が約2,700万人となっております、総人口に対する割合が22.1%となっております。続きまして、公金受取口座の登録へのポイント付与に関しましては、こちらが全国では約2,600万人の申込者数となっております、総人口に対する割合が20.7%となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

やはり公金受取の口座ですけど。まず最初にマイナポイント第1弾。よくこれ聞かれるんですけども、付与率が25%でありますために、チャージをするということで、当月1万円をチャージすると2,500円、翌月にもう1万円をチャージすると2,500円っていうのは、1回でチャージしなければならないということではないということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

一応この紐付けされるキャッシュレス決済の事業者というのがかなりたくさんありまして、11月末現在ちょっと調べたところでは、大体120社ぐらい紐付けできる

事業者がございます。

この事業者によって内容が全く変わってきますので、今おっしゃったみたいに分けてできるところもありますし、逆にチャージよりもチャージじゃなくて使わないとポイントがつかないっていう事業者もありますし、今月チャージなり使用をすると、来月にしかポイントがつかないとか、ちょっとこのあたりが事業者によって全く違いますので、今おっしゃったように25%がもちろん一緒ですので、分けて付くのはもうもちろん大丈夫です。ただそれはちょっと事業者によって、まとめて入れないと駄目だっというところもちょっとあるみたいなので、ちょっとすべてが事業者のほうになりますので、はい。

いろいろあるというのが現状でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

やはり公金受取の口座のパーセントが、やはり保険証よりもちょっと少ないというところの部分は気にかかってたんですけども。

そこで預金残高が、国に筒抜けになるとか、様々な誤解がされてるっていうところの報道がございます。町としてはお尋ね、来庁されてお尋ねになる町民の方いらっしゃると思いますけども、どういったレクチャーをされていらっしゃるのか。紐付けに関しての御説明ですね。

レクチャーの内容なんか、レクチャーの内容を伺ってもよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

内容といたしましては、パソコンのほうなりスマートフォンのほうで紐付けをしていただくようになるんですけども、やっぱり御高齢の方。どうしてもCMのほうが、もう先にいってそこだけを聞いて来られるので、実際のやっぱりやり方っていうのは分らない方が多くいらっしゃいます。

先ほど町長のほうからもありましたように、毎週月曜日スマホのお助け窓口のほうで、業者の方がポイントの紐付けの仕方を、そこでお尋ねがあれば御説明をしていただくようにしておりますし、一応今、庁舎のロビーに特設ブースを作ってるんですけど、その裏側に一応パソコンを、マイナポイント専用のパソコンを設置しております。そちら御自身でできる方は、もうそちらを使っただいて紐付けのほうをしていただけるようにしておりますし、やっぱり御高齢の方はお尋ねになりま

すので、その時は係員のほうが一緒にキャッシュレス決済の選択から一応マイナポイントの付与できるような紐付けまで、御説明を差し上げている状況ではありません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

険しくちょっと御質問してるんですけども、それでちょっと気になったところが公金の受取口座は、例えばその年金を受給している口座でないといけないとかですね。いやそれは、別の口座でもいいよとか。そういったところが気になられて、多分保険証の紐付けはされてるらっしゃるんですけども、公金の受取口座の登録は控えてらっしゃるんじゃないかと。あくまでも数字が物語ってるんですけども。そこで気にかかって、役場の職員の方にお尋ねになられた場合に、こういったレクチャーをされてるのですかっていうのをちょっと伺いたかった。

その辺、分かりますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

そうですね、やっぱりどうしてもマイナンバー制度自体、まだ御理解をいただけてない方も多くいらっしゃいますし、おっしゃるように一番多分この公金、口座が紐付いてしまうっていうのが御心配される一番の原因かなとは思っております。

ただ国のほうも、一応、マイナンバーカードについてはもう安全性が高いということをおっしゃいますし、今回のようにコロナ。こういう状況になったときに、やっぱり今回給付金をお渡しするとき、申請をとって口座を教えてください、それからお金を振り込むというやっぱり手続自体にも時間がかかりますし、そういったことがこういうふうにご公金受取の口座を紐付けておいていただければ、スムーズにできますよって。今のところそういう御説明にはなってしまうんですけども、例えば年金とかも、後々もうこの口座にということになってくるかもしれませんので、その辺り御理解をいただけるように、まだ私たちも分からない部分もたくさんありますけれども、少しでも御理解いただけるように御説明を差し上げております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

大内田課長。今安藤議員のほうからは、必ず公金引き落としの口座でないとは駄目

なんですかみたいなどころもあると思うんですけども、その辺は、何かこう、公金引き落としの口座でなくても大丈夫なのかどうかっていうところまで分かるのであれば、答弁していただきたいと思いますけども。

どんなふうですか。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

これ別に引き落としの口座では限ってはおりませんので、御本人様が逆に公金を受け取る口座になりますので、そこは御指定をいただければそこに振り込むように紐付けされる口座になります。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

議長ありがとうございます、次の質問にいきたいと思います。

町の普及促進において、休日の開庁、夜間窓口の開設などにおける現状と支援体制についてお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

休日と夜間窓口についてですけれども、まず一応粕屋町のほうでは、住民の方がマイナンバーカードを取得しやすい環境づくりを行うために、通常の特設ブースでの申請補助、交付に加えまして、月2回の休日開庁、こちら午前中9時から12時まで、月1回の夜間窓口、こちらは17時から19時30分まで、こちらを開設しております。休日・夜間の開庁につきましては、カードを受け取りに来ていただくための交付通知、御本人様にお送りする交付通知の中と、あと広報、ホームページで、町民の皆さまに御利用いただけるように、お知らせをしております。

直近の11月の休日と夜間の利用者の状況なんですけれども、11月の12日の土曜日が94名、11月27日の日曜日が200名、夜間の11月17日が73名となっております。本当に多くの方に今、御利用いただいている状況ではあります。

支援体制といたしましては、総合窓口課の職員12名から15名体制で休日・夜間窓口業務を行っております、課全体として取り組んでおります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

非常に総合窓口課の皆さん、本当御苦労していただいているなというふうに思っ

おります。ありがとうございます。

それで今年、今年度のかすや広報紙でも5月、6月、7月、9月、10月号には掲載されておりました。ちょうど中ほどぐらいにマイナンバーカードを作りましょうという形の部分で掲載されておったんですけども。なかなかその中を開いてとなると、そんなに見られない方もただ多くいらっしゃると思うんですよね。やはり、発行部の所管課が協働のまちづくり課でございますので、何かインパクトの強い広報紙。例えば、町長今これガッツポーズされていらっしゃいますけどですね。町長ね、持ったマイナンバーカードを持った形で、人気にあやかって何かインパクトの強い、来庁してマイナンバーカードを発行してくださいと呼びかけないと、なかなか先ほどの53.8%上がってこないと思うんですよ。

この件については、後からちょっと質問するところでもありますけども、そういった広聴的なところの部分で、町のホームページでドラえもののね、総務省が出したあんなことこんなこと、非常に分かりやすいところにリンクするようになっておるんですけども。特に、やはりそれ以上ね、来庁していただきたいというのが、本当本音だろうと思いますので、今後、今の現状から、今、月にこういったかすや広報紙からのね、啓発という形になってるんですけども。

何か、例えば1月、来年に向けて計画的なものは何かございますか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

そうですね、今のところ結論から申し上げまして、まだきちんとした計画。広報等、毎回お載せをしてる分にはなると思うんですけども、そうですね、議員がおっしゃるように、今後もう少しいろいろな方法を考えていかないといけないかなというのは感じているところではありますので、今、おっしゃったような広報紙とかを使ってしていけたらと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

では次の質問に行きます。七番目ですけども、近隣市町と普及促進における違いが温度差を感じる、感じております。

他市町村の普及促進内容は、把握されてらっしゃるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

まず、近隣の状況についてなんですけれども、糟屋地区1市7町では、毎月、戸籍住民基本台帳事務の担当者、また主任者で協議会を定期的を開催しておりますので、その中で情報を共有しております。

普及促進内容についてもお互い聞きながら、何かできることがあればということで話はしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。六番の質問は、これはこれで全部質問されました。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

それでは、安藤議員お願いいたします。

◎15番（安藤和寿君）

6番目の質問ですね。現在、通知カードからマイナンバーカードに移行する手続きが完了いたします。カードが手元に届くまでのどの単位期間を要し、また、マイナポイントの紐付けから付与に至るまで、遅れが生じてると、ちょっと長過ぎるという意見、

お声が聞かれます。支障が出ているというところの部分で、対策と改善についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

現在、マイナンバーカードの申請者の急激な増加によりまして、おっしゃったようにちょっと期間に遅れが出ているということはあるんですけれども、現在申請から役場にカードが届くまでに大体約1か月ほど。役場に届いてから、申請者の皆さまにお受け取りの通知をお送りするまでに、町のほうの処理で1、2週間の期間を要しております。

そのような状況を受けまして、カード発行体制の強化について国とカード発行機関のJ-LISのほうで、期間短縮の議論はされているようであります。町といたしましても、課全体で交付事務を行うなど、交付体制の強化を図っております。またマイナポイントの紐付けから付与につきましても、先ほどちょっと申し上げましたように、どうしてもキャッシュレス事業者が多数ありまして、そこによる対応となりますので、マイナポイントの紐付けに関しては、町として具体的な対策と改善は難しい状況であります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。やはり生活応援という意味からも、このもうマイナポイントの紐付けに関しては、カードが発行されて、紐付けはしたけども、付与までが時間かかるということで、やきもきされてらっしゃる。待ち遠しいという、こういう声が聞かれますので、1日も早くポイントの紐付けとなるカードの発行については、やっぱり県なり国のほうにお願いしていただきたいというところがございます。

それでは次の質問に行きます。次に、対近隣市町と普及促進における、はい、これに対しての質問いたしますけども、他町では、特に出張申請所を設置した自治体もでございます。近隣の須恵町さんあたりは、出張所を開設するなど行っているところですけども、総務省は、庁舎外でカードの出張申請所を設置した場合に、交付対象となる申請1件に対し、2020年度は千円と、2021年度1件最大で2千円に増加することを各自治体に通知をしております。

今年4月以降の取組としては、マイナポイントの2弾という形の部分にはなっているんですけども、地域性のところから粕屋町。今のところ役場庁舎内だけというところになるんですけども、職員の方の負担軽減とか、マイナンバーカード申請希望される町民の方の利便性などを考えると、出張申請所というのがいいのかなというふうに思ったりするんですが、そこは検討とかされましたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

今議員おっしゃるように、出張申請に関しましてはもう以前からやはりお話というのはずっとあって、なかなかその自治体によって通常の業務の状況もありまして難しい面も正直ございました。

ただやっぱり、今後取得率伸ばしていくためには、やはりしっかり情報が届いてないところとか、やはり忙しくて、実際申請ができない方とかお受け取りに来れない方とかもいらっしゃいますので、今後はやっぱり出張申請というのは考えていかなければいけないと、私どもも思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

是非、御検討をしていただきたいと思います。積極的に隣の町のほうでは、スーパー、ホームセンターであったりとか、各やっぱ出張窓口されて、この件に関しては、マイナンバーカード発行率に関しては、副議長会においても1市7町で集まったときに、どうしても話すことが多くて、うちの町は60何%ってんじゃないかなとか、私たちの町はこういったことをやっていますとか、そういったことが話題になるんですね。その件においては、先ほどのランキングじゃないですけども、頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

では次に、八番目のカード事務費補助金による国・県からの補助金交付状況はどのようなになっているのか。また、国・県からの普及促進に向けた当町への働きかけやフォローアップ体制について、一括して質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

では、まず補助金につきましてですけども、補助金につきましては、会計年度任用職員の人件費や、あと下に作っております特設ブースの維持費、またオンライン申請補助端末、マイナアシストですね。その場で写真撮ってすぐにお送りができるっていうタブレット式のものがあるんですけども、そのリース料など、マイナンバーカード申請や交付に係る経費については、全額補助を受けております。

また、国・県からのフォローアップということなんですけれども、こちら国・県から全国的な広報素材や活用事例等の情報の提供はございますけれども、今のところ粕屋町は、国・県のカード交付率を上回っておりますので、個別に町へフォローアップはあってはおりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。次にちょっと予算的なところをね、伺いたいですけど、令和2年度一般会計予算、総務費国庫補助金、総額が2億5,800万円ほどございました。そのうち、通知カード・個人番号カード関連事務費に2,837万1千円の予算がついて、令和3年度については、総務費国庫補助金は4億7千万。ちょっと上がった形で、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金も含めた形で、国からおりてきてたんですけども。

そこで、そのときに通知カード・個人番号カードの管理の事務費は約、対前年よりも111万ほど下がってるんですよ。ここのが下がった要因、その時のパーセント

が県と上回っておったので予算を下げた形でもいけると。要は、発行率そのまま上がっていくんじゃないかっていう形の部分で予算を下げられたのか、そこ分かります。

総合窓口課に入ってきた2,725万5千円の分です。令和3年度のですね。

◎議長（小池弘基君）

通告書にありませんけども、答弁できるようでしたら。

◎15番（安藤和寿君）

国からおりてきて、その分配がどうなってるのかっていうのを聞きたいんですね。この予算付けの金額。

◎議長（小池弘基君）

分かるのであれば。分からなければ、後ほどでも。

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

補助金の内容とかいうことでよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

お尋ねしたいのが、総務費国庫補助金が町に入ってきます。総額で、令和2年度は2億5千万と、令和3年度が4億7千万。4億7千万の内訳は、地方創生臨時交付金も入っておりますので、その事務費が下がってるんですよ。3年度と4年度、2年度と3年度に比べて。そこがちょっと疑問にあったので、所管課、総合窓口課での予算は実際のところ足りてるのかなというところの部分。

国は、どんどん何かPRをどんどんやってきて、早く普及したいというところはあらわれが見えるんですけども、町自体のところ予算的などが下がってたので、そこどういうふうに振り分けられたのかっていうふうに疑問で思ったところですよ。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。これ通告書に入っていないようですが、その辺りは。

◎15番（安藤和寿君）

補助金の状況はどのようになっているかというところで、ちょっと質問します。

◎議長（小池弘基君）

8番の話です。

（許可のない発言あり）

◎15番（安藤和寿君）

よろしければ、総務部長答えられるのであれば。

◎議長（小池弘基君）

この補助金の交付状況、補助金。通告書8番の問題ですけども、具体的に。
箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

カードの発行事務費。交付するための手続上の補助金というのは、あくまで事務費です。

従いまして、今から今年度使うだろうという申請を行い、使った後にはそれを交付申請をするというような手続きですので、国のさじ加減でどうのこうのなるっちゃうものではございません。で、その都度例えばシステムを作るときには、当然大きなお金が要ります。で、次の年にはもう単なるそれがランニングコストになる場合には、平準化するというようなこともございます。

詳細につきまして、私もちよっと数字は把握しておりませんが、このマイナンバーカードの発行事務に関わるものについてのデータ、各年の数字につきましては、後ほど担当所管のほうから御提示させていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員よろしいですか、それで。

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

各ほかの自治体も、先ほど冒頭に述べた石川県加賀市の例では、独自財源も活用して5千円分の商品券を配布したと。令和2年6月の発行率は14.2%だったのが、令和3年10月に70%に上昇したという記事がございました。

そのときの全国平均は38.4%、自治体による商品券の配布など、マイナンバーカード交付における、事務費補助金の対象事務に追加するものというところがあったんでお尋ねしたところだったんですけども。近隣町においては、先月の11月の24日に、志免町さんがね、マイナンバーカード新規取得者と既存の取得者にクオカード3千円分を支給する事業、1億4,600万というのを予算つけられてます。ここの予算的な部分をお尋ねしたかったっていうんですけども、ここは、どの流れでこの予算がつけられるのかっていうところ、ちょっと御存じだったらと思ひまして。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

志免町が今回、そのような事業をするということは私どもも聞いております。

ほかにも一応、糟屋地区内でも同じような事業を行っているところがあるんです

けれども、現在のところ、今やってる各町とも、新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金を財源として、今その事業を行っております。

粕屋町におきましては臨時交付金につきましては、すべての町民の方に少しでも支援ができるようにということで、ほかのことでの使途に使わせていただいているという状況がございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

それでは次の質問に行きます。マイナンバーカード自体の有効期限ですけども、発行から10年とされております。

更新手続、更新の周知、支援などはどのようになっておりますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

まず有効期限につきましてはですけども、ちょっと簡単に御説明いたしますと、18歳以上の方は、まずマイナンバーカード発行から5回目の誕生日に電子証明書の更新手続が必要となります。その後10回目のお誕生日でカードの有効期限が切れますので、カードを作り直すいただく必要がございます。次に18歳未満の方につきましては、カード発行から5回目のお誕生日でカードの有効期限が切れるようになっております。

これらの更新手続につきましては、お誕生日の大体3か月ぐらい前にはなるようなんですけども、手続の御案内がJ-LISのほうですね。カードを作っている機関のほうから、御本人様宛てにお送りするようになっております。

ですので、一応町のほうで、町から直接お送りするわけではないので、そういったふうにJ-LISのほうから送ってきますという内容を広報やホームページ等で周知をさせていただいて、あとちょっと先ほどのお話にもなりますけど、やっぱり平日に御来庁できない方いらっしゃいますので、引き続き休日開庁や夜間窓口のほうで御支援のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

町のほうでも支援の体制をお尋ね、お聞きしたんですけども。

国ではマイナンバー総合フリーダイヤルというのがあって、こういったところに誘導するようなどころがあるんですけども、基本的には町民の方は町役場のほうに連絡して、そこで何らかの対応をするっていうのが正しいものなのか。いや、そうじゃなくてももう直接マイナンバーカードについては国の総務省のね、施策になるので、マイナンバー総合フリーダイヤルにかければ分かりやすいですよ、というふうに促せるのか。

そこはどうなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

一応国が設置してるコールセンターございまして、本当にそのカードに関する紛失だとか、必ずそちらのほうに御連絡をいただかないといけないっていうものは、やっぱりいくつかございますので、紛失されたとかいうお問合せがあったときは、まずコールセンターのほうにお電話をしてくださいという御案内は差し上げております。でもそのやっぱり細かい内容とかになりますと、町の職員のほうがいろいろお話をお伺いして一緒にサポートではないですけども、やっぱりやっていくのがいいっていうのもありますので、なるべくかかってきたときにはこちらのほうで対応させていただくようにはしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

それでは最後の質問に行きます。マイナンバーカードを通じ、行政サービスのデジタル化が進められておりますけども、どのように進められて、また町独自のマイナンバーカードを通じたデジタル化について、町長の見解を。

今後のことについてもお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今現在、町といたしましては、国の補助金を利用して、令和4年11月からマイナンバーカードを活用した申請書作成支援システムを導入しております。

これは、マイナンバーカードを利用してカードの基本の情報を申請書や異動届に印刷することができるため、氏名、住所、生年月日を記入する必要がなくなり、お客様の滞在時間、庁舎への滞在時間の削減と、書類記入の煩わしさを解消すること

ができます。また、国が運営しておりますマイナポータル上の電子申請サービスや標準項目に追加して、町独自で国民健康保険と子ども医療の電子申請ができるようになっております。

今後も、様々な住民サービスの向上に向けて、更なる活用方法を検討してまいりたいと思います。また、その上で、この全体的な行政のデジタル化、DX化。これの基本的なものになるだろうと私は思っております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。今後の今回のカードにおいて、国、町のデジタル化もどんどんどんどん進んでいくのかなというふうに思うわけですが、今まで数々の特別定額給付金だったりとか、子育て世代の生活を支援するための一時金ですとか、こういったのもあろうかと思えます。一般商品券事業ですね、そういったこと。これが国からそのまま、各カードを持たれてからそのまま給付されているという可能性もあるかと思えますけども。

そこでやはりそういうふうに考えると、今までこういった町を活性化するために商品券を発行をしていただいて、頑張ってきてこられたんですけども、個人にカードに電子マネーとして入ってくると、町だけじゃなくて外に出ていく可能性のほうが多くなってくると思うんですよ。

そこで、町独自のプリペイドカードであったりとか、町の店舗でキャッシュレス決済ができる基盤整備が必要になっていくのではないかと思いますけども、町長どうでしょうか。こういった町独自のプリカだとかが必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういったカードの発行事業者との協議が非常に必要です。

他市町でも、これを試みでやっております。今まさに議員が言われるように、粕屋町のお金は粕屋町で消費していただいて、粕屋町の産業発展に寄与してもらおうと。これは基本的な流れだろうとは思いますが、今現在のシステムではそれは不可能でございます。

今後の検討材料にさせていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。そうですね。そういったところも本当考えられるので、是非、商工会さんとも共にちょっと協議いただいて、まずはキャッシュレス決済ができる基盤整備ができてないというのはまだあれですけども、そういった準備も必要だと思いますので、是非お願いいたします。

まだまだパーセント上げていかなければいけないというところ。ランキングもございますんで、所管課の皆さんには、御足労願うところではありますけども、1市7町のうちも上位ぐらいは、やっぱり行きたいというふうに思っておりますので、是非頑張ってください、このことをお願いして私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（15番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終わります。

本日は、4名をもって終了といたします。明日6日及びあさって7日にも一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越しいただくか、ネット中継を御覧いただきますよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時01分）

令和4年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年12月6日（火）

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 11番 福永善之 議員

6番 議席番号 4番 宮崎広子 議員

7番 議席番号 9番 川口 晃 議員

8番 議席番号 12番 久我純治 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和

9番 川口 晃

2番 田代 勘

10番 田川正治

3番 杉野公彦

11番 福永善之

4番 宮崎広子

12番 久我純治

5番 末若憲治

13番 本田芳枝

6番 井上正宏

14番 山脇秀隆

7番 案浦兼敏

15番 安藤和寿

8番 鞭馬直澄

16番 小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美

議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町 長 箱田 彰 副町長 吉武信一

教育長 西村久朝 総務部長 古賀博文

住民福祉部長 神近秀敏 都市政策部長 新宅信久

総務課長 豊福健司 経営政策課長 吉田 勉

子ども未来課長 渡辺 剛 介護福祉課長 古賀みづほ

健康づくり課長	石川弘一	地域振興課長	稲永剛
道路環境整備課長	吉村健二	上下水道課長	松本義隆
学校教育課長	黒田道明	社会教育課長	臼井賢太郎
給食センター所長	井手正治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は、寝不足の方も多んじゃないかと思えますけども、昨日、ワールドカップの決勝第一次といいますか、クロアチア戦で本当に日本チーム頑張っていたんですけども、最終的には延長も一対一という形でPK戦の結果、惜しくも破れたということで、本当日本国民の方もそうですけど、本当、勇気を与えていただいたことと思えますし、選手の皆さまには本当大変お疲れさまと申し上げたいと思っております。

本日は、一般質問2日目でございます。4名の方を予定しておりますので、質問者の方は、よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは通告順に従い、質問を許します。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問をいたします。

今定例会12月定例会は、二つの質問でまとめております。まず1点目が、家庭ごみ、一般ごみの収集運搬に関する事。2点目、これは過去にも何度か一般質問をしております、指名競争入札に関する事、この2点でまとめております。

では1点目、ごみ捨て場の使用についてということで質問をいたします。

世間一般では、自治会は任意団体である。加入の有無は個人の自由、加入を強制されるべきではないと認識されています。今から述べる事案は、兵庫県の神戸市で発生したものです。全国の自治会でも同様の問題が発生しており、今後、粕屋町でも発生する可能性も否定できず、潜在的に起こり得る問題と考え質問いたします。

この事案は、自治会側が自治会の未加入者に対し、ごみ捨て場の使用を禁止したことにより、未加入者がごみを出せないということで、自治会側を相手どり、訴訟を起こしたものです。一審の神戸地裁の判決は2点あります。一つが、未加入者がごみ捨て場を使用する権利はある。もう1点が、自治会の対応は違法。これに反し、自治会側が高裁のほうに訴えております。二審の大阪高裁の判決は、これも2点ありました。未加入者がごみ捨て場を使用する権利はない。一審と違いますね。で、もう一つが、自治会の対応は違法。これは一審と同じです。このことにより、双方、自治会側と未加入者側は、最高裁の判断に、判断を委ねたようです。まだ結論は出ておりません。

ここで問題です。粕屋町は、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条1項に、町は一般廃棄物処理計画に従って、家庭系廃棄物の収集運搬及び処分をしなければならないと、明文化されております。

仮に、自治会からごみ集積場の使用を禁止させられた町民がいた場合、町は自治会及び町民に対し、どのような対応を考えておりますか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

粕屋町としては、町内会に加入の御協力をお願いしています。

加入されない場合には、例えば、町内会と非加入者で協議をしてもらい、ごみ置き場の掃除当番をしてもらうことや、維持管理費を御負担いただくかわりにごみ置き場を利用するなど、お願いや提案をして住民の皆さまに御理解を促してまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これは全国的に家庭ごみ、一般廃棄物の処理・収集運搬に関しては、各自治体が責務を持つというふうに条例でうたわれてる件なんですよね。一方で、ごみが排出できないというトラブルのところに関しましては、行政のほうが関知しないという曖昧な対応がなされているということが、この問題が起こってるということではあるんですよね。これは今後、最高裁で判例として結論が出れば、恐らく自治体としても動きやすいのかなっていうのはありますが、これでまとめます。

世界の常識に追随する形で、日本社会も多様性や価値観の違いを尊重する社会ができつつあると感じております。個人がネットからいろいろな情報が入手しやすくなり、またSNSで個人の主張、意見、考えを発信できるようになることを意味する

でしょう。それにより今後は、住民間のトラブルは増えてくると考えられます。今回のトラブルは、家庭から出る一般廃棄物の処理は、自治体の責務と条例に明記しているにもかかわらず、ごみ集積場の使用を自治会側の判断であると曖昧な対応をしている自治体の不備が原因だと考えられます。今後、自治会側がこのようなトラブルに巻き込まれないよう、行政側がごみ出しルールを明文化すべきと考え、提案してこの質問を終わります。

では、2問目に移ります。指名競争入札について、今年の6月の定例会には、今から述べる三つの工事請負契約の議案が提案されております。

まず一つ目が中央保育所。これは、予定価格で約7億8千万。で、落札率が99.1%。二つ目、中央小学校。これが約4億6千万、98.88%。三つ目、仲原小学校。約2億5千万、98%。同じく7月臨時会には、四番目、中央小学校4億8千万、98.85%。五番目、粕屋中学校。約6億4千万、98.85%。同じく9月定例会には、六つ目、かすやドーム。約7億9千万、99.91%。

まず一つ目、建設工事など競争入札参加者指名基準要綱第2条3項には、指名が特定の業者に偏らないようにしなければならないと明文化されてあります。このような六つの業者指名は、そのようになっていますかという問いです。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御指摘の建設工事案件につきましては、本年度、指名競争入札を行っておりますが、御指摘いただきました粕屋町建設工事等競争入札参加指名基準要綱第2条第3項には、確かに指名が特定の業者に偏しないように選定しなければならないと明記されておりますが、一方で、第2条第3項には、地場産業の育成の観点による地元企業の優先にも留意する項目として明記をされております。

今回、御指摘の指名競争入札の案件は、町といたしましては、地場産業育成の観点を重視し地元業者を優先して指名を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

2番目の質問、ちょっとかじられましたので、2番目の質問に移ります。

先ほどの要綱の第2条第3項、今答弁されましたね、の5には、地場産業育成の観点による地元企業の優先とうたわれておりますが、どのような企業を対象にされ

ているのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

地元企業の定義といたしますか、基準といたしましては、福岡県内に本店または支店等を有する事業者ということで指名のほうを行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

地元地場産業の育成という観点、地元企業の優先という意味は、福岡県内に本店を持つ、若しくは支店を有しているということによろしいですね。

◎11番（福永善之君）

では3番目に、町は入札前に予定価格を公表しております。事前公表ですね。指名業者の中には、今回六つありましたね。

予定価格で応札している入札が見受けられますが、町としてこのような応札を適切と考えられますか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

予定価格での応札につきましては、予定価格を超過するような事業者も多数ございます。

その場合は不調になってしまったりいたしますので、予定価格の設定や工期の設定等について適正かどうか、再度検討をしなければなりません。予定価格は適正に算定し公表をしているため、同額を含めた予定価格以下であれば入札として成立しますので、問題はないものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、予定価格での応札は問題ないという認識ですね。

では続きまして4番ですね。今回、第6番目の指名業者の選定、かすやドームに関しましては、これ委員会質疑の中で所管の社会教育課からは、粕屋建設協力会から選出したという答弁がありました。一方で、令和3年度の粕屋町入札参加資格審

査申請受付状況、これは通告書の中に書いておりますが、これは令和4年3月末現在ということで述べますね。建設工事ランクで合計687社、内訳は今から述べるとおりです。ダブルAランクが100社。Aランク427、B97、C47、D16となっております。

指名の選定は総合的判断とありますが、この要綱を読む限り要綱を遵守している選定とは思われませんが、選定に至る理由を教えてください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

令和4年の第3回9月、議案の第52号の件だと思っておりますが、工事請負契約の締結についての中で、文教厚生常任委員会での説明と重なりますが、回答させていただきますと、本工事は、特定建設工事共同企業体で実施し、親会社を代表者として契約を行います。工事の総括を代表者が行い、専門工事は下請業者に発注を行うこととなります。共同企業体には、地場企業の経営力、施工力の強化も目的としております。

指名業者につきましては、建設協力会をもとにこれまでの実績を踏まえて、総合的に判断して指名業者を選んでおります。上記のように、議員の御質問に当時、御回答しております。選定理由はそれがすべてになります。粕屋町建設工事など、競争入札参加者指名基準要綱に沿って選定しておると考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ちょっと私この6社、6つの異なる工事に関する分析をちょっとしております。で、ダブルAが、先ほど私が申しましたように、100社登録がありますね。その中で、今回この六つの工事に関しましては、6社がすべてに指名に預かってる。で、2社が5回の指名にあずかってる。で、1社は1回のみ指名にあずかっているという感じです。つまり8社が、ほぼ8社が優先的と見られるような感じで、指名のほうにあずかってるという感じです。

先ほど申しましたように、粕屋町の入札の登録申請はダブルAランクで100社あります。その中の8社のみが、この六つの工事に関して指名を受けてるという状況です。その中で、予定価格で応札した回数というのは、ちょっとお知らせします。全部で11回。11社が予定価格で応札をしておるという状況です。一方で、ダブルAランクにひっついていて、ダブルA以下の業者に関するデータを今からお知らせし

ますね。これに関しても、同じように8社が、優先的な指名にあずかっているという感じになります。この8社に関しましては、均等に受注をしているような。一社が二つの工事を受注するのではなくて、均等に分散化されてるような感じで受注をされてる。予定価格に関して応札に関しましては、これはダブルAランクの企業と紐付きますので、11回、11社ですね、11社が予定価格で応札をしているという、このような分析が出ております。先ほど申しましたように、ダブルAランクは100社が登録を申請しております。その中の8社がほぼ優先的に指名にあずかっている。同じようにダブルAランク以下には、約580社いるにもかかわらず指名に預かっているのは、8社が優先的に指名にあずかっているということになっております。

ここで質問なんですけど、この入札参加資格申請受付というのをされてるにもかかわらず、なぜ、総合的判断という理由で、例えばダブルAランクでは8社、それ以外では8社を優先的にされてるのかというところを、これ町民の立場、若しくは申請をされた業者の立場からすると、どっちみち自分たちにチャンスを与えなければ、別段申請を受け付けする必要もないじゃないかというふうにとられませんか。それ質問なんですけど。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

登録はする必要がないということは、町のほうとしてはないものと考えております。今回御指摘いただいております工事案件のほかにも、町で施工しております工事案件等はございますので、そちらの入札の際に一般競争入札であったり、ほかの指名競争入札もございますが、そちらのほうに参加いただいているという実績等もございますので、はなから業者登録をしていただく必要がないというような考えは持っておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

私が申し上げてるのは、一般競争入札はそれはもう一般なので問題ないんです。一般だからですね。登録された業者が、これ、興味あってこれ受注したいなと思えばおのずと入札、応札をされていかれます。私が申し上げてるのが、指名競争入札です。

先ほど指名競争入札では、いろいろなというふうに言われましたが、私が知る限

り例えば清掃センターの解体工事ありましたね。あれはかなり特殊です。特殊だから、特殊な業者しかできないということになりますよね。今ここに、この六つの案件で指名された業者の中で、そこまでの技術レベルを持っておられる方がいるかといえ、クエスチョンがつくので、そういう場合はやっぱり特殊な業者に指名をしていくということになると思います。ただ、それ以外に関しましては、指名競争入札というのはそんなにありませんので、その中で、今回5月27日から約2か月の間に六つの入札が施行された。その短期間の間に、例えばダブルAランクでは8社、それ以外でも8社を指名したということに対して、何かおかしいという感じでは思われませんか。これだけの業者さんがいらっしゃるのに、なぜそれだけの決められた業者を選定していったのかということ。ましてや、その中の業者さんに関しましては、もともとから事前公表されている予定価格で応札をかけてるということが発生しております。それを鑑みて、おかしいというふうに思われませんか。それは妥当だというふうに思われますか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど部長のほうが、課長のほうが答えましたように、応札っていうのは予定価格で応札するのは全然問題ないと思います。

まして業者が、業者選定をですね、選んだというのは、選定したというのは、まず粕屋町として地場産業育成の観点、それと災害のときに、何かあったときに協力してくれる会社ですね。それをうちのほうでは、粕屋町は建設協会とか土木協会とか、災害に対しての協定を結んでおります。そういう観点から、もし何かあれば地場業者にやっぱり頼らざるを得ないところがあります。そういう観点から、やはり地場の業者を優先して選ぶというのが前提じゃないかと思っております。

それで業者が重なるというのは、やはり大きい工事になれば、3億円以上は共同企業体の場合8社以上というふうになっております。だから親の会社と子の会社というふうになりますので、どうしてもうちのほうの建設協会とか、粕屋町の建設協会と糟屋郡の協会というのは、全部で16ぐらいですかね。そういうふうになりますので、当然そういうふうな形になってきます。で、それに加えて協会に入っていない会社。そういうのも2、3社ありますので、そういうのを入れてやっていると。

今回、たまたま6社続けて工事を出してるっていうのは、小学校・中学校の工事、それがどうしても工事期間というのは、小・中学校は夏休みとか期間が限られ

てきますので、そういう観点で、工事を発注する時期がずれますとやはりそういうところで支障が出てきますので、たまたま同じ時期に発注するという形になったということです。今回本当、令和4年で多かったのは、どうしてもドームにいたしましても、小・中学校、どうしても重なった。補助金関係もありますし、そういうことでたまたま本当5、6件一緒になったということでございます。

普通そういうふうに一掃で出すということは余りないので、今回はそういうふうなことになったということですね。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

町の考えとして災害が発生した場合に、まずその災害復旧に関して地場というか町内、粕屋町内の建設企業に頼らざるを得ないという観点が一つあって、指名をそちらのほうにかけていったというお話がありました。

次ですね。町民の中から、このような意見が出ております。町内の公共工事、これもほぼ学校施設ですね。学校施設を主にした公共工事がいつも同じような業者が施工していますと。ほかに業者はいないのかという感じで、いう声が上がっております。

透明性、公平性、経済性の三つの観点から、町民から入札における疑義が生じないよう、指名の在り方を見直す必要があるのではないですかという質問です。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

町民の声が上がっているというふうに言われますけど、町のほうにはそのような問合せも意見も一切ございません。

議員のほうにお尋ねがあるのなら、入札についての説明をいたしますので、町のほうにおいでいただいて。いただければ総務課あたり、私のほうからでも説明をいたしますので。

もうそんなにたくさんの方が議員のほうに言ってあるのかというふうにちょっと、私のほうでちょっと疑問に思いますけど、そんなにあるんでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

いやいや、すみませんちょっと。これですね、もうちょっと基本的なことをちょっと、私が思ってる基本的なことを述べますね。

行政運営というのは税金で運営されております。で、税金で運営されてる行政側の皆さんの立場っていうのは、これは町民から集められた税金を任せていますよということなんですよね。だから、皆さんが勝手に何でもぼいぼいと税金から事業をやるということではないんですよ。そのために私たち議員が、私たち議員も町民の負託を受けて、選挙で選ばれてこの場でいるということです。だから、行政はあくまでも町民の皆さんが集めた税金を、これ総務的な立場でマネジメントしていきますよという立場です。だから、今言われましたような町民から声が上がってない、自分たちのところに届いてない、福永のほうにどれだけ届いているか、それも疑問だということではないんですよ。こういう疑義が上がってるということ、若しくは私自身も今のこの六つの公共工事指名競争入札に関して、2か月というものすごく短いスパンで、ましてや同じ業者を選んでいくという在り方に関して、これは疑義が当然生じます。という声をやっぱり皆さん自身も、やっぱりそういう感覚でいないといけない。自分の金だと思ったらどうしますかっていうところを、私はやっぱりそこは足りないと言え、お前何言ってんだと言われるかもしれないけど、そこはやっぱ足りないんじゃないかというふうに思います。

例えば、今、日本国民が一番買物でお金をかけるっていうのは、これは家と車っていうふうに今言われてます。その家と車で購入する場合に、お金に不自由しない方は例外として、ほとんどの方はやっぱりいろいろと詰めていくと思うんですよ。この家買って、今後維持費どのくらいかかるかなとかですね。例えば見積りとして、相見積りとして、同じ条件やったらA社にしようかB社にしようかとか、そういうところをやっていきと思うんですよ。だから、そういうやっぱり自分の金、人様から不特定多数から集めた税金だから、そこまでしなくてもいいやっていう感覚ではいけない。自分の金だと思ったらどうしますかっていうところを、まず初めにやっぱり考えてもらわないと、やはりこういうところが起きてくると思うんですよ。

これまとめますね、最後。六つの指名入札は、予定価格ベースで約34億7,600万円。落札額の総額は約34億円。合計の落札率は97.74%、この六つの工事に関してですね。入札日は令和4年5月20日、すみません先ほど27と言いましたけど5月20日に3件、令和4年5月27日に2件、令和4年7月29日に1件、約2か月の間に6件の入札が施行されております。ダブルAの入札参加資格登録者が100社あるにもかかわらず、なぜ8社のみ指名を与えたのか。なぜ、指名された業者は予定価格で応札しているのか。指名された業者の手持ち工事を確認されたのか。なぜJVを組むダブルA以外の業者の指名が約8社に絞られているのか。

一般競争入札と違い、指名競争入札は発注側の行政の専権事項です。原資は税金。町民から入札に疑義が生じないよう公平な業者の選定、透明な入札の施行、こ

の二つが担保できれば、経済性に結びつくのではないのでしょうか。例えば先ほど述べましたように、落札率は97.74%。1%落札率が下がれば、約3,500万円節約できる計算です。税金を原資に行政運営する職員の方に申し上げたいのは、自分のお金だったらどうするのかという視点を持っていただくこと。

これで私の一般質問を終わります。

(許可のない発言あり)

◎ 11番（福永善之君）

ありますか何か。

(許可のない発言あり)

◎ 11番（福永善之君）

いえいえ、どうぞ。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

職員が自分の金だと思って、決して税金を無駄遣いしようとかそういう気持ちは全くありませんよ。

落札については、入札額はこれ業者がするものですから。執行部側は、いくらで落としてくださいとそういう話じゃないでしょう。業者のほうで落札してるんですから。私たちは業者に仕事を出して、いい仕事をしてもらいたい。決して低い金額で落とされて、手抜き工事なんかしてもらいたくないんですよ。

その観点から言えば業者が高い、予定価格に近い額で取ったとしてもそれは問題ないんじゃないかと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

ちょっとまとめましたけど、今、反論が来ましたので、もう一度ちょっとお伝えしますね。

100社、ダブルAランクで100社あるにもかかわらず、8社しか入札しなかった。その8社の中でも、予定価格で応札をかけたということであればですよ。一般的な感覚からいえば、予定価格で応札するという業者は、まず工事に対しての発注したいという意思が、やっぱりかなり低いと思わざるを得ない。そういう業者を発注するよりも100社あるんだから、また別の業者を発注したらよりいろいろな観点から、応札額が違ってくると思いますので、そういうところやっぱり見ていかないといけない。

何も、今言われたように、職員の方は自分の金だっということやってますよと。それはもちろんいいことではないですか。ただ、そういうところはやっぱり行政の外から見たら、えっというふうになっていきますよというところを私は指摘してるんです。私自身も思ってます。町民の中にも思ってる方いらっしゃるでしょう。だから、そういうところを行政が見えないところを見てほしいんですよ。当たり前のように自分の金だと思って。だからそれを私は伝えてるわけです。

これで締めますので、終わりにします。

では私の一般質問を終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

福永議員の一般質問が終わりまして、ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を10時15分といたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時15分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番（宮崎広子君）

議席番号4番、宮崎広子です。通告書どおりに質問いたします。

今回の私の質問は、町の妊産婦及びゼロ歳児から2歳児までの乳幼児の支援についてと、特別支援学級の実態とその支援についての2問です。

初めに、町の妊産婦及びゼロ歳児から2歳児までの乳幼児支援についてですが、少子高齢化や核家族化が進み、孤立感や不安感を抱く子育て世代も少なくありません。また、少子化が加速し、人口増加を喫緊の課題にしている自治体も少なくありません。そこで、子どもを持つことの不安を解消し、安心して子育てしていくために、町の現状とその支援について質問いたします。

一番、妊産婦面談とその支援についてです。妊婦さん全員と面談はできていますか。面談をするときに、本人と面談できているかということや、その家族が代わりに面談をすることとかあるのでしょうか。

よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

妊娠届出時に健康センターへ来所された妊婦の方については、すべての方に保健師が面談を実施しております。

しかし、体調不良や仕事等の御都合でどうしても来所できずに、御家族、主に御主人の方が来所されて妊娠届出をされる方もいらっしゃいます。そのため妊娠届出時に実施しているアンケートを後日、妊婦の方に御記入・御返送いただき、届き次第妊婦の方御本人へこちらからお電話して御連絡をし、お話をさせていただいております。また、上のお子さんがいらっしゃる場合は、上のお子さんの健診に来所される場合もございますので、その際に面談することもございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では次に、妊産婦への支援についてですけれども、妊産婦に必要な情報をどのような形で提供しているかと、またどのようなサポートがありますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

妊娠届出時の面談時に、独自で作成している妊娠中から出産、育児をする際に必要な情報をまとめた、粕屋町子ども世代包括支援センターの冊子をもとに情報提供しております。

また、その方の状況に応じたサービスや医療機関、ファミリーサポートセンター等の説明もしております。サポートは町、福岡県、民間等が実施しているもの等多々ございます。粕屋町の健康づくり課で実施しているものに関しましては、妊娠届出時や妊婦健診の結果等で、要フォロー者対象となった方につきましては、お電話や訪問、来所面談時にて相談やアドバイスを行い、必要な関係機関と連携をとるなど、妊娠中からきめ細かく対応いたしております。

また、妊娠中の栄養に関する内容のマタニティー栄養教室や栄養相談事業、第1子を妊娠中の方を対象にした、両親学級である日曜パパとママの子ども学級。妊娠中、体調不良で家事ができない方を対象にした育児等支援産前産後ヘルパーサービス等を実施しております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

14 回分の妊婦健診補助というのもあると思うんですが、これは全額補助でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

14 回分は補助、全額補助でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4 番（宮崎広子君）

先ほどの面談時に事前のアンケートがあって、来られない方にはアンケートに記入してということで、後で面談できたり、電話で相談を受けたりとかいうこともお話しされたと思うんですけども、大体面談の時間っていうのは、これのかすや広報にこういうのが入ってたんですね。面談時大体 30 分を予定していますっていうふうに書いてあったんですけども。

30 分ほどその面談の時間にかけてあるのかということと、それから面談のときに、とてもやっぱり不安感を覚えてある妊産婦さんの中で、ちょっと子どもを育てるのに厳しいなあっていうか。精神的に御病気があるとか。それから、たくさん兄弟がいらっしゃる家庭とか、もしかしたらヤングケアラーに家族が、兄弟児になるかもしれないとか。

そこら辺の把握とかいうのはできるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

まず、面談につきましては 30 分とありますが、当然御本人様、御家族の状況とかがありますので、時間については前後する場合は当然でございます。

あと子育て等で不安を言われる方につきましては、電話等でも随時御相談しておりますし、保健師のほうが直接御自宅のほうに伺って状況等を把握している状況でございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4 番（宮崎広子君）

とても私が前からヤングケアラーをすごく気にしてるんですけど、子どもが、妊娠されたときに兄弟児がたくさんおられる家庭っておられるんですよね。そんとき

に、大丈夫、自分が産んだ後も例えばほかの保育園迎えに行つてとか、ちょっと赤ちゃん見とつてとか。

そういう、何か兄弟児のほうに負担がかかつていくとかいうような把握っていいですかね、ちょっと兆しみたいなのがアンケートの中から分かるとか、また面談しながら分かるとかいうことありますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

当然、面談行つた際に家族の状況等もお聞きする場合がございますので、当然子どもさんが多い場合は、非常に子育て等に大変だということがございますので、その方の家庭事情については、当然面談したときに把握している状況ではございます。

それにつきまして、どういうふうなサービスができるかどうかっていうのは、保健師とか専門職おりますので、そこでいろいろ協議してどういうふうなことがいいのかどうかというのを、御本人様も含めてサービスを行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では次に進みます。厚労省が、伴走型の相談支援にするために、妊娠時に2回、出産時に1回、計3回の面談を進めていますが、今、粕屋町は妊娠時に1回と、出産時に全家庭訪問つていうことでやっておりますよね。

あと中間に1回つていうのが妊娠間近な方に対して1回、もう1回増やすつていうことですがけれども、町ではどのように考えておりますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

現在、核家族化が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないため、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題でございます。

そのため国は、令和4年度第2次補正予算案に妊娠届出時より、ゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に焦点を当てた妊婦子育て家庭への伴走型相談支援として、3回の面談を行う事業の予算を計上して議決されたところでございます。その中で、11月22日に実施された説明会では、1回目の面談を妊娠届出時、2回目の面談を妊娠8か月時、3回目の面談を出生届出時から、乳児家庭全戸訪問までの間

に面談を実施するようというの説明があつておりまして、粕屋町に関しましてもこれに沿って実施する予定としております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

伴走型で本当に悩みが、今から孤立化してるからですね、そこら辺を重点当てた取組と思いますので、是非よろしくお願いします。

では、2番目にまいります。妊婦は体調の変化、定期健診、出産準備、マタニティグッズのこと、家事、仕事をどうするか。また、産むことの不安など、産むという決断をしたときから、日常生活に大きな変化があります。変化を伴います。国は、伴走型の支援を方針として進めており、妊娠期に5万円、産後5万円分のサポートを考えています。これは1年だけで済むことではなくて、10年ほどの長いスパンで続けるということです。

粕屋町では、経済的支援に相当するサポートをどのようなアイデアで考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

国は妊娠届出時より、ゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に焦点を当てました、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的事業として、令和4年度第2次補正予算案で妊娠時に5万円相当、産後5万円相当をサポートする出産子育て応援交付金を創設いたしました。

現在、町といたしましては、国が推奨するクーポン券は使用用途が限られること。また、それぞれ個人により状況が異なる、経済的支援の内容は自分たちで選択したい思いが強いなどと考えられることから、現金での支給を想定しております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

お金じゃないんだよね。なんていいますかね。子どものときに心配なのはお金じゃないんですよねっていうことをよく聞きます。

これは、所得に関係なく、もうとにかく少子化が進んでいるので、何とかそれを

食い止めなければという、そういう思いで作られた施策です。なので、やっぱり赤ちゃんが生まれて、ずっと家から出られないと。子どもは子どもに母乳を与えたり寝かしつけたり、おむつ交換したりっていうの、一步も家からずっと出られない何か月かが進むわけですよ。で、出ろうとした時も、たくさんのお母さんはグッズを持って赤ちゃんに必要なものを持って出かけておられます。で、もしも何かこう、何かあったときに、子どもを預けて、何て言いますかね、預けてもらい、預けるとか、預けるところがあったらいいとか、そういう何か不安感を解消するっていうところを、町として私はサポートしてほしいなと思うんです。

今ほかの自治体には、妊娠時におめでとうということで、1万円の子どもクーポン券とか、これは商工会とかも行ってありましたけれども、町のエール商品券の中をクーポン券にしたりとか、それから診療に行くときに1人で赤ちゃん抱えて診察に行く、検診に行くっていうときにやっぱり乗り物が必要だから、タクシー券を何回分か使えるようにしようとか。

それから先ほど言いましたけど、子どもがゼロ歳児から一時預かりができるような場所。今粕屋町は、町の町立の保育園があったり、認可保育園もあります。そういう何か安心できる場所ですよ。本当に今すごい事件があってますけど、保育士さんが逮捕されるとか、1歳児を虐待してたとか。とっても痛ましい信じられないような事件が起こってますけども、そういう不安感がやっぱり赤ちゃんを預けようとするその一つの行動に対しても、行為に対しても起こると思うんです。だけど、粕屋町には、町が運営するといいますか、責任を持つ町立の保育所があったり、認可保育所があったりするわけですから、そういうところを何とか一時預かりのサポートに使ってもらったり。それから家事をですね、ちょっと買物行きたいんやけど出られんというときに家事のサポートをしたり、そういう何か仕組みをお金で解決するんじゃなくて、1人で子育てする際、頼りなさっていうか寂しさとか誰かと相談したいとか、そういうところに寄り添うためのこれは施策なので。是非何か今後、考えていってほしいなと思っています。是非、考えていってほしいなと思っています。

それで、すみません。これ健康づくり課だけでは、厳しい取組になると思うんです。だから子ども未来課であったり、介護福祉課であったり、いろんな課と横断しながら何とか知恵を絞ってサポートしていただきたいと思います。

町長何か。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

こちらに目線が来ると思っていました。粕屋町は子どもが多く生まれ、これはもう全国的にも非常に出生率高くて、出生者数ですね、九州、福岡県でも非常に高ランクの町でございます。

そういった町の状態を考えると、確かに今おっしゃられるように出産時の不安感、そしてまた、子育て時の非常に孤独感といましようか。それは、否定できません。それぞれ、今現在も様々なサポート事業ありますが、その充実と共に、今議員がおっしゃったような交通手段、あるいは買い物に対してのサポート等を、今後総合的に考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは次の質問に移ります。三番と四番は一緒に質問したいと思います。

流産や死産などで子どもを失った方へのサポートはありますでしょうか。また低体重で生まれたお子様へのベビーブックって私書いてますが、福岡県には、ふくおか小さな赤ちゃん親子手帳っていうのがあるそうです。私見てみましたが、本当に母子手帳。母子手帳は母子手帳なんですけど、赤ちゃんの成長が小さく生まれたらやっぱり違うんです。いきなり保育器に入ったりして、なかなか子どもに会えなかったり、抱っこできなかつたりするものですから。赤ちゃんの成長を書くっていうところが、全然違ってらるんですね。

それで、本当にこの何ですか、赤ちゃん親子手帳。小さな赤ちゃん親子手帳というのは、本当に小さく産んでしまったお母さんへの温かい言葉掛けがちゃんと書いてあります。本当にその手帳は寄り添ったものだなっていうふうに感じています。

そういう活用はありますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

まず三番目の、流産や死産などで子どもを失った方への対応についてですが、流産や死産されたという情報は健康づくり課では把握できませんが、大切な存在を失った場合に生じる負担は非常に大きなものでございます。

そのような方が御相談されてきた場合には、その方の気持ちに寄り添い、悲しみや、辛いお気持ちが少しでも軽くなるような対応をいたしております。四番目につきましては、御質問にありました、低体重で生まれたお子様へのベビーブックについては現在、粕屋町では出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児と言われるお子様が約1割いらっしゃいますが、出生体重が1,500グラム未満のお子さん

と、その家族を主な対象として、議員がおっしゃいました福岡県がふくおか小さな赤ちゃん親子手帳を作成しておりますので、これを県から町が配布するように依頼をされております。この親子手帳は、満6歳までの成長や医療の記録ができるようになっていて、既に町が発行しています母子健康手帳と併せて使用してもらうようになっております。粕屋町では、新生児訪問の際に配布をいたしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

分かりました。先ほどの流産、死産がなかなか把握できないということでしたけれども、ほかの自治体では、ホームページの中に子どもを亡くされた方への相談とか、あと体験者のおはなし会、NPOでやってあるんですけれども取り組む、そういうのお知らせする自治体もあります。参考にされたらどうかなと思ってます。

では、五番目の質問にまいります。母子手帳の電子化についてです。母子手帳は紙ベースがいいと考えている保護者も多いんですが、電子化が、いろいろなものの電子化が進む中で普及を考えざるを得なくなると思います。町の考えはどうでしょうか。また、ゼロ歳児から2歳児までの子どもを持つ保護者に対して、スマホなどで見ることができる情報を提供するアプリを使っている自治体もありますが、どのように考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

粕屋町では母子手帳は、紙ベースの従来のものを今後も交付したいと考えております。

その理由といたしましては、現在の紙ベースの母子手帳は、国が定めた様式で作成されており、転入転出をした際でも再交付を必要とせず、各自治体や医療機関でも使用できる公的な証明書となっております。また、現在の母子手帳は、お子様へのメッセージを妊娠中から記入できるページも設けられております。子どもが成人したり家を離れる場合に、親から子どもへ渡すことも多く、電子にはない温かいものになっているのではないかと考えております。電子化については、既にマイナンバーを活用したマイナポータル上で、妊婦健康診査や、乳幼児健康診査、予防接種の接種記録を確認できるようになっております。しかし、町独自の月例で行われている健診や規定以外の項目を記録できるようにはなっておりません。

アプリに関してですが、企業等で母子手帳アプリも開発されておりますが、統一

されたものではございませんので、転出されたときには使用できない等の問題もございません。ので、粕屋町では今のところ導入する予定はございません。必要な方については、個別の御案内をすると共に、町のホームページや広報、LINE等で情報発信をしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

重なるかもしれませんが、広報の中に、粕屋町広報の中にこのチラシが入っていて、私はこっちの高齢者医療のほうかなと思ったんですけど、こっちにちゃんと乳幼児健診日程表っていうのがあって、4歳児健診は4月はいつあるとかいうのが書いてあって、10か月健診はというふうに書いてある。

これが、どういうふうに通知されているかっていうのは、はがきで通知されていくんでしょうか。それとも、何か電話でお知らせするんでしょうか。それとも自分で気づかないといけないんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

まずお手元、その用紙につきましては、年度始めにお送りさせていただいております。御本人の方が曜日について予約等のお電話をいただいて、健診日の1週間前になりましたら、確認の通知等を送らせていただいて、その日に漏れがないように健診に来ていただくようにしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

コロナワクチン接種のときに、スマホから予約して近づいてきたら、もうすぐピッてなんか鳴って、もうすぐワクチン接種ですよってお知らせするようなものがありますよね。で、こういう、そういうのがですね、アプリを使ってるというのが健診ですよとか、それからワクチン接種、12種類が30本以上あるんだそうです。そういうのをお母さんが母子手帳を見てるんでしょうけど、見ながらスケジュール管理をしながら、いつ行こうとかいうことも考えながらやってあると思うんですね。

そういうこととか、先ほど面談ができないところは訪問したり、それから何ですかね、電話したりとかいうのを聞きしましたけれども、オンライン面談っていう

のも実現できるんだそうです。なので、そして予約の健診のときに問診票を書いたりすることも事前にできたりして、かなり楽にできるんじゃないかなっていうのを予想しています。何かこちらでは使わないということですがけれども、ゆくゆくその手間とか、健康づくり課のほうの手間とか、それから受けるほうも、何て言いますかね、赤ちゃんの健診とか、ワクチンを打たないかんとか、そういうことのスケジュール管理とか。それから動画で離乳食の作り方とか食べさせ方とか、それからあと沐浴のさせ方とか、そういうものもあります。ですから何かゆくゆくはそういうふうに切り替わったときに、是非こういう便利なものがあるということで、考えていただけたらなというふうに思っています。

六番目にまいります。乳幼児健診の中でのコミュニケーションのとり方や、動作や発語を見て健診することもあると思いますが、乳幼児とのコミュニケーションのとり方について、保護者に簡単なガイドブックの配布がありますか。また、療育が必要な乳幼児や要観察、グレーゾーンって言ってしまってますけれども、療育までにはいかないけれども観察を続けたほうがいいかなってような方に、基本的なコミュニケーションを理解してもらうようなことを、保護者にガイドブックを配布ということはありますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

その前に一つ補足ですけれども、五番目の質問で、検診の方にはお電話でっていうお話をさせていただきましたけれども、電話以外でもインターネットでも予約をしておりますので補足をさせていただきます。

六番目の質問ですが、現在1歳6か月健診、6か月児健診と、3歳児健診の際に福岡県が作成している、ゆったり子育て子育て応援団を配布しております。

これは保護者が、子どもの発達や発達の様子を知り、その状態に応じた子育てについて理解していただくために作成されております。しかし、ガイドブックを配布するだけでは不十分な面も多くございます。コミュニケーション面を育てるためには、規則正しい生活、体の発達に沿った十分な運動、気持ちの安定、いろいろな体験、身近な方との楽しいやりとり等が必要でございます。

乳幼児健診では、保健師、助産師による個別の保健相談をすべての方に受けていただき、それぞれのお子さんの状況を確認しながら、アドバイスをしております。また、必要に応じて町で作成したリーフレットを配布して説明することもございます。療育が必要な乳幼児や、グレーゾーンにある乳幼児の基礎的なコミュニケーションの理解については、特にガイドブックの配布はございませんが、御心配な保護

者の方には、臨床心理士による発達相談を受けていただき、より細かくお子様の発達状況を確認し、保護者に説明した後に関わり方についてのアドバイスをを行い、定期的な相談を行っております。また、必要な場合には、療育事業につないで更にきめ細かく経過を見ております。これらでコミュニケーション面の理解が進むように行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ガイドブックがあるということで安心しました。健診の後、やっぱり次の健診まで期間がありますよね。その間に簡単なコミュニケーションのやりとりとかいうのを、お母さんが子どもの動きを見て気がついて一緒に遊ぶとか、笑いかけるとか話しかけるとか。そういうのが、日常生活の中でできたりしっかりスキンシップをとってもらえれば、3歳児までが大事って言われますけども、成長していくときに大きな悩みも抱えずに済むといいますか、少なくとも済むのではないかなっていうふうに考えています。

それでは、特別支援学級の実態とその支援について質問いたします。

現在、小学校・中学校で療育手帳を持っている児童・生徒の割合はどのぐらいかということと、全体のどのぐらい、支援学級の全体のどのぐらいいらっしゃるかということと、それから支援。療育手帳は持ってないけども、支援級にいらっしゃる子どもたち。

グレーゾーンと私は言ってしまうんですけど、子どもたちが入学するときに、どんな判定基準があるかっていうことを伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

小・中学校におきまして、療育手帳の所持については児童・生徒から集計するものではありませんので、学校でその割合を出しているというものではございません。交付人数については、後ほど介護福祉課のほうから回答をする予定としております。

グレーゾーンの児童・生徒の判定基準ということですが、私たちもあまりこう、グレーゾーンという言葉は使わないんですけども、特別支援学級などへの就学先の判定につきましては、粕屋町の教育支援委員会におきまして、お子さんの一人一人、個別の情報をもとに判定をしております。特別な配慮の必要なお子さんの困難

さを把握いたしまして、今後の学習の場について検討いたします。委員としましては、特別支援教育に設置する大学教授の先生や、特別支援学校の先生も来ていただいております。また、臨床心理士の方や町内小・中学校の管理職、特別支援教育担当の先生などにも来ていただいて検討しております。その中で、判定が難しいお子さんもいらっしゃいます。

教育支援委員会の中で参考にいたしますのは、発達検査、児童の発達検査でございます。それから、臨床心理士による事前に当該児童を観察しております。そういった情報や、現在の幼稚園・保育園での先生方の関わり方、そういったものを総合的に勘案いたしまして、教育支援委員会がいろいろと中で協議をして判定を出しておりますが、判定が難しいお子さんの場合は、これらの参考数値とか状況などを事細かく分析しまして、協議をして判定を出していただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると療育手帳をどのぐらい持ってあるかっていうのは、学校教育課では分からないけれども担任は分かりますよね。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

特別支援学級の担任の先生は、指導する際に必要があれば情報の一つとして、このお子さんは療育手帳を持っているっていうなことは、把握されてあるかと思われ
ます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

よく校外学習のときに乗り物に乗ったりするときに、療育手帳を持ってれば割引が効いたりするんですけど、そういうことがほとんどないっていうことに理解して
ていいでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

議員さんのおっしゃってあるとおり、そういったのはされてないと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると、すみませんね。ちょっとそれてるような気がしますけど。

学級編制するときに、今言われたいろんな情報を集めた中で、学級編制をするというふうに理解していいですか。療育手帳を持ってるってことは、はっきり障害を持ってるってということにつながってると思うんですけど、そこをのけて、今審査した中で、全体的に見て学級編制をしてるってということを考えていいですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

療育手帳をやっぱり中学生・小学生が持つというのは、基本的には弱視とか、難聴の子とか、そういったやっぱ身体的なことであって、障害、特別支援学級に入っている子が、ほとんど療育手帳を持ってるということはありません。

なので、例えば校外学習に行ったとしても、支援学級の子たちはやっぱり切符の買い方とか、例えば知らない町に自分たちだけで行っているいろんな買い物をするとか、そういう経験はさせておりますけど、その中に療育手帳を持ってるから割引が云々ってというのは、ほとんど私聞いたことがないです。

それから学級編制に関しましては、療育手帳は持ってる子どもはとおっしゃいますけど、通常学級になかなかそういった子がおりませんので。いた場合は当然、この子とこの子は仲がいいからつけようとか、近くの子だからつけようとか、肢体不自由児、そういった配慮はしてますけど、それがあからとって、特別にですね、そのために特別支援学級ていうのがあがあるわけですし、通常学級というのがあるわけですから、学級編制の会議のときに療育手帳、誰と誰が持ったかとか、そういった会話にはならないですね。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では次の質問にまいります。不登校、いろいろ増えて大変だと思っておりますけども、その原因が障害、支援級にいらっしゃる方が不登校の場合って考えていいと思えますが、どのような指導や対応をされていますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

不登校原因におきまして、障害そのものが原因というお子さんはいらっしゃいま

せんでした。ただし、その障害の特性によりまして、2次的に不登校につながるということはあるということです。

例えば、感覚過敏によりまして、教室の音が気になり教室に入れなくなるといったような事例もあるそうです。その都度、児童・生徒の不応適となっている原因を探りまして、その原因を解決するための指導対応。そういったのを学校のほうでは対応をしているということです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると、不登校の保護者から相談をしたいというときは、学校に相談をされるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

保護者は、不登校の場合はまずは学校に相談いたします。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

その学校はリーダーコーディネーターとか、教育相談とか、そういう係の先生または担任、どういう窓口になりますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今の質問の最初に、特別支援学級の子たちが障害を持ってるから、不登校になっている可能性が高いんじゃないかということをおっしゃってましたけど、前提条件としてそれはないです。

通常学級の子もちょっと不登校も別の理由でとか、特別支援学級の子も例えば人間関係でとかっていうのがありますので、例えばその特別支援が必要な子どもたちの障害に応じて発達障害があるから不登校というのは、それも一つの原因としてありますけどね。不登校の生徒の割合が、特別支援学級の子たちだけが特別高いというのは、小・中学校ともありませんというのを最初お断りしておきます。

それで今おっしゃったように、相談についてはまず担任に相談をします。特に特別支援学級のほうは交流学級がございますので、先生が2人関わって通常学級と特

別支援学級という担任がおりますので、その2人関わらせながら児童・生徒支援、加配もございますしですね。いわゆる加配教員がおりますので、そういった先生方、若しくは必要であればスクールカウンセラー、そういったところで相談をやりますので。マンツーマン方式といいますか、チームで不登校になった子供たちは対応していくっちゃうのがございますので、そういった対応。それから事前にはそういったこと。

例えば、また別の議員の質問の中に不登校がちょっとございましたのであれなんです。例えば1日休んだら電話をする、2日目だったらちょっとこうする、3日目だったら家庭訪問するとか。一応そういったルールもございますので、予防策についてもそういった手厚い支援をしているかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、次の質問に移りたいと思います。先生方の研修に関する質問です。

先生方全員に発達障害についてということで理解を促す研修、また特別支援学級の先生方に専門性を高める研修っていうのが行ってあると思いますが、どういうふうになってるのでしょうか。

支援の方法で悩んだときに、専門家の指導を受けることができるっていうことですけれども、前の年にお伺いしたときにですね。支援級からの教師の相談や、子どもに対しての指導があったかどうか、伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

町としましては毎年、特別支援教育担当者研修会を開催いたしまして、その際に、臨床心理士などの専門の先生をお呼びして発達障害についての理解、また支援の方法について研修を行っております。

その後、各学校におきまして授業研修、これは授業を実際にやって、他の先生方が見て改善点などを指導するというものがございますが、そういったことを行っております。

こういった専門の先生からの研修、それから、校内での授業研修などを行いつつ、先生方の資質を高めて、相談・指導を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

普通級の担任の先生にも、研修はありますか。

親学級とといいますか。通常学級の先生方。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

研修については、もう全先生方対象になっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

よかったです。最後の質問です。

粕屋町には、支援級がほかの自治体に比べて多いんですけど、最初はなんか、私は去年なんかそのことについて、周りの町の方からいい印象じゃない発言聞いたんですね。でも、この1年間じっくり行政のことを見てきて、それは健康づくり課が0歳児から健診を丁寧にやってきてある、この成果ではないかなっていうふうに思っています。

で、最近少し変化があります。これは、周りの自治体から支援級に来る子どもたちが増えているということを知っています。私が心配しているのは、現在療育のほうに行っている子どもたちが、周りの自治体の支援級とといいますかね、支援が必要な子どもたちが増えていることで、今まで行っていた療育の場所がなくなるんじゃないかという心配です。

それで、これは町長に伺いたいんですけども、障害があると言われていた子どもたち、特に療育手帳を持っている子どもたちには、医療、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門家チームが必要です。その教育を支援する発達教育センター、また療育センターが必要と思います。町長は第2こども館を作りたいということで、施政方針で述べられましたけれども、そこに、こういうセンター的な役割をする療育に対しての場所があればなと思いますけれども、どんなふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和5年度までの計画にあります、第6期粕屋町障害福祉計画、第2期粕屋町障害児童計画にも掲げているんですが、障害児支援の提供体制の整備という部分にお

いて、町の成果目標として、児童発達センターを粕屋中南部圏域に1か所設置するというようにしております。今、議員が御指摘のこども館。これは非常にこういった事業については、専門的な知識を持った方、そしてまた数多くの職員が必要でございます。

これは広域的に考えるべきということでございますが、今の現状と今後の見込みにつきまして、担当のほうから詳しく御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今、町長のほうから申し上げましたように、介護福祉課のほうで、この障害福祉計画、第2期粕屋町障害児福祉計画というのを立てております。

その中で、子どもたちの障害児支援の提供体制の整備ということで、先ほど言いましたように、児童発達支援センターを粕屋中南部圏域に1か所設置することというふうにしてはいますが、児童発達支援センターは、児童の発達支援を行うほか、施設の専門性を生かして、地域の障がい児やその家族からの相談、家庭への援助、助言を行う地域の中核的な療育支援施設とされております。現在、篠栗町にある粕屋子ども発達センターがその機能を備えておまして、粕屋中南部圏域の中核的な療育支援施設の役割を果たしております。

また粕屋町では、療育が必要な子どもたちに対して、健康センターで実施している町の療育、民間の児童発達支援、放課後等デイサービス、病院のリハビリテーションの中で行われている発達に関するリハビリテーション、福岡県こども療育センター新光園、重症児者医療療育センター久山療育園など、様々な療育機関の紹介や情報提供を行っております。それぞれの事業所や専門機関では、専門知識を有した職員による療育等を行っております。既に専門家における支援を受けているというふうに考えております。

従いまして、町としましては新たなセンターの設置ではなく、既存事業の充実を図ることで、今後も個々の状況に合わせた発達支援を行っていきたいと考えております。

それから一番初めの質問にありましたところで、療育手帳を持っている数。介護のほうで分かる分で数を申し上げたいと思います。18歳未満の方で療育手帳を今持ってらっしゃる、令和3年度末で持ってらっしゃる方160名です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ありがとうございました。

是非、粕屋町の支援が必要な子どもたちが、安心して勉学に励むといえますか、余暇を楽しめる。自分の日常生活が楽しめるように、そういう療育センターなり、いろんなチームが支えられることを願って、私の質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員の一般質問を終わります。ただ今から暫時休憩に入りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

番狂わせが起きましたけども、質問させていただきます。

皆さんこんにちは、議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

統一教会問題は、重大な政治問題に発展しています。今日も質疑があつてようです。ある著名な衆議院議員は次のように述べています。救済法を作らなければならぬほど多くの被害者を出してきたこの教団を、長年にわたり庇護すると共に、選挙で最大限利用してきたのが自民党。安倍氏の事件がなければ、自民党と教団は一体化し、ますます被害は深刻化していたはず。これからは気をつけますでは、済まされません。真相解明はこれからだと、この衆議院は言っています。まさにそのとおりだと私は同感です。被害補償をどこまでさせるのか。マインドコントロール下の信者の中には、数千万あるいは1億円以上の多額の寄附をした信者も多数存在します。ただ、驚くばかりです。このような反社会的組織の存在を許すわけにはいきません。直ちに解散させなければならないと思います。

何もしない内閣、岸田内閣の不支持率が、11月26、27日の共同通信社の世論調査では、51.6%となりました。今日もTBSが何か調査やっつてみたいですが、昨年10月の内閣発足以来、初めて半数を超えました。三閣僚の辞任、それから四人目も囁かれています、そして週刊誌なんか見ますと、岸田首相本人にも火の手があがっています。昨年の総選挙での選挙運動収支報告書に添付した領収書98通に、宛名

やただし書がなかったんです。該当する選挙管理委員会は、なぜ見逃したのか。私信じられませんが。昨年、粕屋町も選挙ありましたけど、私の会計責任者は、領収書1点1点を調査されたと。選管から見られたというふうに言っています。朝日の26日付けの川柳にこういうのがあるそうです。はい。ちょっと待ってくださいね。

「おい首相 それを持ってけ 税務署に」と。まさに首相もひどい状態。自民党政治の劣化が国民の前に暴露されています。今もう世論の動向は変わりました。岸田政権での国政のかじ取りは難しくなりました。この辺で1度国会を解散して、人身を一新してもいいのじゃないかと私は個人的には思います。

さて、これから質問に移りますのでよろしくお願いします。

最初に、豊かな学校生活を目指して、学校給食の無償化問題を取上げていきます。学校給食は、戦後、児童の栄養状態の悪化を防ぐために、また、子どもたちの健康を増進させる目的で始められたと思います。学校給食必携という本があるんですが、初めてこういうのを見てびっくりしたんですが、学校給食年表を見ますと、この中にあるんですが、全国都市の300万の児童を対象にして昭和22年1月から実施されたようです。その後は、国や県が給食費について援助をしたというような実績が、あんまり記録が見当たりません。

国や県は実際どういう援助してきたのか、西村教育長御存じだったら、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その件につきましては、給食センター所長に調べていただいておりますので、回答はセンター長からいたします。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

学校給食費につきましては、学校給食法第11条にて学校給食の実施に必要な経費のうち、町が負担するものとしまして学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費及び学校給食の施設及び設備の修繕費と定められております。それ以外については保護者の負担ということになっておりまして、粕屋町はこの学校給食法にのっとりまして、食材費を給食費として保護者の方からいただいております。

従いまして、給食費の援助につきましては、保護者の方の事情によります生活保護とか、就学援助及び就学奨励費等ということとはございますが、保護者の方すべてを対象とした援助というものはございません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体私が調べたのと合致してるように思います。

二番目ですが、学校給食費の軽減措置の詳細、それとこれは実施の延長はできないかという問題について質問します。これはホームページに出てたものですが、学校給食の負担軽減のお知らせです。粕屋町は、12月から来年の2月まで3か月間、学校給食費の軽減措置を、政府の地方創生臨時交付金を活用されてる。多分そうですかね。実施されます。私は同感です。非常に喜ばしい措置ではないかと歓迎します。

どのように実施されているのか、されていくのか、要点を簡略に説明してください。もうこのとおりで、だったらこのとおりですというふうにお願いします。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

学校給食費の9月のときに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ですか。それを活用しましてということで、補正予算をいただきまして、それで12月から2月分の3か月間の学校給食費を無償ということで、今事業をしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

延長についての考えは。

これは町長に聞いたほうがいいでしょうね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

申しあげましたように、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の、こういった電力・ガス・食料品等の価格高騰分でございます。

この時限的なものでございますので、今所長が言いましたように、12月から2月までの3か月分の給食費の無償化でございます。

従いまして、この重点事業が終われば延長は考えておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは三つ目に移ります。全国的な問題から、この問題を質問していきます。

給食費無償化について、過去にどのような議論がされたのかについて調べてみました。実に古くから議論がされています。1951年、昭和26年、給食が実施されてから4年後。戦後初期の話ですが、参議院の文部委員会で、当時の我が党の岩間正男議員が、憲法で定められた義務教育の無償化の範囲について質問しています。政府側の答弁者は辻田力、ちからって書いてありますからつとむか、そういうふうに言われると思うんですが、文部省初等中等教育局長が次のように述べています。現在は授業料だが、そのほかに教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費も考えていると。まず、教科書の一部無償化を実施し、その結果によって次の飛躍を期するという、そういうふうに答弁しています。文部省の考え方が変わっていなければ、給食費の無償化は義務教育の範疇に入ります。今は2022年ですから、1951年から71年も経っています。1951年当時と比べて、日本経済は目覚ましい発展を遂げました。それなのに、1951年の答弁が実行されてこなかったということについて、私は日本政府の怠慢じゃないかというふうに思います。直ちに実施すべきと、そういうふうに思います。

さて、どの程度無償化が実施されてきたのか、実行されてきたのか。現在小・中学校において無償化の対象とされているのは、私は授業料と教科書ぐらいじゃないかと思うんですが、西村教育長ほかにありましたら、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

義務教育の無償化については、今おっしゃったぐらいしかちょっと私も頭浮かびません。

ただ、生活に苦しい方々については、また別の支援をしておりますけどね。

全員に対してというのは、今おっしゃったところかなと。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

二つだけだというふうに認識します。次に移ります。

これは赤旗の日刊紙に報道されたものです。自治体の給食費無償化、どうやって広がったのかということで記事が載っています。そうですね。これには、全国で無償化している自治体の一覧が記載されています。小学校・中学校とも、学校給食を

無償化している自治体が全国で256自治体、小学校のみは6自治体、中学校のみは11自治体、そういう話です。中に青森市はこれ人口27万人。岩国市、これ山口県ですが、人口10万人など大きな自治体も含まれています。東京都の葛飾区、ここは人口46万人。千葉県の市川市、ここは人口40万人。ここでは、来年度から無償化を実行します。また、少しでも保護者負担を減らそうと半額補助、それから第三子から無償、それから中三のみ無償など、一部の無償の自治体も多数あるそうです。更に政府の臨時交付金に、うちと同じですが期限限定でただけでなく、来年度も継続すると表明した自治体もあらわれています。中学校で無償の群馬県の太田市、ここは人口22万人。これは来年度から小学校も無償すると言っているそうですから、無償化の広がり全国に広がっていると思います。無償化にあたっての予算は、自治体の規模にかかわらず、総予算の大体1%未満で実現すると言われている。だから、粕屋町は208億円が当初予算でしたので、2億円ぐらいで実行できると思います。実現してきた自治体は、どこも財政的には豊かだと言えないそうです。どの子も学び、成長していくために、給食費の無償化が重要であるという認識を共有して、実現してきた。そのように報道されています。

また、そうした自治体はこれだけじゃなくて保育料の無償化や、18歳までの医療無料や、学童保育、学校施設整備、教育予算の増額など子育て世代が暮らしたいと思うようなまちづくりや、住民の要求や意見が反映された豊かな地域づくりに奮闘しているとも報道されています。子育て支援が充実すると若い世帯が増えます、活性化します。

また、この今回の国会で、我が党の小池書記局長が代表質問やりました。そこで岸田首相に質問したんですが、岸田首相はこういうふうには答弁しています。学校給食法は、自治体判断の全額補助を否定していないと答弁しています。すなわち、無償化を阻む唯一の理由がなくなったと、これで。さっき教育長がおっしゃられた、担当課長がおっしゃられた給食法では、食品については負担、保護者が負担するということを言ってるんですが、岸田首相の答弁はもうそうでなくてもいい、地方自治体がやってもいいということですから、法に触れることはありません。むしろ、最初に憲法判断として給食法、学校給食は無償化の対象にするとやったんだから、むしろ給食法のほうが憲法に違反していると、私はそう思います。

そういうことがありまして、全国的な動きはまだ更にあります。群馬県の例ですが、ここでは35自治体のうち、現在では14自治体が無償化し、15自治体が軽減措置をとっています。35のうち29が無償化、軽減措置、それをとってるんです。青森市もそうです。ここでは10月から実施するということでしたから、もう実施してると思います。ここは新型コロナの、うちのと同じ交付金を使っていますので、来年度

からは財源を確保してやるそうです。青森県は全体として、無償化が進んでおつて、県内で16自治体がやっているそうです。

もう例を挙げればきりがありませんけども、学校給食無償化は、若い層を中心とした人口取り込みの大きな策と言えると思いますが、箱田町長の感想を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まさに議員が最後におっしゃった部分ですね。人口の過疎化が進むとこほど、こういった給食費の無償化が進んでるというふうに、私は理解しております。

確かに例外として、大規模な自治体によってこういったことも、子ども政策として図ってあることも事実であろうと思います。1%、大体予算の1%とおっしゃいましたが、計算を担当のほうでしましたら、小学校ひと月で、小学校が1,700万円。中学生が約1千万円。合わせて2,700万ほどです。年間では2億5,300万ほどの経費が毎年かかってくるというふうになります。

従いまして、小さくない金額ですので、これは否定するわけじゃございませんが、即座に対応できる金額ではないというふうに御理解いただきたいと思います。

今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

この一覧表を見ますとやはり、東北、新潟から東北ぐらいいにかけて非常に多いですね、無償化してる。南のほうはほとんどありません。ほとんどないっちゃうことはないけど、結構少ないんですよ。傾向的にそうなんですけど、福岡県はゼロです。佐賀県はいくつありますか、5町実施しています。そういう話ですから、この問題は、今後考えていく問題だというふうに思います。

それで、次は、私の質問は次は、財源の問題について質問していきたいと思ます。小学生の給食費は1か月4,300円。中学校は5,200円。町長もさっきそういうふうに言われました。それで給食期間が大体10か月ぐらいとして推計しますと、4万3千円かけ、これ児童数ですね。そうしますと小学生が1億4,600万、1億4,700万ぐらいかかります。中学生のほうは5,200円ですから、これ10か月で5万2千円。これに生徒数を掛けますと、中学校は1,654人でしたから、8,600万ちょっと超すぐらい。合わせますと、2,326万ぐらいになります。町長が2,500万と言われた、大体該当します。2億です。2億ごめんなさい。間違えました。しかし教育長おっしゃ

りましたけど、生活保護の方とか、就学援助の方もいらっしゃるでしょうから、もう少し下がるはずですよ。金額的に財源をどこから作り出すか、これが最大の問題です。

粕屋町の当初予算の中で、地方交付税は10億7千万。これ、比率にすると5.1%。中身は普通地方交付税8億7千万、特別地方交付税2億円。これが、9月議会の補正予算の経営政策課長の説明では、高齢者の分の単位費用が下げられて、普通地方交付税が1億8,500万、509万2千円プラス補正されると。そういうふうに言われています。それで、10億5,509万2千円になりました。地方交付税全体は12億を越すことになったんです。

内容の変遷はちょっと分かりませんが、予算上は地方交付税が1億8千万円ほど増えた。そういうことになります。これは政府の政策の変動だと思うんですが、地方交付税も増額されることがあります。これらの財源を充てることも考えられませんでしょうか。これが1点。

更にこういう経緯もあります。私たち総務常任委員会は、10月に視察研修で千葉県の大網白里市に行きました。この市は数年前に市に昇格しましたが、人口減少で、4月1日付で4万8,500人ぐらいに減少してしまった。そういう市です。一般会計の当初予算が15億5,200万円。粕屋町の予算は208億円ですから、それより結構少ない。

(許可のない発言あり)

◎9番 (川口 晃君)

何か間違った。155億2千万円ですよ。それから粕屋町は予算が208億円です。当初予算ですよ。この市の令和3年度の普通地方交付税は、30億円でした。それが、当初予算の概要、こういうのをインターネットで探して出して調べたんですが、これでは令和4年度の普通交付税の額は34億5千万円。4億5千万円増額されました。されています。説明では次のように書かれてるんです。国の交付総額を参考に、基準財政収入額及び需要額を推計し、4億5千万円の増額を見込むと記述されています。私はこの根拠を質問しました。しかし、担当者が来ていないということで、答えを得ることができませんでしたが、4億5千万円は30億円の15%ですからすごい増額です。これは何らかの手法を使って、増額計画を図ったんじゃないかというふうに思います。

粕屋町の当初予算を作るときに、地方交付税の推計値を算出すると思います。そして地方交付税の増額を計画されると思うんですが、どうされているのかですね。単純に考えるとすれば、需要額を増やし収入額を減らす。見かけ上、差額を増大させる。そうすれば、地方交付税は増額されます。決して不正をやれと言ってる

ことじゃありません。しかし、何らかの方法で、地方交付税を増やすことができる
とすれば、それを財源にして無償化または減額援助ができることにはなりません
でしょうか。

経営政策課長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

まず地方交付税というものの大前提といたしまして、交付税というのは基本的
には、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるように財源保障する
ものであって、なんて言うんでしょう。標準的な行政サービスを行うのに必要な額
がもらえると。もらえるというか、交付されるというものになっております。

で、計算といたしましてはかなり複雑なんですけれども、基本的にはもう決まり
きった計算式にのっとってしますので、こちらから意図的に増やそうとか、減ら
す、まあ減らすことはないと思いますけど、増やそうとすることは基本できないで
す。もう決まっていますので基本。例えば人口とか、道路とかの経費で言ったら道
路の延長とかっていう、もう既にある数字を使って基本的には算出することになり
ますので、意図的に増やすことはまずできません、はい。なので、それを使っ
てというのはなかなかちょっと難しいんですけれども。

基本的には、地方交付税は一般財源ですので、何かの経費に充てるっていうこと
は基本ないんですけれども、当初予算の段階においても基本的には予算、財源不足
で財政調整基金から繰入れしているような状況でありますし、なかなか先ほど町長
も言われましたように、給食費に今後継続的に充てるっていうのは、なかなか今の
段階では難しいのかなというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

交付税の算定につきましては、今の経営政策課長の言ったとおりなんですが、
ただ、片一方で基準財政収入額、これは税収の75%が計上されるわけですが、そ
の差額で交付されるということです。

従いまして、ちょっと千葉県の大網白里市の内容分かりませんが、ひょっと
したら税収が減ったのかなと。人口が減ったためにですね。ですからその差額が、
通常のほかの団体よりも大きくなったということはあろうかと思えます。一方で、

粕屋町のように、学校の関係とか建設事業が多い場合には、借金に対する返済の公債費、これそれぞれが毎年かさできます。

従いまして、基準財政需要額、要るほうが増えて税収はそれほど伸びなかったらそれは当然、交付税に反映されるということになります。そういった中で、そういった大前提の中で、じゃあ給食費はどうなってるのかということの内容を見ましたら、これ密度補正。ちょっと専門的になるんですけど、人口密度の補正に給食実施数の項目がございます。ただ内容は、この単位費用の算定上、給食の委託料及び給食の設備備品のみに限られます。

従いまして、例えば材料費とか、給食を提供するためのすべての給食費に対して、交付税が算定されている基準財政需要額に入っているわけではございません。

従いまして、給食の実施につきましては、全くの実際手出しになってくるというふうに御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いろいろな考え方があると思います。最後にかすやの12月号、広報かすやの12月号、これに財政状況の公表がされています。私はこれを使って、質問したいと思います。

財政力指数が1以上は、地方交付税はされませんね、上がりませんね。しかし、借金して事業を増やし財政力指数を減らします。そして公債比率が上がり、上がり過ぎると県の監視を受けたりします。監視を受けない程度の町債を積み足していき、財政力比率を下げることは可能だというふうに思います。

私は、出が工学ですので、そういうふうに考えていきます。この両者の相関関係がどの程度が適当なのか。

経営政策課長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

財政力指数と実質公債比率の相関関係ということですかね。

（許可のない発言あり）

◎経営政策課長（吉田 勉君）

基本的にその二つには相関関係はないです。

財政力指数というのは、先ほど地方交付税の中でお話が出ましたけれども、基準財政需要額と基準財政収入額の割合によって算出されることになります。要は、基

準財政収入額と基準財政需要額が一緒であれば、1になるということになりますので、それより、基準財政需要額より基準財政収入額のほうが若干低いから、今0.89とか88とか、それぐらいになってると思います。

実質公債比率っていうのは、あくまで標準財政規模に対する公債費の割合みたいなイメージでとらえていただければと思うんで財政力指数との相関関係はないとよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

こういうふう考えたんですね。町債によって事業をやっていって、社会資本系統のね、資本主義なんかそう、物件費とか人件費じゃなくて、そして、そちらに回るべき金をね、物件費、人件費、経常経費かな、そちらに回していくというような、そういう思考方法をとったんですけども。

何か、課長は単にできないというんですけども、できないですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

事業に対して認められたものが、許可されたものが起債できるということになります。事業をして100%が起債されて、100%が交付税で来るわけじゃございません。

あくまで補助金があって、その裏負担というんですけど、それに充当率がございまして、その何割かが起債して、それを後年度負担で交付税で補填すると。ですから例えば、10億の事業をした場合に補助金が例えば3億しかない。残り7億のうちに、70%ぐらいを起債されたという場合には、その年にその分の追加負担を単年度でなくちゃいけない。一般財源で入れなくちゃいけないということになります。で、残りの分については、後年度で例えば10年とか20年で交付税で見られるということになりますので、その辺はその分をほかに回すということは、まず不可能でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

少し、私の考えと少し違うような気がするんで、ずれて、考え方の違いがあると思いますけども、今後、いろいろ勉強していきたいというふうに思います。

要は私が言ってるのは、町の予算をやはり補助金なり交付税でいかに政府からと

ってくるか。そして財政力をつけるか。その視野に立って私はずっと質問してついでいますので、誤解がないようにお願いします。

それでは次の質問に移ります。不登校問題です。さっき宮崎議員がこの問題について若干質問されましたけども、私はちょっと違った分野での質問になります。

文科省が10月27日、全国の小・中学校の不登校問題について発表しました。これによると、2021年度に不登校だった児童・生徒は、前年度から4万8,813人増え、これが24.9%増えたんですね。それで24万4,940人に、過去最多になったそうです。増加は9年連続で、過去最多の更新も5年連続だそうです。

粕屋町の現状について、述べていただきたいと思います。何かお隣の町はすごく多いらしいんですね。それと比較して説明していただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

粕屋町におきます不登校児童・生徒数、令和2年度と令和3年度をちょっと比較を行いました。

小学校につきましては、令和2年度が33名、令和3年度になりますと49名ということで、16名増加しております。中学校につきましては、令和2年度が50名。それから令和3年度は60名ということで、増加をしているところでございます。コロナ禍の状況ということでございますが、コロナの影響によりまして、学校行事の中止や減少がございますし、学級閉鎖等も発生しております。児童・生徒の登校意欲の低下っていうのも考えられるのではないかと考えておりますし、欠席することへのハードルが下がっているっていうのも、要因の一つではないかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

二番目の対策、現状と対策も若干述べられましたけども、不登校の児童や生徒の中の最大の特徴は、おっしゃられたようにコロナ感染回避のための長期欠席児童や、生徒が多数発生したことじゃないかというふうに報道されておりますし、私もそう感じています。

これらの子どもたちの現在の状況ととられている対策について、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

不登校児童・生徒のお子さんに対しましては、まずは学校が対策を行います。

欠席1日目は、様子をうかがう電話を入れる。また、2日目については、安心感を与える電話連絡を行う。また、欠席3日目は、家庭訪問をして状況を見るというような、学校のほうでの対策が行われておりますが、町としても三つの施策を行っております。

一つ目は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのような専門の心理面、家庭環境改善の面で専門家の助言・アドバイスをもらったり、学校と共有しております。二つ目は、これは必要な場合ですが、適時、ケース会議を行っております。個別の案件について関係者が集まりまして、問題の共有と解決を目指しております。その中にもスクールソーシャルワーカー、またスクールカウンセラーが入ることで、専門的な知見の意見をいただいたり、不登校の予防を図っております。三つ目は、かすやこども館の中にありますが、教育相談室でございます。ここは町のスクールソーシャルワーカーが籍を置いておりますが、児童・生徒や保護者の教育相談活動の充実につなげるため、相談や生徒の居場所づくりとなっております。こちらも教育相談から登校へつながるケースもございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

非常に手厚い政策が作られているんじゃないかと感じました。

私はコロナ感染のことで質問しましたけども、それら以外の不登校児童も若干いるんじゃないかと思うんですが、主な、なんか対策はどのように講じられているのか。例えば不登校じゃなくて、コロナ感染の以外に主な原因っていうのはどんなのがありますか。それらに対して対策がとられているのか。

1、2点で結構ですので、述べていただきたい。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

これも国が出してるし、粕屋町も同じような理由になってるんですが、例えば教員が思ってることとして一つを選びなさいという質問なので、ちょっと子どもと二つとおろし今から説明しますが。

教員が一つ選ぶという中で一番多かったのは無気力、若しくは子どもが不安がっ

てるからってというのが、大体半数の教員が原因じゃないかというふうにとらえております。また、生活リズムの乱れ、遊び・非行、また次がいじめを除く交友関係、親子の関わり、学業不振とかいうような順番で大体なっております。じゃあ子どもが選んできたのはって言ったら、これは複数選択制になってるので、一番多かったのは先生のことですね。先生との関係で悩んでると。あと体の不調、生活の乱れ、友達のことというような形で来ておりますので、はい。

それではちょっとついで、ついでではないですけど、不登校はもともとこういう計算でされるんだということだけ、ちょっとお話しさせてください。年間通して、不登校傾向は16日から29日までの休み、累計です。これは不登校兆候にある子どもという言い方をします。不登校生徒っていうのは、累積で30日超えると不登校にカウントされていきます。従って、現在先ほど課長が申し上げました2年と3年度の令和のですね、生徒数がございましたが、実は令和4年度。今年度の10月末で、例えば中学校はもう既に64名が60日を超えております。あ、30日を超えております。これがまだ累積でずっと3月までいきますので、ちょっと、やっぱり今までよりか増えてる。昨年が年度末で60名でしたので、もう既に10月で超えてるというところでですね。

ただし、これは私、よその町のこと今言われましたが、粕屋町は例えば中学校で言いますと、7クラス8クラスがありますが、押し並べて1年から3年まで全部で7クラスで2校ありますので、6学級は、あ違う違う6学年。3学年、3学年、6学年の7クラスずつとして、この64名を割りますと、1クラスに大体1.4から1.6ぐらいの計算になるかと思うんです。従って、1クラスに大体1人か2人の欠席者がおるということですので、まあゼロが望ましいんですけど、おっと驚くまでの数字ではなかったかな、しかし3月まで行くとちょっと多いかなということですね。はい、理由としては先ほどのような理由。

それともう一つは、現在の特徴としましては、昔は学校に子どもたちが来たがりよりました。それは何でか言うたら、家でおるよりも学校で友達としゃべったほうが楽しいとか、部活したほうが楽しいってのがあった。今はSNSとか家にいても人とつながれるという、そういったツールがございますので、必ずしも家にいるから独りぼっちでひきこもりじゃないわけですよ。昼夜逆転してるから、もう夜そういう連絡を取り合って、昼間は寝てるという、そういったのがちょっと以前と違いますので、そこはちょっと生活環境も変わってきたのかなという気がします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

状況は大体分かりました。最後の、不登校の問題で最後ですが、加配教員とスクールカウンセラーの問題が。宮崎さんもおっしゃられたんですが、この活用状況ですけれども、粕屋町では、他町に先んじてスクールカウンセラーの採用をされましたし、今複数名配置されています。関係者は、大いなる努力をされたと私は思います。加配教員の仕事やカウンセラーの仕事は目立たない存在で、非常に根気のいる仕事だというふうに思います。

不登校児童や生徒を減少させていく上で、どのように頑張っているのでしょうか。リスペクトも含めて、彼らの活動状況を説明していただきたいというふうに思います。また今後どのような展開ができるのか、その点についても答弁をお願いしたいというふうに思います。簡単で結構です。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

加配教員の先生方につきましては、担任と連携して教室に入ること、きめ細やかな指導ができるように努めております。

こういった補助的に入っていただくことで、子どもたちの学力を保障して、学習意欲を高めるということにつながっているものと思われま。そういったことが不登校予防の一つとして効果を上げていると思います。また、中学校におきましては、学校内に適応指導教室を設置しております。不登校の兆候がある、傾向がある生徒に対して、そっちの教室に入って学習をするということで、そこにもこういった教員の先生が入って指導をしていただいております。

スクールカウンセラーにつきましては、現在粕屋町では、学校教育課のほうに2名在籍しております。また、県から主にこれは中学校のほうに、毎週学校のほうに来ていただいて、相談を受ける体制をとっております。カウンセラーにつきましては、学校での支援としまして、学校との細やかな情報共有を行ったり、また、保護者や家庭への支援といたしましては、保護者面談をして子どもへの寄り添い方、支援方針を一緒に考えたりしております。また本人への支援としまして、児童・生徒との面談を行いながら子どもが抱える悩み、苦しみを、共感しながら対応しております。

(チャイムの音)

◎議長（小池弘基君）

ちょっと待ってくださいね。

はい、続けてください。

◎学校教育課長（黒田道明君）

スクールカウンセラー、町に在籍している2名のカウンセラーの11月の、先月のちょっと活動報告をちょっと私聞きまして、手元に置いておりますが件数なんですけれども、2人合わせると学校での活動、児童との面談とか、学校の先生との情報共有、ケース会議などをいろいろ含めると、合計300件の対応をしているということでした。約半数は、学校との情報共有を図りまして、日ごろから、そういった不登校にならないような対策等を情報共有している、ということになります。児童との面接、面談も2人合わせると約30件、全体の1割ほどが児童との面談というような状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい。どうもありがとうございました。大体の状況は把握できました。

それでは次に移ります。ちょっと時間が若干切れたので、できるところまでやりたいと思います。食糧自給の問題ですが、二番目に移ります。地域振興課になると思います。私は最初に、やっぱデータのなことを知りたかったんですが、例えば粕屋町の農耕地面積、それから作付面積、作付放棄地面積、これが知りたいんですが。

担当者で結構ですから、田畑に分けてちょっと報告してください。簡単でいいです。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

簡潔にということですので、ざっとで説明させていただきます。

町内の農耕地の面積でございますが、田がおおよそ200ha、畑がおおよそ40ha、合計で240haでございます。

ただ一方で需給調整というのがございまして、これは粕屋町にお住まいの農家の方が管理してる農地になりますので、出作を含みます。水田のみの面積でございますが、こちらが190haでございます。作付関係もお聞きですので、190haのうちおおよそ120haが水稻作付でございます。野菜、果樹、花きで20haがございまして、おおよそこの約半分がブロッコリーでございます。それから景観作物として3.6haでございます。

作付放棄地ということですが、一応私も調べましたが、作付放棄地という言葉はちょっとございませんでしたので、耕作放棄地、あるいは遊休農地ということだと思います。遊休農地ということであると毎年調査を行っております。

て、この面積は今年は24a で報告をいたしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口委員。

◎9番（川口 晃君）

それでは水田の裏作、自給率のところでは知りたかったのは、データとして粕屋町の米の生産量は何tぐらいですか。それから、町民の米の自給率としては、何tぐらいなる。自給率ですが、どれぐらいなるのか。

そういうのはデータとしてありますか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

データとしてはないんですが、もう御質問でございましたので、ざっとちょっと調べさせていただいております。

農林水産省のほうで出しております、年間の消費量というのがありまして、50.8kg、1人当たり50.8kgでございます。粕屋町の11月30日現在の人口が4万8,975人でございますので、その合計がおよそ2千、すみません、250万kgぐらいが必要になるようでございます。そのうちで粕屋町が水稻作付をしておりますが、先ほど申しました120ha、こちら反収というのが出ておりまして、反収が10a当たり505kg、それから計算しました数量が約60万kgとなっております。で、単純にこの分の年齢構成とかを考慮せずに出した想定自給率は、24.12%でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

非常に低い値になってますね。

それでは次に移りますが、水田の裏作利用の問題です。私は3月議会でも同様に裏作の利用を進言しました。昔から水田の裏作として小麦とか、大豆、菜種など、粕屋町が1面に覆われるほど作られていました。箱崎の梅津精米所っていうのがあるんですが、小麦を1俵持っていくとマルタイの棒ラーメンが1箱、引換えにされておりました。学生時代には、もうこれ大いに利用させてもらいました。粕屋中学校前の広がる広大な農地、それから東中前からは大隈に広がる農地とか、粕屋町には農地がいっぱいあります。

あのさぬきうどんで有名な四国の例なんですが、小麦栽培は長年の努力を重ねて、コシの強いうどんを生み出す小麦の品種を開発したそうです。福岡博多のうどん

んはやわらかいですから、牧のうどんが特徴的ですけど。新しい小麦の品種の開発などが考えられないのか。なんか糸島のほうでは何か、そういうのを考えて開発しているそうですが、そうしますと春には、今、1羽もひばりが見ませんけども、こういうのも戻ってくるだろうし、菜の花には蜜蜂などが寄ってきて、自然の循環がダイナミックに変わっていくと私は思います。

粕屋町では、どういう農産物が風土に合っているのか。分からないことだらけだと思いますけど、JAに頼るだけじゃなくて、地域振興課の努力だけでは難しいでしょうけど、専門家も含めてのそういう努力で新たな何か、裏作に利用できるようなものを考えていただけないだろうかというふうに思いますが、担当課長の発言、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

国の政策で経営所得安定対策というものがございまして、こちらがそもそも水稻作付以外の転作を推進している事業でございます。

その中で、議員さんがおっしゃいますように、農家集会を毎年開かれてるんですけども、その場で私も出席いたしまして、飼料用作物とか麦とか大豆とかそういったものを国も進めてる関係で、金額もある程度まとまった額も出ますので、しませんかということでお尋ねをいたしました。そしたら例えば飼料用米であれば、水の時期がずれるんですね、水稻作付と。そういったことも心配されておりましたし、国が後からちょっと条件をつけてきたところでもあるんですけど、複数年作付を条件とされたり、あとは一番ちょっと大きなところでいきますと、後継者や担い手の不足。こういったものがあって、農家の方自身がやはり難しいということで回答をいただいております。

特産物につきましては、ブロッコリーが一応、かすや農協のほうにブロッコリー部会というのがありますし、野菜花き部会というのもございまして、こちらのほうで肥料の管理とか、販路の管理をされてる関係で、肥培管理や販路の確保、こういったことを考えますと、農協さんの協力が不可欠でございますので、今後も農協さんと協力しながら進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私もいろいろ考えるけども、粕屋町の農業問題ちゅうのは非常に難しいなということをおもいます。後継者問題がものすごくありますので。そういう点では、地域振

興課長と同感のところがありますけども、いろいろ研究していただきたいなというふうに思います。

もう時間がないので、最後の補聴器問題に移ります。粕屋町は、相当早い時期からこの補聴器問題に取り組み、助成措置も単独でとられました。それで現在県が補助するようになってから、どういう状況になったのかちゅうのがちょっと分かりませんので、現在の状況について。

これ、担当課長からもう直接伺った方がいいと思いますので、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

現在補聴器の購入、補聴器購入の補助制度というのが2種類ございます。

一つは自立支援給付の補装具購入補助です。対象は原則として身体障害者手帳、または指定難病受給者証所持者でございます。新規購入と修理を補助の対象としまして、令和3年度は購入13件、修理が7件、令和2年度が購入6件に修理が10件、令和元年度が購入17件に修理が13件となっております。

もう一つが、粕屋町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成でございます。両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で18歳未満の方、障害者手帳に該当されない方が対象となります。こちらは新規購入が補助の対象で、実績は令和3年度が0件、令和2年度が1件、令和元年度が1件となっております。先天性難聴の発症率というのが大体、千人に1人というふうに言われておりますが、後天的な原因による難聴の方を含めましても、補聴器を必要とされる方はある程度一定の割合でおられるかと思えます。

補聴器の助成を受ける方は、平成26年10月以降、粕屋町が軽度と中度の方の補聴器購入の助成を開始したという意味では、若干増えているような状況です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

こちらデータを持たなかったのが県やら聞いたんですが、最後にもう時間がないので移ります。

補聴器は非常に高額であります。また、調整が非常にいるものだと思います。それからアフターケアの拡充とかいうことについても質問したかったんですが、根室市は年齢制限がなく市民税課税世帯、購入費用の2分の1、世帯で非課税世帯は3分の2給付されます。医師が必要と診断すれば、片耳上限5万円、両耳上限が10万円です。例えば、ほかにもいろいろあるんですが、医師の診断書が必要でない

か、もう所得制限がないとかいうのも、そういう市もいろいろ、市町村もいろいろあります。各自治体によって種々のやり方がありますが、所得制限がないとか、医師の診断書が必要ないとかが手続も簡単ですから、申込みもしやすいです。

こういう点について、粕屋町としてはどのような上乘せの助成が今ありますか。その点について質問します。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

現在、先ほどの手帳を持ってらっしゃる方の制度は、国の制度でありまして購入と修理の両方が対象になりますのと、また自己負担も多い方でも1割、非課税世帯の方とかは全く費用が要らないということですので、ある一定の支援にはなっているかと思えます。

一方、障害者手帳に該当されない方を対象として、粕屋町の軽度・中等度の難聴児の補聴器購入制度にしましては、県の補助事業で補聴器のみ、購入のみが対象となっております。そして自己負担が3分の1で対象年齢が18歳未満でありまして、乳幼児の補聴器管理の難しさとか、小・中・高校生などのスポーツの実施、そういった年齢特性による修理等も多いことを考慮しまして、現在は助成の対象とならない修理の部分についても、令和5年度の当初予算に計上したいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

最後にいい答えが出ましたんで、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

川口議員の一般質問が終わりましたので、ただ今から暫時休憩といたします。再開を13時15分といたします。

（休憩 午後0時15分）

（再開 午後1時15分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

(12番 久我純治君 降壇)

◎12番(久我純治君)

議席番号12番、久我純治。通告書に従いまして質問いたします。

聞かれる方はまたかと思われるかも分かりませんが、私はこれは危険だから言い続けます。

◎議長(小池弘基君)

はい、それと久我議員からの一般質問が始まる前に、久我議員のほうから資料の提出の相談があつておりまして許可しておりますので、執行部の皆さまと、あと議員の皆さまにも水路の実測図といいますか、その資料があるかと思っておりますので、まずそれをまた途中で結構ですので、説明をしていただきながら一般質問を始めていただきたいと思います。

それではよろしく申し上げます。

◎12番(久我純治君)

長者原下区公民館前の水路が陥没するのは、安心・安全のためには、水路に蓋をして歩道に。また、冠水する原因の一つには水路の構造上の問題があるのでは、という質問です。

今まで数回質問してきましたが、調査しますとの答弁に始まり、工事の優先順位や冠水することはありませんとの答弁でしたが、その後、度々冠水しています。最近近くに家が建っておりますが、その人たちがびっくりして写真を撮ってあるそうです。町長の公約の中にも、安心・安全で住みやすいまち、粕屋町にとあります。何か事故が起こってからでは遅過ぎます。人の命は地球より重いと言われております。長者原下区公民館前の広場や水路のところでは、子どもたちが大変遊んで、遊び場になっております。

もし、この工事が今までできてあるんならと思いますが、ずっと前の優先順位を言われたことがありましたけど、行政としては何番目ぐらいに考えてあるんですか。

◎議長(小池弘基君)

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長(新宅信久君)

工事の優先順位と申されましたが、その工事の種類によって予算の規模が全く違ってまいりますので、工事の優先順位のみでちょっとこの場で語ることはできないと思います。

ただ、久我議員が度々この御質問をされてるのは重々承知いたしております。それで行政のほうとしましても、平成23年度から関係の農区との協議により、水路の

最上流である古大間池ですかね、そちらの満水位から50cm下げた運用の開始。平成30年度に上流部におけるバイパス水路工事。次年度に水路断面を阻害していた、堰板のアンクル改良工事などを行ってきております。

局地的に短時間集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨で当該水路が一時的ではありますが、冠水状況があるということは、私どもも把握しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

いろいろ工事されても、結局は冠水してるんですよ。そしてその冠水しないっという答弁が、この前のときあったんですよ、この前の質問のときに。何を原因で冠水しないと言われたんですかね。次の次には冠水してましたよね。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

今、久我議員が御指摘されてる分は、令和3年第1回の定例会での答弁の内容だと思います。そのときの答弁では、令和元年の12月に水路断面を阻害していた農業用井堰のアンクルを取り替えたことにより、令和2年度中は降雨時に現場を確認したが、冠水は確認されなかったという趣旨で発言をしております。

引き続き降雨時に現場を確認しますという趣旨の答弁をしております、冠水しないといった趣旨ではないということで、私のほうは理解をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私の聞き違いかも分かりませんが、要するに冠水するんですよ。だから言ってるんです、毎年こんなして。そして、これが安心・安全の、3問目行きますけど、水路に蓋をして歩道っていうような、あそこにフェンスがありますよね少し。高さが80cmなんです。その下に30cmの隙間があるんですよ。ごく最近ですけど、よく屋上から子ども落ちるのは、建築上1m、110cmですかね。それでも乗り越えて落ちるんですよ。あそこは、よく子どもがちょっとけがやら落ち込んだりしたら多いんですよ。ただ、役場に来てないだけなんですよね。知ってあると思うんですが10cmでも、溺死は溺死なんです。水路の深さが。そして結局、フェンスはだったら何のためなんですかって私は前から思ったんです。しかし私が来た当時

は無かったんですあれが。そのあといろんな人に言うて、やっと付けてもらったんですよね、あれは。

ところが今言うように、安心・安全から見ると、いっちゃん安全やないんですあれは。何のためのフェンスかなて、この頃つくづく思うんですよね。そして古い人は知ってると思うんですが、昔原町の防火用水の中子どもが落ちて死にましたよね。それとかお宅の先輩である方がある溝の中に、夜中に落ちて亡くなったこともありますし。フェンスがあってもフェンスになってないんですあれは。そして水路の水が冠水するだけじゃないんですよね、あそこは。多いんですよ水が。そして子どもが遊んでるんですよ。だから事故があつたら遅いから言ってるんですね。

実際さっき今農区のこと言われましたけど、ここにもありますけど、農区から2月の21日、出てありますよね。これは、地域振興課ですかね。農政係のほうに要望書が出てるんですよ。これは藻が増えるから、蓋をして何とかしてくれっちゅう要望書だったんで、私とちょっと趣旨が違うんですけどね。私は言うように、安全面からなんですよ。前は確かに、農区の人駄目て言うてあるんですけど、結局、コロナ禍であそこ掃除しなかったんで、2年間。そうしたらものすごく藻が増えて、大変やったらしいんですよ、上げるのに。もうみんな高齢者ですからね。そして、回答が、この中に土砂なんか5cmぐらいたまってるから、それを取り除きますという返答なんですけど、実際それ、私見たことないんですけどね、大体そんなたまっていないで普通は。私しょっちゅう通りますから。ただ、今言うようにフェンスがあっても何のためあるか分からん。ただ、子どもたちが事故を起こさな動かんとかなと思う気持ちなんです。

私は蓋をせれっちゅうのは、あそこさくら病院ありますよね、さくらちゅう。あれから出て行ったら水路のほう行ったら橋があつて、その下から家がずっと建ち込んでるんです、今。そして公民館の斜め前一軒だけが一反半ぐらいの、今水田が残ってるんですよ。そこの前も言ったかもしれんけど、あれいっぱいになると5分なんですよ。冠水するまでに。そして冠水したら、水があそこの前のアパートのほうさえザーンと流れていきよんですよ。そしてあそこにごみ溜まるんですいつも。結局土地、家建ててある人は聞いてないんです、こんなことになるては。だからびっくりして写真撮って回ってあるんですよ。だから、私は危険な方面から言ってるんですずっと。藻がどうのこうのと言うたことは一言もありません。

それと、とにかく危険。粕屋町は、もう憲章にありますよね。一番最後に、安心して暮らせる住みやすいまちづくりをするために、子どもたちに希望を、老人や障がい者に生きがいを持たせますという。安心じゃないんです地元では、これは。ここは一番下区の公民館がみんな集会場所なんですよね、大事なところなんです。それ

も、災害時の避難場所なんです。たまたま特化して、冠水すると言ってますけど、もともとは、私危険だからずっと言ってるんですよね。そして、何か対策を考えてくれるなら私もこんな言わんでよかったんですよ。答弁はあったけど、何もしてくれんからこんな言うんですよね。そして結局地元の方は、言うても同じだろうっていうて私んところられるんですよね。だから私、言う続けてるんですけど。これが仮に子どもが1人亡くなったら、仮に今工事が5千万なら5千万かかるとしますよね。それじゃそれできかんですよね。前質問したときは、当時の部長が、何かあったら責任はどうするとですかって言うたら、行政が取りますと言われましたけど、それじゃ済まないんですよね。だから、今のうちに危険な場所はなくしたい、そんな気持ちなんです。

私たちがあそこに住んで、私が40年ちょっと。粕屋町に来て50年になりますけど、どんどん危険な場所なくなってますけど、これが通学路とかなんとすぐ、教育委員会なんか動いてしてくれますよね。ところがこれが、事故がたまたま起こってないからしてもらえない、と私思ってるんですよ。だから、何か起こっては駄目だから、早めに早め言うから対策、なんかしてくれればよかったんですけどね。これフェンス高うしましたこうしましたとか、何か具体的なこと言われたら私こんな言わんでよかったんですけど。返答するばって何もないんですよ。だからこんなしつこく言うんですよね。だからまたかと言われるのも分かっております。

だけど、私は安全の面から、またまた言わないかんかもしれませんが、とにかく安全のためにも、早く蓋をかけんならかけんような対策をやってほしい。

何か対策ありますか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

質問の論点を。まず三番の水路に蓋の部分については、これ過去もこの部長の席でお答えをしてきたかと思うんですが、幅員が4mございまして、水路に蓋をすることになれば逆に上流側での冠水、あるいは水路への流れ込みが減少することで頻繁に道路側で水が残って、滞留して残ってしまうということが懸念されますので、今のところはちょっと工事費用の問題もございまして、蓋をかけることについては、こちらとしては考えておりません。

もう1点、私も現地見させていただきました。確かにフェンスがあって、議員御指摘のとおり下は31cmほど空間といいますか、ございました。これについては、ビームというガードパイプがあのでフェンスに取り付けられるということを確認しましたので、そこら辺は下から15cm ぐらいの位置で取り付けられるように。一応工

事基準では、子どもたちの安全対策で大体150mm、15cmぐらいが安全対策という望ましいということを確認しましたので、そこら辺については私のほうで指示をして、現地に設置を検討したいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今のとは、下のほうの30cmのほうの空間だと思うんですが、高さの80cmはどんなふうですか、上の。あれは高さが80cmしかないんですよね。実際、子どもたちがボール取りにあれを乗り越えて入ってるんですよ。だから下はもぐりこんでする、危ないって言うかもしれんけど上も高さが。蓋掛けんやったらですよ。

それと、この先に行きますけど、長者原下区の公民館は災害時の際、避難場所または長者原下区住民の集会所としての重要な場所ですが、冠水対策についてどのような考えをしてあるのですかちゅうことでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと待ってね、久我議員。これの説明はどの。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

これは先ほどお答えいたしましたように、過去に水路上流部のバイパス水路設置や関係農区と調整を行いまして、農業用堰板、構造変更等を行っております。

議員から、以前から御指摘いただいておりますように、水田が周りの水田が減少したことによって、やっぱり冠水しやすくなっているのかなというふうに考えておりますので、町としても水路の改修等できる部分がもしあれば、こちらとしても検討してまいりたいというふうに考えておりますが、町としては引き続き、やっぱり重要な冠水地点として、注視はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

ただ時間が経つと、やっぱり言う人おらんとですよ。私が言わんと誰も言いませんから。結局、前の申請、農区に対する申請の答弁があるんですけど、最後だけ言いますけど、その後の状況を見ながら、蓋をする工事を協議してまいりますという

返答が来てるんですよ。だからどんなつもりか知りませんが、ただ、今言うように蓋をするとどうのこうのじゃなくて、私はずっと危険な面からちゅうことで言ってます。そして蓋をせんとならですね。

もう、したら5番目に移りますけど、冠水するのは水路の構造が原因の一つじゃないですか、言うたら手元に配りました図面なんですけど、これ私ちょっと溝ん中入って測ってきたんですが、もう一番左が行き止まりですよ、画面の。そこに私が問題点と丸つけてしてる、三角の牙みたいなどこありますよね。あそこが深さが、深さじゃなくて長さが2m80あるんですよ。突き当たってから。そして、左下に流れて、曲がっていくほうに行くんですよ。そしたら川でも何でも上は小さいですよ。下は大きくなりますよね。これ反対ですよ。逆に、上のほうは140cm下は100cmあります。下ここ行ったら、120cmで下は82cmしかないんですよ。おまけに、この溝にぶちゃって戻るまでが2m80もあるんですよ。逆流する時間がですね。そしたら上から来たのと、下からの逆流とぶつかりますよね。

これがなければ逆に言うと、左がさっと流れるんじゃないかと、素人考えですけど、普通ならそうしますよね、大体。だから当時の設計がどんなふうにしたか知らんけど、ただ一つはこれが原因やないんですかちゅうことで、言ってるんですけど。

どんなふうですか、専門的な考え方ということ。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

お示しになられた図面のちょうど突き当たりから下、下がってるところは道路下に入ってると思います。これ、ボックスカルバートを道路下に迂回させて入ってると思いますので、久我議員さんが指摘されてるのは、突き当たりから下の水路に直線的につなぎ込む水路があれば有効じゃないかという御指摘をされてるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

この図面のとおり、この三角に出っ張ったところが邪魔っていうんですよ。結局、水が流れるのには、道路じゃないんですよ、あそこは。

◎議長（小池弘基君）

執行部のほうは、場所の確認とかできてます。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

私今手元に図面持ってますけれども、ちょうど御指摘の部分についてはここ道路の下にボックスカルバートが入って分岐して、この長者原の1号幹線につなが込むというような形になってると思います。だから今、資料で御指摘いただいているのは、恐らくこれボックスカルバートが中に入ってるんじゃないのかなと思うんですが。

そこら辺ちょっと確認をと思ひまして。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

ボックスカルバートという言葉自体が、私分かりませんが。ただ、構造上こげんなつとうから、素直に水が左に流れんじゃないかなつちゅうのが私の持論なんです。だからこれをどうかせんと、結局、今、どんどんどん家が建って結局前は、家の周りは雨水は下へ入ってましたよね。今オール、何とかいうとでコンクリしてますよね。だから、しみこみませんよね。

これは別の話やけど、西1丁目のところに住宅が今建ってますけど、あそこんとこ蓋全部してますよね。線路からずっと下まで。あそこ今冠水してるんですよ、全部。あそこの途中が結局、左側に借家やったとが、新しく借家建てられたけど、地上げして建ててあるんですよ。そうすると、みんな雨水が結局道路に流れるんですよ。それと上からの上流とで噴き上げて、右側の古い家のあるところに水が来ようらしいんですよ。

そんなふうで、この出っ張ったところがどうかならんとですかって言いたいんです、私は。そうすると、水の流れも少しくましくいっちゃうんじゃないか。その蓋せんなんです。冠水せんために言いようだけです。これしても同じと言われるなら、それは計算上でどうのこうのあるかもしれんけど、素人から見るとこの水の流れがこんな増えたら流れにくいですよ。いうように上から、ものすごい力で流れてきて、狭いところ入ってぶち当たって、逆に逆流して、左さいに流れていかないかんという。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

再度現地を確認させていただきますけど、恐らくこれは突き当たりの水で道路にあふれ出たのを、このボックス、コンクリートボックスですよ。それを入れて道

路下に迂回させてる工事をやってるんじゃないのかなというふうに、私は考えております。過去の状況からですね。

一応現地を確認させていただいて、その突き当りから、なんですかね。曲げる工事ができるかどうか、そこは確認をさせていただきますけども、今お話ししたようにボックスカルバートでいって鉄筋が入ったコンクリートボックスですので、うかつにその工事しますとそこが弱くなって、道路に影響を及ぼしたりしますので、そこから辺はちょっと現地でいろいろ確認をさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

新宅部長にちょっと確認ですけども、所管はどこになります。道路環境整備課、それとも地域振興課。

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

これはどちらにも関わってくると思います。

上、道路が走っておりますので道路環境整備課も当然関わってきますし、水路については、地域振興課のほうになりますので、そこは共同して実施してまいりたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

これ久我議員ですけども、今新宅部長のほうから現地を確認したいというお話がありますので、できましたら時間合わせて久我議員も現地に行かれて、久我議員の思っていることなんかを、やはり現地で一緒に話されることのほうが早く解決できるんじゃないかという気もしますけども、その辺いかがですか。

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

両課長は見に行っていると思うんですね。もう現に前もって言ってますから。多分、地域振興課の課長見られたでしょ。で、もう1人の課長も見ているはずね。現場は前からずっと言うところから。

それを今日急に言ったわけじゃないから、だから現場は見てあると思うんですよ。

◎議長（小池弘基君）

一緒に行って三角の出っ張ったところがここですといった、その辺を共有していただくともっと早い解決になるのかなという気もいたしますので、これ本会議での一般質問ですけども、これ終わりましたからまた原課のほうなり、そこで具体的に現地に行く日にち辺りをこれも早くしていただいて、ある程度の結論を出すような方向で検討していただければいいかなと思いますけども、よろしいですか。

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

議長の提案ですから、のみますけど。

ただ現地は何回も見ても同じと思うんですけど、課長たち、部長も一緒に同席して、是非見てください。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

是非現地で同行していただいて、私の考えと議員さんの考えが食い違ったらどうしようもありませんので、そこは現地に行って久我議員が思われることをしっかりお聞きしたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、ということでございます。

久我議員。

◎12番（久我純治君）

もうこれ以上言うことはないんですが、ただ安心のために、安全のためにこれ、私は言うことはできるんですよ。ただ、実行できるのは行政なんですよ。だからこんなしてしつこいかもしれんけど、安心・安全のために、後世のために、私はやっぱり不安で、場所を残したくないんですよ、あそこに。まして下区の公民館というのは、もうそれやなかったら今でも狭い駐車場もないっていつも言われてるんですけど、そんな駐車場も問題もいろいろ先であるんですけど、ただまず冠水によって言いますが、安全面から早く何とかの手を打ってほしい。それだけなんです私は。

そしてやっぱり近所の子もたちが事故に遭わんように、遭った後でそれは行政がどうのこうのって言うかもしれんけど、その前にやっぱり子どもが亡くなれば訴えますよ。今んところは怪我ぐらいやから何も言わんけどですね。だから是非、私は自分がこんなしていう立場である間は、できたら言い続けたいんです。悪いけど。

それとですね、これ。これ、それこそまた、いらんことかもしれませんが、12月2日の西日本新聞なんですけど、読まれた方あると思います。これ大任町の町長の入札の結果の非公開の件で言われた言葉。法令違反を起こそうが、私は町民の命を守ることを最優先に考えているという答弁やったんです。内容は違いますよ。ただできたら、そんなふうにやってほしいし、町長のおっしゃる安心・安全なまちづくりの一環として、是非不安なところ、安全でないところを一つでもなくしてほしい。それだけなんです。

それだけ言って、私はこれで一般質問を終わります。
どうかよろしくをお願いします。

(12番 久我純治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、久我議員の一般質問は終了いたしました。

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日は4名をもって終了いたします。明日の7日は、3名の一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越しいただくか、ネット中継を御覧くださいよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時42分)

令和4年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和4年12月7日（水）

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月7日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 7番 案 浦 兼 敏 議員
10番 議席番号 6番 井 上 正 宏 議員
11番 議席番号 14番 山 脇 秀 隆 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（3名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局主幹 山 田 成 悟
議会事務局主事 吉 村 有 輝 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 新 宅 信 久
総 務 課 長 豊 福 健 司	経営政策課長 吉 田 勉
税 務 課 長 渋 田 香 奈 子	協働のまちづくり課長 安河内 敏 幸

子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	吉 村 健 二

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めて、おはようございます。

12月定例会の一般質問、本日3名の方で終了となっておりますけど、本日はそのあとに、議会運営委員会、また各総務建設、文教厚生各常任委員会の審査も控えておりますので、日ごろにも増してスムーズに一般質問を進めていただきますようお願い申し上げたいと思います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して意思表示をされますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に従い質問を許します。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

おはようございます。議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従いましてから質問いたします。

今回は令和5年度予算編成方針と職員の提案、表彰制度、道路の通り名について質問いたします。

まず、令和5年度予算編成方針についての質問です。私は議員に就任しました、平成29年の12月議会で、当時の因町長に予算編成過程での情報開示、見える化を求めました。因町長は、今後、予算編成方針や査定の情報など、できる限り情報公開を検討したいと答弁があり、その後ホームページで予算編成方針の情報が開示されるようになりました。また、箱田町長になってからも予算査定の情報も開示されるようになりました。全国的に見ましても、ホームページ等で調べてみますけども、これらの情報を開示しているところは少なく、また査定の情報まで開示しているところは、ほとんど見受けられません。そういう意味では、粕屋町は予算編成について日本で一番情報開示、見える化が進んだ町と言えると思います。

糟屋郡内を見ますと古賀市が田辺市長の公約、予算編成の見える化を実践するため、4年前から予算編成方針をホームページで公開しています。粕屋町との違いは、市職員だけでなく議員や市民に対しても、市長メッセージとしての予算編成の基本方針や施策の取組方向について積極的に説明しようということにあります。

今年の3月議会でも、古賀市のそのことをちょっと触れましたけども。箱田町長、ご覧になりましたでしょう。それと、職員だけじゃなくて議員とか町民の方にそういう説明するという姿勢について、町長はどう思われますか。

ちょっと町長の感想なり、ちょっといえ、一応これは。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

絞ってお伺いしたいと思いますが、どの点での感想でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今の予算編成方針は、基本的には職員に対してからのということ。

ただホームページで公開することによって、議員、町民も見れるようになってますけども、古賀市長みたいに職員とか、職員だけじゃなくて議員、町民、市民に対してから説明しようという姿勢についてですね。町長は、今後こういうことをこういう傾向が増えてくると思いますけども。

そういうことについて町長の考えはどう。今後、そういう方向に考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私を知る限り古賀市さんは、市長のフェイスブックで、フェイスブックとSNSあたりで、そういった御自分のお気持ちとか、考えを述べられているようでございます。正式には市のホームページ等につきましては、私どもの粕屋町と同じような感じですが。

詳細につきましては、審議前の予算の在り方ですので、それがすべて議決をして通るかってのはまだ、町議会、議会の議決も得てませんので、詳細には述べられないと思います。

編成方針につきましては、今議員が御指摘のようにホームページで公開し、広く住民、町民の方にはお示ししているつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは今回予算編成は、箱田町長にとっては8月の町長選挙の公約とか、9月議会での所信表明を踏まえての予算編成となりまして、市制を見据えて、どのような編成がなされるのか、大変気になっておるところでございました。

そこで質問ですけれども、令和5年度予算編成に当たって、基本的な考え方。特に前年度と大きく変わった点などについて、町長にお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和5年度の予算編成にあたってということで、去る先月の11月24日付けで、私のほうから、部長並びに所管長、各それぞれの所属長のほうに編成方針を伝えております。

その中で、令和5年度の予算編成するにあたり、粕屋町総合計画後期基本計画の着実な推進及び持続可能な財政基盤の確立を図ることに加え、「かすや」の更なる発展を目指した予算編成ということで、特に自治体DX、脱炭素化、企業立地、これを全庁を挙げて推進し、行政課題や地域課題の解決を図り、またこれらの推進により地域の発展といった好循環を目指していくため、職員の大胆な発想のもとに具体的な事業を検討し、「かすや」の更なる発展につながる、新たな時代に進むための積極的な予算を目指すという基本的な考えを示しております。

また後段の御質問の、昨年度と違うという点では、後ほどの重点施策の中でも申し述べたいと思いますが、特に自治体のDX化、そして脱炭素化、カーボンニュートラルですが、そしてまた、更なる粕屋町の発展のための企業誘致等について、昨年とは違う触れ方をしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに基本的考え方は一番・二番は、去年と大体同じですけど、三番目は粕屋の更なる発展を目指した予算編成ということで、自治体DX、脱炭素化、企業立地を全庁挙げて推進するという、強い姿勢を示されております。

それと予算編成方針について、古賀市をはじめ他都市ほとんどが10月初めに予算編成方針を、ついでに通達がされておりますが、粕屋町、今回一般質問でしようと思っただけでずっと待っておりましたけども、先ほどおっしゃったように、去年と同じよ

うに11月24日に予算編成方針が示されました。私心配するのはこれを受けて、11月24日に予算編成方針が示されて、各担当課は12月中旬までに予算要求書を提出するわけでございますけども、僅か半月で予算編成方針を十分検討し、予算要求書をまとめることができるのだろうか心配に思ってます。

次に令和5年度の重点施策のうち、まず町長が特に力を入れたいことは何か。また今年度から始められた企業立地の推進や、カーボンニュートラルへの取組、また、公約として掲げられた第2こども館やふれあいバスのコミュニティバス化の取組について、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

再度、この予算編成方針で触れた重要施策について、もうちょっと詳しく説明してくれということでしょうか。

（許可のない発言あり）

◎町長（箱田 彰君）

はい、まずカーボンニュートラルへの取組でございますが、これはゼロカーボンシティー宣言を粕屋町も行いました。

そういった意味で、公用車への電気自動車への導入とか、学校施設、公共施設への太陽光パネルの設置、再生可能エネルギーの設備の導入に係る調査、計画策定など、こういったことを今年度は特に重点的に行いたいと思います。また併せて自治体のDX、これは昨日までの一般質問でも度々お答えしておりますが、これはもう避けて通れないどころか、積極的に他自治体に負けないような取組をしないとけない。もうこれは時代の要請だろうと思いますので、これも積極的に取り組みたいと思います。また、企業立地の推進ということでございますが、これは町内で、今二つぐらいの、実際、そういった民間の取組、それぞれの地域の団体で協議会が作られまして、そういった団体とも一緒にこういった企業の立地推進について、取組を行っているところでございます。

この詳細はまだ途中経過でございますので、詳しくはお伝えできませんが、そういった意味では、粕屋町は今動いているというふうに御理解いただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それと公約として掲げられました第2こども館とか、ふれあいバスのコミュニテ

ィバス化についてはどのように考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず第2こども館、これは私も公約で掲げております。

所信表明の段階でも申し述べましたが、今の第1こども館につきましては、平成28年度の開館以来、当初は非常に大きな、来場者も多くなつたんですが、コロナ禍の影響により最近は少なくなっておりますが、多いときには年間5万6千人以上の来館者でにぎわっておりました。しかしながら、来館者の小学校区別の内訳を見ますと、小学校では大川小、西小学校区、そして中学校では西小校区と、現在のこども館から離れた校区の子どもの利用が少ないことが分かっております。

現在、かすやこども館におきましては、子どもが安心し、自分らしい、自分らしくいられる居場所であると共に、子ども家庭総合支援拠点を設置し育児不安、不登校、児童虐待など、子どもに関する様々な相談について、粕屋町に住むすべての子どもとその家庭等に対して総合支援を行っておりますが、利用状況を鑑みますと、今申し上げましたように一部地域については、やっぱり遠距離ということで利用が行き届いてない、利用についての推進がされてない、そしてまた当然、一部の子どもに対して十分なサポートがされてないというふうに考えます。第2こども館につきましては、そのような児童・生徒をカバーし、粕屋町に住むすべての子どもが平等に支援を受けられるように、令和5年度の予算編成の重点施策でございますが、設置場所、規模等を今後検討している段階でございます。

次にコミュニティバス化についてでございますが、これまさにこのコロナ禍の影響が非常に多ございました。しかしながら、今現在は、前の状態にだんだん戻りつつあります。利用者も年間4万人ぐらいになろうかと推計されます。また併せてシャトルバス、福祉センターから大型商業施設にピストン輸送しておりますが、その利用もどんどん増えております。しかしながら利用者のお声をお聞きすると、やはり一方通行の部分とか、あるいは町内をそのカバーしてるけども時間的に非常に間が空くと、そういった御不便をおかけしている点がございます。併せて今後、自動車免許証の返納等、高齢者の交通安全が非常に危惧されている状況でございますので、そういったコミュニティバス化につきましては、これは喫緊の課題だろうと。都市化する粕屋町にとっては、非常に喫緊の課題であり最重要なことではなかろうかと私は思っております。

そういったことを、今後の粕屋町の地域公共交通の構築を総合的に検討するための費用について、予算計上を来年度行いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

重点施策見ますと、議会から要望した議会のペーパーレス化の推進及びテレワークシステムの導入など、これについても検討、重点施策として考えていただいているということに対して感謝申し上げます。それで、ただコミュニティバス化って言いますけど、近隣に比べてJR駅が6駅もあって、比較的バス路線もありまして、だから東西方面、このほうはかなりあるんですけども、そこら辺を粕屋町においてコミュニティバス化が必要なのかっていう、ちょっと疑問もちょっと私は思ってます。だからそこら辺を、既存の公共交通機関をつなぐ部分と、それと以前から申し上げました大規模商業施設のほうでそこら辺でね、交通のネットワーク化ですか。を図るという交通結節点としての整備を図るという、そういうこともおっしゃってましたんで、そこら辺がちょっと今後また、いろんな機会でもた議論してまいりたいというふうに考えてます。

次に、財源問題については、どこの市町村でも大きな課題です。古賀市では、新たな財源対策として、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで農業の活性化とか、地域猫活動に取り組む団体への支援を行うほか、市が有する既存の人材情報ネットワーク、民間企業等の知見等を生かし、市の実質負担ゼロで事業を推進し、行政課題の解決や市民ニーズへの対応を図る手法を検討いたします。粕屋町でもこのようなことを、是非検討してもらいたいと思っております。

昨年、初めて予算編成方針と共に中期財政見通しを公表されましたけども、社会経済情勢の変化などによって、財政状況も厳しくなっていると思います。そこで中期財政見通しについて、今回見直す必要があったのか。

また、どのような点を見直されたのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

昨年度に作成しました中期財政見通しにつきましては、令和4年度から令和7年度までのものでありまして、次の全体の見直しにつきましては、令和7年度中に行う予定としております。

今回は中期財政見通しに掲載しております、財政シミュレーションの部分について、時点修正と言われるローリングを行っております。で、社会情勢の変化や、予定される事業内容の変更等を可能な限り反映させて、令和4年10月末時点で把握している状況によりまして、推計の時点修正を令和4年11月に行っております。今

後もこの予算編成方針の時期に、毎年度ローリングを行う予定としております。
以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今回、財政シミュレーションについて、ローリングをやったということでこれは毎年されていかれるものと思いますけども、今回の場合やっぱり、そこら辺のローリングの中で、やっぱり普通建設工事費は、令和4年度かなり多ございますが、やっぱりそこら辺が大きく変わってきてるんでしょうか、その影響で。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

そうですね、昨年作成しましたときも、今後予定される普通建設事業費などの事業につきましては、見込んでいたところなんですけれども、当然時期が経過するにつれて内容も変更になりますので、その分をきっちり正確に反映させるという意味で、時点修正を行っているところでありまして、普通建設事業費のほうも、変更にはなっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

はい、分かりました。大きな見直しじゃなくてからようするに、令和3年度決算に基づいてそこら辺で見直しを、現状に近い形での見直しを行ったというふうに理解していいですね。

（許可のない発言あり）

◎7番（案浦兼敏君）

はい、次に総務建設常任委員会では、10月に行政視察の折に総務省の市町村課と交付税課、内閣府の地方創生事務局の職員と市制の施行に関する勉強会を持つことができました。

その中で、市町村課、国の考え方でいけば、国はあくまでも合併を推進する考えなのかということ等もありましてから聞きましたところ、市町村課はこれまでの市町村合併の積極的な推進から自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などに多様な手法の中から最も適したものを、市町村自らが選択することができる、することが適当であるとの考えでした。一方交付税課のほうで地方交

付税の関係で、5万人の市と町とそこ辺違いはあるのかということで、いうことで聞きましたところ、5万人の市では、福祉事務所設置等の経費が地方交付税の基準財政需要額に算入されるために、5万人の町と比べてその分が、地方交付税が多くなるけどもそれ以外には、特に財源違いはないということでございました。

そういうことから、基準財政需要額というのは人口とか、施設、公共施設整備状況とかいろんなものに対してから、固定的なものに対してかけられ算定されますけども、市町村は頑張ってる、いろいろ取組して頑張っている市町村に対する交付税の配慮がないのかということで聞きましたところ、頑張っている自治体の取組内容に対して、まち・ひと・しごと創生への取組の成果などに対して、人口減少等特別対策事業費の算定において配慮しているっていうとの回答でございました。

そこで、粕屋町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、またどのような成果を上げ、それが地方交付税に反映されているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の戦略となっております、令和4年度は中間年度ということで、現在推進に取り組んでいるところでございます。

今年度は中間年度ということで、今年の6月に令和3年度の総合戦略の進捗に関する各課への調査を行いましたけれども、このコロナ禍ということもありまして、事業の進捗については、なかなか厳しいという状況であるといった意見が目立ったところでございます。ただし、そのような中におきましても移住支援事業につきましては、今年度に入りまして既に4件の申請が出るなど、成果を上げているといったものもあるところでございます。

また、これらの取組が地方交付税に反映されているのかというお尋ねになりますけれども、地方交付税の人口減少等特別対策事業費につきましては、人口の増減率や出生率、若年者や女性の就業率、有効求人倍率や各産業の1人当たり売上高などが算定の指標となっております。

指標の全国平均との比較や、年度間での率の変化などで必要度や成果をはかる仕組みになっておりまして、町の特定の取組が直接算定に反映されるものではありませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げましたKPI達成のために、現在取り組んでいる各施策を引き続き推進してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

なかなかその時、出席された交付税課の係長に、地方交付税はブラックボックス化しとうけよく見えないという、言いましたところ、そういうことはない、きちんとね算定のね、結果は分かるようになってますというような答えがありましたので、だから、こういうまち・ひと・しごと創生総合戦略において、例えば移住支援とかそういう部分がね、効果上げてれば、それに対してから交付税の算定においてその分が加算されるんじゃないかというふうに、ということでお聞きしたんですけども、実態としてはそういう形には見えてこないんですね。

（許可のない発言あり）

◎7番（案浦兼敏君）

はい、分かりました。またちょっと聞いてみます、はい。次に、市制を見据えた予算編成について質問いたします。

総務建設常任委員会では、市制に向けた取組につきましてから、本年1月に那珂川市を、10月には千葉県の大網白里市を行政視察しました。両市とも福岡市、千葉市という大都市に隣接し、ベッドタウンとして発展しております。市制施行のメリットとして、都市的イメージ効果により、企業や、商業施設の進出が増えた。福祉事務所の設置により、きめ細やかな福祉サービスができたとしていますが、デメリットとして、福祉事務所の設置経費の増加、社会補償費の増加により、経常経費比率が高くなったことを挙げています。

市に昇格したにもかかわらず、そのメリットを十分生かせずにどうしても人口の伸び悩み、更には減少に見舞われております。これらの事例から見ますと、市制施行はあくまで手段であって、市制施行後の都市戦略を明確に描き、それに沿った施策を講じていくことが必要であるというような感想を持ちました。

粕屋町において市制を見据えた場合、子育て支援の充実とか、先ほどおっしゃいました企業立地の推進によって、人口面では流入人口や雇用人口の増加を図るなどの施策は重要であると思います。

そこで、令和5年度の予算編成に当たり、これらのことについて、具体的にどのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制施行に関しての今の単年度予算。要するに今、編成方針を言ってますがこの5年度の編成方針、この1年でそれが達成できるものではもちろんございません。

従いまして、これはこれから、今まさに議員がおっしゃられたように、市制については目標ではない、要するに途中の経過なんですね。それを手段として、なお一層、この町、新しい市が発展するような手段として、市制施行があるというふうに私は思っております。これは常々、私もこの一般質問の場でもお答えはしておりますが。

従いまして、町であろうと市であろうと、この粕屋の将来ビジョンというのは、大きくは変わらないと思います。ただ、今現在は、市になってより一層この町が発展するための粕屋町の独自性、特色というのは、やはり子育てが一番、子育てしやすいまちという、大きなキャッチフレーズはあろうと思います。これは統計的にも、福岡県内でも非常にそこは突出している部分であろうと思います。

従いまして、この子育てしやすいまちづくりを基本に、将来ビジョンを考えていきたいと思っております。またこれは非常にソフトな部分なんですけども、今度はそのハード的な面、企業の誘致といいたまいますか、立地の推進、あるいは商業施設あたりの誘致も含めたところの、表面的に、もう住民の皆さんがというよりも、町外におられる皆さんが粕屋町に行きたいと思われるような、そういった特色あるハード的な面も必要だろうと思っております。

そういった意味で、企業の立地の推進を図っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それで古賀市の事例ばかり言って申し訳ないんですけど、やっぱりこう、いろいろホームページ見ますとやっぱり町村レベルじゃ、やっぱり市レベルを考えていかなきゃいけないと思っておりますけども。

古賀市のホームページのトップページ見ますと、その中にコロナウイルス感染症対策、ふるさと応援寄附、観光ガイド、このほかに子育て応援！こが・そだつ、移住・定住 古賀市での生活、企業の皆様 古賀市への進出という見出しがあって、そこを見ますと、それぞれの施策などが、内容が見れるようになっております。そうすることで、古賀市やっぱこれに力を入れてるんだなというのがよく分かります。特に企業立地につきましては、企業誘致プロジェクトを立ち上げてから、その中で優遇制度とか立地環境など様々な状況、情報を提供しております。

粕屋町においても、早くこのような体制の整備、情報提供について検討する必要があると思っておりますけども、これについてちょっと箱田町長のちょっと考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々なこの町の発展のための施策の推進には、やっぱり組織力だろうと思います。

内部的にはですね。そして外部的には今おっしゃるように、市並みの情報発信力が必要だろうと思います。情報発信力だけではなくて情報収集力、これも必要になってきます。そのためには、当然相互関係あるんですが、組織の充実があらうと思いますので来年度以降、そういった立地関係、もちろんDX関係そしてまたカーボンニュートラルの脱炭素化の関係についても、組織的な強化を図っていきたいと思っております。

また併せて、今言われますように情報の発信力といいまじょうかね。やはり住民の方々が、目につきやすくて分かりやすいためには、やっぱりホームページの充実があると思いますので、今後それも併せて新たな発展といいまじょうか、ホームページのなおの充実を図りたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次は職員の意欲的な取組を奨励し、褒め合う職場文化の創造についての質問です。

私は毎年、12月になると懐かしく思うことがあります。それは福岡市におきましては、年末の仕事納めの式での職員表彰のことです。その年に、職務の内容を問わず職員全体の名誉を高め、信用を深めるような善行があった職員への個人表彰のほか、市政に関し、特に顕著な功績があったもの、事務改善、能率化や市政の新たな課題に果敢に挑戦し業績を上げ、他の模範となる職場への団体表彰が行われております。

私の職場では、この年末の市長賞表彰を3回ほど受賞いたしました。1回目は、保健福祉局地域福祉課長のときに、子どもから障がい者・高齢者など、市民福祉に関する総合拠点施設、市民福祉プラザ、愛称はふくふくプラザで西公園のところにあります。これは、今後町でも福祉センターを建てかえる場合、参考されたいんじゃないかなろうかというふうに考えております。これの開設に関する功績。2回目は農林水産局の農業振興課長のとき、休耕田を障がい者の作業療法に活用する福祉農園の開設、毎年10か所開設ということです。3回目は農林水産局総務課長のときに、福岡県西方沖地震において甚大な被害を受けた。あのときは玄界島が着目されましたけども、志賀島とか北崎の半島のほうがかなりの被害をダメージを受けましたんで、そこら辺は農村漁村地域でございますんで、農漁村特定地域再生支援金の

創設と実施です。これは、全壊世帯に対しては現金300万円、半壊で修繕する場合は150万、この現金支給を行ってます。これは全国でも行ってるところが少ないんで、大変苦勞いたしました。これに関する功績を受賞したわけです。特に福祉農園につきましては、その後マスコミで取り上げられ、その年の農業白書にも先進的取組として紹介され、市長表彰を受けたわけでございます。

いずれも事業の企画とか調整など、幾多の困難を乗り越えて、職員が一致協力して取り組んでくれた成果に対するものでございまして、これによって受賞後、職員の業務に対する取組姿勢が大きく変化が見られました。そういうことから、やはり認められ、褒められると職員も大きく育つもんだというふうに実感しました。

そこで質問ですけども、粕屋町は政策提案とか業務の効率的な改善、事務改善提案などの職員提案制度はあるのかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

職員の提案制度につきましては、粕屋町のホームページ等で公表等はしておりませんが、業務改善に関する職員の着想について、自由な提案を募ることを目的とした粕屋町業務改善提案規程が、平成18年3月に施行されております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それじゃ実際にそれに基づいて実際に提案件数とか、例えば昨年度とか、どの程度提案が上がってるんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ここ数年間での新しい提案というのは、この規定を使った提案というのはありませんが、施行から8件ほど職員のほうから、業務改善に関する提案のほうで、提案を受けております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そういう提案に対してから、審査して、例えば特に優れた場合については、表彰

するとかそういうことはないのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほど申しあげました粕屋町業務改善提案規程の中で、提案に関する賞の項目で入賞した提案につきましては、審査の上、賞状等を与えることができるものとなっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

提案制度についてホームページで調べましたけども、糟屋郡内では志免町だけのようで、志免町は町の活性化や発展のためのアイデアによる政策提案等日常業務の効率的な改善のアイデアによる事務改善提案を職員から募集しています。

令和4年においては政策提案が10件、事務改善提案3件の応募があったようです。また事務改善の実績報告として、RPA ツールを利用した学童保育受付台帳作成システムや、封筒への宛名印刷の自動化の実施が挙げられております。これはたしか粕屋町でも導入されていると思いますが、このように職員から事務改善とかそういう部分で提案に対してからやっぱり評価、表彰する必要はあるんじゃないかと思っております。

また最近、他都市の動向を見ますと、地域課題の効果的・効率的な解決や市民サービスの向上を目指すため、NPO 等との協働で事業提案を行う提案制度が増えてきております。これはNPO 等と市が、対等の立場で知恵も力もお金も出し合うというものです。粕屋町では、協働のまちづくりを目指していることから、現在まちづくり活動団体への助成金というのはございますけれども、更にこれをステップアップして、このような取組も検討したらどうかというふうに提案します。このためには職員の企画力・調整力、能力の向上を図っていく必要があります。やっぱり市制を目指す粕屋町にとって、職員の人材育成は必要不可欠だと思います。そのためには地域課題の解決や、業務の改善に意欲的に取り組む職員に対し、その成果を評価、認め、優れた取組に対しては表彰する、褒めるなど、役場全体で認め合い、褒め合う職場文化を創造する必要があると考えます。

他都市の表彰事例を見ますと、例えば生駒市では、令和3年度にコロナウイルス感染症対策やワクチン接種への取組に対して、市長賞を授与しています。確かにこの粕屋町でも準備室、対応してから、職員の方の御苦労は大変だったと思いますけど

も、生駒市ではこういうことに対して、コロナ対策で頑張った職場への表彰も行ってますんで、粕屋町でも考えてよかったのではないかというふうに考えてます。

そこで粕屋町では優秀な政策提案、事務改善提案や町政への顕著な業績を上げた職員、職場への表彰制度があるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今総務課長が申しあげました事務の改善提案、そういった規定がございますが、これはあくまで事務改善という部分になっております。

この規定を施行しました平成18年からもう相当年数、16年ほど経過しております。時代の流れと共に、新たな企画とかシステムへの開発が必要になっていっておる状況でございます。そういった中で、議員が今お示しいただきましたRPAシステム。これは粕屋町の職員は恥ずかしがりなんでしょうか、照れ屋でしょうか。本当に所管のほうで考えて、RPAシステム。これ多分志免町よりも早く導入して、実際その事務の効率化に、自分のところの事務の効率化だけではなくて、前ありました給付金事業がございました、10万円のですね。その審査あたりにも使って、非常に大きな効果を与えた。まさに事務改善の一つでありました。

そしてまたコロナ関係、ウイルス関係のワクチン接種については、これ粕屋町については、非常に先進的な取組をしたと思います。民間企業との連携を図りながら、その受付事務、ワクチンの接種事務そのものも、そういった民間活力を利用したやり方もしております。これは、ほかの町もまねして、まねされたようでございます。

そういった、そのことは一個人ではなくて一職員個人ではなくて、組織として考えながら、今、やっているところですが、議員が申されました、その表彰制度。これ私も全くその意識高揚、そしてまた職員の積極的な提案のためには、必要だろうと私も同感でございます。

今後、そういったことも具体的に考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

令和5年度の予算編成に当たっての基本的な考え方で、先ほど町長がおっしゃったように職員の大膽な発想をもとに具体的な事業を検討し、粕屋の更なる発展につながる新たな時代に進むための積極的な予算を目指すとありますんで、このような職員を養成していくためには、やっぱりそうやって日ごろからそのような環境を職

場環境なり、職場文化を作っていく必要があると思われま

次に10月、先ほど10月の視察の折、内閣府の地方創生推進事務局のほうも勉強会をしています。国家戦略特区についてのレクチャーを受けました。この中で、トップの提案は、大都市だけでなく小さな町村からもなされており、民間事業者や個人からの提案も可能であるということでした。本年4月には、岡山県の吉備中央町ってところが、デジタル田園健康特区の指定を受けているとのことでした。出席した議員のほうからは、粕屋町も九大農場跡地で何かそういう特区を提案できないものかという声が上がっておりましたので、このため日ごろからやっば問題意識を持ち、情報を収集分析してから事業提案はできるような職員の養成が必要じゃないかというふうに考えてます。そこで創設してはどうかということでしたけども、これについては町長が先ほど答弁されましたので、この分については検討されることですんで省きたいと思っております。

次に、道路の通り名、愛称について質問します。

粕屋町では現在、町内の道路3路線にさくら通り、コスモス通り、ケヤキ通りの通り名、愛称がつけられております。町民の方から、ほかにも通り名をつけてほしいと思う声も聞きます。

そこで通り名をつけた目的と、町民から今後要望があれば、今後とも取り組まれるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

まず目的の前に、粕屋町におきます通り名の経緯を御説明申し上げますと、平成20年9月定例会での一般質問におきまして、通り名の制定についての御質問がございました。

それにより関係がありました当時、都市整備課と、当時、企画課で合同の会議を複数回開催いたしまして、各種団体の代表者数名の方で、通り名準備委員会を組織していただき、その後、一般公募の方々にも入っていただきまして、粕屋町の通り名を考える会へと発展いたしました。通り名会議をこちらでも複数回開きまして、広報かすや及び町のホームページ等によりまして、通り名の愛称を公募いたしました結果、最終的に37点の応募がございました。34点に追加で3点の応募があったというふうに聞いております。通り名を考える会で、厳正に審査していただきました結果、候補路線12本を選考し、最終的に3路線の通り名が選定されております。三つにつきましては先ほど議員がおっしゃいました、さくら通りとケヤキ通り、それから、コスモス通りと名づけられております。

これらの通り名の表示板を、平成21年度及び平成22年度の2か年で設置をいたしております。議員お尋ねの目的といたしましては、みんなで創り進めるまちづくりの一環として、町への親しみを深め、ふるさと“かすや”を愛する人が増えることを目的に、町民や来庁者へ優しく分かりやすい町の案内のためとなっております。

それで平成21年の通り名の愛称選定の際も、ほかの路線にも愛称をつけるべきではとの御意見もあったようですが、まずはこの3路線の愛称が定着するかどうかを見て、更に拡大しようという状況でありましたら、新たな通り名を選定しようということだったようでございます。

平成26年3月の一般質問でも、更なる通り名の選定をといった御質問がございました。その際は時の町長が「それなりの環境づくりができていないところに、むやみに通り名をつけても、よく意味が分からないということにもなりますので、今後そういった環境づくりができましたら、新たな通り名もつけていきたい。」との答弁をされ、平成29年9月の一般質問でも、同様の御質問がございましたが、そのときの担当課長が、「三つの路線で名称がつけられていますが、道路を愛称で呼ぶことは少なく、普及・定着していないと思われれます。そのため、平成21年度当時の道路の愛称の候補12路線のうち、残りの9路線の候補及び新たな路線に愛称をつける予定は現在のところございません。」と答弁し、現在に至っている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今聞きますと、候補が、候補としては、国道・県道を除いた町道が対象になるんですね。それが12路線中3路線ついてということで定着すれば後で、今後ということでしたけども、担当課長の答弁では今後、考えてないということなんじゃないかね。

それでちなみにちょっと、参考に福岡市のほうはちょっとね、どうなんかと見ましたところ福岡市では、だから国道・県道も含めまして、主な道路、市が42か所に通り名を付けてます。この中にはね、皆さんなじみがある昭和通りとか明治通りとか、また渡辺通り、大博通りとかなんかも入ってますけども。それ以外にも各区役所において、道路の愛称をつけているところもございます。そういうこととやっばりこう道路とかそういうふうにして愛称をつけることによって、親しんでもらうということが目的にあるような感じがいたします。

それで今の答弁ではもう、今後はもう全然考えないということで、ということなんでしょうか、そこ辺町長どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡市の場合はマスコミで、例えばケヤキ通りでいろんなことがあるとか、例えば昭和通り、明治通り、そういった非常に世間一般的に露出するような、通り名が露出するような機会に恵まれております。

粕屋町については、そこはマスコミのほうはコスモス通りで何かあるとか、さくら通りで何かあると、そういったことはないっていう非常に残念な部分もございませぬが、一部やはり通り名については、役場の前さくら通りですね、そういったことも我々職員のほうは、そういった呼び名をしております。これが一般的に広げの方法というのはなかなか非常に難しい部分ありますが、今後、これは付けないということではございませぬ。やはり住民の方々、その地域の方々が、個々のこういった、非常にモニュメント的なものができたりとか、あるいは植物あたりが非常に地域、地域全体で盛り上がるようなことがあれば、それは当然、通り名として採用すべきことだろうと思っております。

今後一切しないということではございませぬ。環境が整ったらというふうを考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それで、さっき通り名プレート、これ設置は町のほうの資料でこれをずっと見よったら、まちづくり団体のほうが主催してから名前をつけてつけたというふうな、広報かすやを見たら、そんな感じを受けたんですけども、実際にはそのプレートなんかはもう町のほうで、設置したんですね。はい、分かりました。

それで福岡市も名称を見ても木とか花、もうつけたところほとんどないんですね。さっき町長はケヤキ通りって言われましたけども、この42の中にはケヤキ通りは入っていないし、中央区を見ても、もうケヤキ通りとあれが入っていないんで、あれはもう通称でそういう呼ばれてるのかなって感じがしますけどもね、結構皆さん方に浸透してますけども。

それとコスモス通り周辺では、休耕田を活用してまちづくり活動団体によって、毎年コスモスが植付けられてきました。しかし、休耕田はやっぱり地権者の意向によって変更を余儀なくされ、年々コスモスの植付けが減ってきております。町民の方から、コスモス通りでは年々コスモスが見られなくなっている、コスモス通りということで見物でこられた方がかわいそうだ、名称を変えたらという声も、私のと

ころに届いてますけども。

このような町民の意見に対して、町としてどのように対処されるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

議員が先ほど福岡市はケヤキ通りがないようだとおっしゃいましたが、私が手元に持っております福岡市の愛称マップではケヤキ通りですとか、ニンジン通りあたりも何か入っているようでございますので、ちょっと御紹介させていただきます。

それで御質問の分ですけれども、先ほどちょっとお話がありましたが、愛称の選考につきましては、粕屋町通り名を考える会にお願いしておりますが、設置主体は町であります。

それで、三つの通りにはそれぞれ、通り名のプレートを設置しております。その設置は町で行っておりますので、その費用は町が負担しております。各通りには約5か所ずつの計16か所のプレートを設置しております。工事費用につきましては、さくら通りが5か所で30万円、ケヤキ通りが5か所で42万円、コスモス通りが6か所で37万円となっております。額がそれぞれ違いますのは、支柱から設置してありますものですか、九電柱を利用しているものがあるためでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それは費用については分かりました。それで、だから例えば状況、周辺の環境が変わってコスモス通りなんかはコスモスがほとんど見られなくなってますけど、これについて今後そのままいかれるのか、それとも名称変更されるのか。それとも、その通りにコスモスを町のほうで植付けられるのか。

町としてどういうふうに対処されると考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

通り名は、歴史文化をあらわす一つの遺産だろうと思います。

福岡市のほうにも、今ニンジン通りと言いましたけど、このそういった昔の栽培とか文化が残ってるのを、後世代に残すという意味もございます。そういった意味ではコスモス通り、昔ここはコスモス畑がいっぱいあったんだよ、粕屋町を代表す

るような、町花のコスモスがいっぱいあったんだよという、そういった歴史を残し、また文化が育まれるようなことも、残すべきじゃないかという意見もあろうかと思います。私の耳には、いや、なくしたほうがいいという意見は全然届いておりません。

ですから短絡的に、今ないからもうなくしたりとか、そういったなんでしょうね、その時点でその時代で決めるべきものではないかなとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長の答弁としてはもう、そういう歴史的であるからそのまま一応、当分残すということで理解していいですね。

それでコスモス出ましたけども、これも古賀市ばかり取り上げて申し訳ないです。古賀市も市の花をコスモスとしてるんですよ。古賀市はどうかというと、グリーンパークの中にコスモス畑を設けたり、市庁舎敷地とか保育所の運動場周辺にコスモスを植えているようです。

粕屋町はバラとコスモスが町の花としていますが、バラは駕与丁公園のバラ園のほか、庁舎敷地とか JR 駅周辺とか見られます。コスモスは、休耕田に見られる程度でございます。そこで公共施設周辺に、町の花であるバラ、コスモスが見られるような環境整備をしたらどうかと思います。

それでちょっと一つ思いましたけども、駕与丁公園はバラ園がありますんで、今度例えば阿恵のほうに九大農場跡地に史跡公園ができますけども、あそこの隣の西小学校は、毎年コスモスを植えてますんで。ただあそこを開発されると、そこもコスモス植えられないんで、いっそ阿恵の史跡公園にコスモス園なり、コスモス畑とかをしてはどうかというふうに考えますが、町長の考え方をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町はバラとコスモスという、町花二つございますが、確かに御指摘のように、バラばかりやってきました。

粕屋町バラ公園を造って、これに非常に注力をしてきた経緯がございます。コスモスは、民間の方々にお任せしてっていう部分がございます。今後やはり、遊休地といいましょうか、町有地、公共用地の跡地とか含めて、残地とかにはこういったコスモスも植えていくべきではなかろうかと思っておりますし、担当のほうにはそういった指示をしてまいりたいと思います。

阿恵の話が出ましたが、これはまだ今、発掘等もございまして全体的な計画が決まっておりませんし、今検討の段階でございます。

参考意見としてお聞きしておきたいと思います。

ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

以上で私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

案浦議員の一般質問が終了いたしました。

本日、日程的に非常にタイトでございますので、少し短めでございますけれども、ただ今から暫時休憩としたいと思います。

再開を10時40分といたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時40分）

議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

おはようございます。

議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をします。

本日は、JR長者原架道橋、JR伊賀駅からJR長者原駅間の東側にかかる排水溝の改善についてということで質問します。

この排水溝改善の要望書が、令和4年11月14日、長者原中区区長から道路環境整備課に提出してあります。その要望書を読み上げます。

場所、長者原東一丁目10番20号の西側水路。現況、雨水等により水深20cmを超えた水量のみが流水し、晴天時は常に水深約20cmの死水域である。内容、JR長者原駅から北西部に住む住民は、JR長者原駅のアクセス道となっている。また、この道は、中央小学校及び中央幼稚園への登下校道並びに近辺病院への通院道となっており、幼児から高齢者までの不特定多数の町民が歩行する道なので、転倒による側溝への転落事故防止と併せ、公衆環境衛生上、澱んだ水を生じさせない本来の側

溝機能を確立していただきたいと、要望書が出ておりますが、この要望書を踏まえまして、町長の見解をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

要望書の件は、私も把握しております。

この排水溝については、所有者が JR のため町が直接その対応ができない状況でもございますので、町としても積極的に JR 側には状況を詳しく伝えており、必要に応じて連携、協力していく立場と私は考えております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

まずは、この要望書を出したという中で町長の見解をお聞きいたしました。

次の質問に移ります。移りますが、今回の件に至るまでの流れをお話しします。

11月5日土曜日、午前11時30分頃、長者原元中区の区長から排水溝の改善の相談があり、その後、一緒に現場を確認する中で、私もこれは問題があるなど判断し、その場で長者原中区区長・副区長に連絡を取り、3人で今まで流れていた側溝の流水がなぜ流れなくなったかを確認中、地域住民もその現場に出てこられ、今年の3月から町にお願いに行っても、町はJRの所有地ですとの回答。側溝改善は、JRには町からお願いしていますということの連絡を受けてるということで、これでは、何か問題が起こる前に、役場に行かないかなということになり、11月の7日午前10時、長者原中区区長・副区長と道路環境整備課に今回の経緯と事実の確認に行くと、役場の職員からは先ほど町長も言われましたように、ここはJRの所有地であり、JRからは側溝改善について予算、JR側からはこの側溝改良の改善についての予算は、令和5年度につくかどうか分からないとの話で、職員の回答で、長者原中区区長は遅いと。事故が起きたらどうするんだと。どうしますかと職員に聞かれ、一緒に同席しておりました私にどう思われますかと、発言を求められましたので、長者原中区区長には、役場とJRに側溝改善要望書の提出とJRに出向き、排水改善について役場とJRがどのような協議をしているのか、確認に行きました。

長者原中区区長も、日ごろから個人の仕事も持っておられお忙しく、私もこの時期視察で岐阜、長野で福岡を離れることもあり、JRとの確認がとれたのは、2週間後。11月21日、長者原中区区長とJR博多保線区に出向き、保線区土木助役 保線区区長に、道路環境整備課と同じような内容で経緯と事実の確認をすると、役場の回答とほぼ同じでした。

しかし、その期間に、11月18日に事故があったことも含めて、要望改善書、事故の顛末書も提出する中でお話ししてきましたけれども、JRは、事故が起きているのでは、ということで上に伝えますと。ということで、それを踏まえまして二番目の質問に移りますが、この排水溝改善について、道路環境整備課は、JRとどのような対応をされてきたのか、経緯をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

近隣住民からの問い合わせや要望があるたび、その内容をJR側にも伝えており、改善していただくように町としても対応してきております。

具体的には、4月1日には電話で連絡し、4月4日・7日にはメールの連絡を行い、4月8日は電話の連絡、4月14日・22日にメールの連絡、4月27日に現地の立会、5月12日にメールの連絡、6月16日にメールの連絡、10月26日にメールの連絡、11月7日にメールの連絡をしています。

その都度、JR側からの回答をもらっています。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、対応をお聞きしました。

それで、この行政の要望申請に対する回答というのをいただいておりますが、これ受付日が令和4年4月15日、回答日が令和4年11月の18日ということで、18日の日は、そういう事故が起きてるわけですけども。

この行政の、今課長が言われましたが、その中で交渉している中で、この要望の回答書は、申請、要望申請に対する町の回答ということで、以前より状況は伝えておりますが、改めて地域からの要望として伝えると共に、今後JRと情報共有をしていきますと。JRが、水路工事改良工事を行う際は、町も協力、連携していきますと、というような回答をいただいておりますが、協力とか連携とかJRとかではなく、やはり町が責任を持って側溝の流水改善はしていきますと言わないといけないような事案が発生しております。

その件を含めまして3の質問に、三番目の質問に移ります。令和4年11月18日午前11時頃、JR長者原博多駅に向かう町内在住の高齢の女性が、公衆道路を走行中に、自転車の操作を誤り、排水溝へ自転車と共に転倒、転落。けがをする事案が発生しています。その顛末書も、長者原中区区長の作成でございますが、読み上げさ

せていただきます。概要ということで読み上げます。

高齢の女性ということで先ほどもお話ししましたが、本人は、自宅から自転車で JR 長者原駅を目指す。JR 長者原駅間近、側溝沿いの道路を走行中、自転車のハンドル操作を誤り、右側の側溝へ自転車と共に転落。高齢の女性は自転車のみ道路に引き上げられましたが、精神的なショックから意気消沈され、自力で側溝からはい上がることができませんでした。その状況を軽トラックで通りかかられた長者原元中区区長は、高齢の女性を引き上げられ、自転車と共に自宅へ送り届けられたということで、その顛末を、11月の20日町主催の女子小学生のスポーツ大会で聞き及んだ長者原中区区長は、大会終了後、高齢者の自宅へ訪問し、事故のお見舞いと状況の確認を行われ、顛末書を作成されておりますが、この顛末書を踏まえまして、町長に見解をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に悲しいことですが、幸い命に関わることじゃなかったということで安心はしますが、転落の原因が排水溝であれば、当然その所有者が対策を講じる必要がございます。

これはもう民有地の場合でございますので、そういった観点から、先ほど冒頭に述べましたように、町も積極的に JR と協議を重ねておるところでございます。

その内容につきまして、担当のほうから説明させてよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今回の事案を受けて、JR から緊急的な対策として11月22日に簡易的な手すりを設置するとの報告があり、設置位置の確認のために11月24日に現地立会をしております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、一応、流れを確認させていただきました。

それでは、今回の調査をしていく中で、これ四番目の質問になりますけれども、この排水溝及びその前の、先ほどから町長も担当課長も JR 側の所有地ということで、再三言っておられましたので、その調査もしながら、この JR の所有地、この固定資産税の支払いということで、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。先ほど

も言いましたように、この JR の所有地の固定資産税の課税がどうなっているのかなど。そして先日、役場の税務課に側溝改善要望書の件で、町には要望書を出しておりますと、その趣旨を伝え、この固定資産税の課税状況の確認をさせていただきましたが、即答はできませんと回答があり、その後何も連絡がなく一般質問を迎えておりますが、この JR 側からの固定資産税の支払いはどうなってますか。

お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

渋田税務課長。

◎税務課長（渋田加奈子君）

申し訳ありません。お答えをちょっと、差し上げるタイミングがなくてですね。一般質問ということで、はい、お受けしたいと思います。

該当のか所なんですけど、JR の所有ではありますけど、不特定多数の方により一般に使われる道路、公衆用道路と申しますけど、及びその排水設備となります。

このような公共の用に供する道路及び水路の固定資産税につきましては、地方税法第348条第2項の規定により非課税となります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、税務課のほうから確認をさせていただきました。

それでは、五番目の質問に移りたいと思いますが、先ほども言いましたように、いろんな様々な形から調査させていただく中で、JR の所有地には間違いがないんでしょうけれども、粕屋町は、これ町道認定をしていますよね。608、上原田三線と、上原田三線とかちょっとその確認がちょっと私のはっきりとれてなかったんですけれども、ここの区分というのは、法外道路ではないのかなど。608というのは、これ町道番号なんですか。この町道番号で、その後の名称は町道名だと思います。JR は、町道認定を知っております。ですので、粕屋町にも、排水溝の改善、公道整備を普通こうやって町道認定をしているところということもあり、当然、JR の所有地ではあると思いますけれども、通常、町にも負担をしてもらいたいのではないかなど。これはもう、JR が言ってるわけじゃないんですけれども、これはもう、第三者で判断したときに、そう思われる人が多いんじゃないかなと思います。

先日の博多保線区での確認の中で、これはもう町道に附属する構造物ということで、今後 JR といろんな予算の関係で交渉されていくのではないかなと思いますけれども。どうも、粕屋町にも何らかの形で JR を応援するような、逆に JR が、JR

がじゃなくて、やっぱ町もしっかりやっぱ動いていかななくてはいけないのかなと、調査の中でそう思いまして、一般質問もさせてもらっております。

そこでこれ最後の質問になりますけれども、町長が所信表明の中で、先日昨日ですかね、久我議員もこの一般質問の中で、やっぱり人の命の大切さを述べられてたと思います。そういう中で、町長所信表明の中で、住みやすいまちづくりとして JR 駅を拠点とした駅及び周辺整備を所信表明の中で掲げてあります。たくさんの方が、今回の件につきまして、今日傍聴席にもたくさん傍聴来ておられますが、しっかりと町がどう答えるのかということも傍聴して聞いて帰りたいということで、本日たくさん来ていただきましたけれども。

やっぱり早い側溝改善を地域住民は求めてありますが、今まで読み上げてきました要望書、顛末書を再度頭の中に踏まえていただき、町長の見解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと答弁前に、質問の中で5番目の安心して生活できる考え方、道路環境整備課の考え方が漏れてるんじゃないかと思います。

それも併せて、井上議員。

◎6番（井上正宏君）

失礼しました。五番目に戻ります。申し訳ありません。

五番目ですが、今までの答弁を聞きますと、役場の答弁を聞きますと、やはりどうしても、JR が始めてそういう側溝改修を始めて準備を進めていこうというような流れに聞こえるんですけども、今後、これ五番目ですが、安心して生活できるまちづくりを考えた場合に、今後道路環境整備課は何ができるかというのをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

議員の御質問にお答えをいたします。

まず、その側溝が止水として溜まりだしたのは、現側溝から一旦民地側を迂回して今の県道607号に流れ込むようになっておったのが、その迂回ルートが使えなくなったために、側溝に止水しだしたという経緯がございます。それで先ほど道路環境整備課長のほうから、手すりをつけるということで JR から回答がっておりますので、まずその分を緊急的にこちらもお手伝いできることがあればしていきたいというふうに思います。

それと、この側溝をなんですかね、通水しようと思えば、ちょうど県道607号の下をって中央小学校の側道で合流するような形になっておりますので、そこら辺

の道路側溝の仕組み等もあって、どうしてもやっぱり町が関与していかなければならない部分もございますので、そこら辺も含めて JR と協議を行いながら、また JR が令和 5 年度に側溝の予算を計上しますということでお答えを受けておりますので、その分も併せて、もし町道部分でアスファルトの補修とかが必要であれば、町としても協力して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

もう何か、最後の回答まで今いただいたような感じはしておりますけれども、やはりそういう事故も起きてます。

それで、六番の質問ということで、同じ回答になるかも分かりませんが、やはり 1 日でも早く側溝の改善をしていただきたいなど。住みやすいまちづくり、安心して生活できるまちづくりを掲げて、2 期目の政治活動に日々取り組んであります、町長のリーダーシップを発揮していただいて、やっぱり側溝改善の予算をつけていただきたいと思いますが、町長の見解をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど課長、そして並びに今部長が申し上げましたように、町は積極的に JR のほうに関わっております。

JR はなかなか、一言で言うと大きな組織ですので、一つの申請そのものもなかなか受付から実現までは時間がかかる組織でございます。そういった中で、4 月からもう数十回ぐらいの連絡をとりながら、現地立会も 2 回ぐらいして、最終的に今部長が申し上げましたように、取りあえずは緊急的な手すりを設けて、安全対策を行う。そしてまた来年度については、改良工事の排水溝の改良工事の予算をつけるというふうに、この期間で JR としては迅速的な対応を、町の要望に応えながら行っていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

一つ間違えば人の命を落とす事案にもつながっておりますので、側溝改善については優先順位とか、当然予算の問題が一番絡んでくることだろうと思っておりますけれども、スピード感を持って取り組んでいただくことを提言いたしまして、私の一般質

問を終わります。

(6番 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

井上議員の一般質問が終了いたしました。

先ほども申し上げましたように、本日日程が非常にタイトでございますので、あまり休憩時間とらずに5分ほど取りたいと思いますので、再開を今から暫時休憩いたしまして、再開を11時10分といたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時10分)

◎議長（小池弘基君）

では、再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問いたします。

今回の質問は、町長の所信表明から考えられる、市制施行の取組や考え方を聞いていきたいと思っております。先の9月議会で、二期目となった町長の所信表明がなされ、市制施行に向けた発言も見受けられました。また、総務建設常任委員会でも、10月19日から先進地である千葉県と国の内閣府へ、市制に向けたメリットやデメリットを視察研修に伺いました。令和7年度に実施される国勢調査では、市制施行の条件である5万人を達成することが予測され、町民へ市制施行の機運を高める時期に来ていることを痛感しております。そうした観点から、町長の所信表明から、市制に向けた足固めのような考えであるかのように見えますので、そこで、町長の所信表明を市制に向けた取組み方や考え方を、再度確認していきたいと思っております。

まず、子育て応援都市「かすや」を目指すとしております。国の少子化は確実に進んでおり、子どもを産み育てられる環境の整備が求められております。国は伴走型子育て支援を打ち出し、産前・産後から高等教育まで、地域で守り育てる社会の構築を、地方の自治体に要請しております。国は、子ども包括支援センターなどによる相談体制の整備などを、今後、地方自治体へ要請してくることが考えられ、町長は、新たな第2こども館の創設を視野に入れて、既に対応しております。これだけではなく、子育て支援策をこれまでも先手先手で実施してまいりました。子どもを安心して産み育てられるまちづくりに、いの一番に考えを示していることは、これからの粕屋町の発展に大きく貢献することと思っております。

こうした打ち出しは、人口の流入や出生率に影響を与え、今後も人口の増加が期

待できます。市制を行う上での人口増加は必要であります。

町長の子育て応援都市を目指す目的を改めて聞きます。

◎町長（箱田 彰君）

議長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員がお示しされましたように、国も常に、子どもの最善の利益を第1に考える。子どもに関する取組政策を、我が国社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰1人残さず健やかな成長を社会全体で後押しする、こどもまんなか社会。これを目指し、こども基本法の制定、そしてまた、こども家庭庁の創設するなど、子ども政策を更に強力に進める取組がなされております。併せて、恒久的な妊娠から出産・育児までの助成をやるというふうに、今回の国の補正予算でも成立をしております。

粕屋町におきましても、福岡市のベッドタウンという位置関係にもあり、交通利便性が高く、子育て世代が住みやすい町であることから、出生率ももう御存じのように高く、今後も継続して町が発展していくためには、安心して子どもを産み育てることができるような、地域全体で子どもを育てていくことが不可欠であり、それ以上に、政策のど真ん中にあるべきだろうと思います。

これまで、未就学児の待機児童の解消とか、子ども家庭総合支援拠点の設置など、行政が行う施策として様々な取組を行ってまいりましたが、今後は、国の施策と相まって、組織の内部としては、医療、保健、福祉、教育等に関する業務において、なお一層の連携を図ると共に、民間団体、そしてまた、地域社会と共に連携して、子育て応援都市「かすや」を打ち出すことによって、地域全体で次代の社会を担うすべての子どもを育て、永続的にこの粕屋町が発展していくことを狙いまして、住んでよかった、住み続けたいと思うまちづくりを行うことを目的としております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、答弁ありましたように、政策のど真ん中に、子育て支援を持ってきて運営をしていくという、この意気込みが非常なアピールにもなります。周りから見て、粕屋町が本当に住みやすいところだになっていうふうに、私も実感できると思います。ここにやっぱり、ど真ん中にやっぱこれを持ってきたってことはすごくいいことだ

し、これから市制を行う上での、私は一助になるというふうに思っております。

次に、交通の要所として発展してきたにもかかわらず、交通弱者が地域に存在し、コミュニティバスの運行の要望が出されてまいりました。そうした中で、交通の弱者を出さない政策で、コミュニティバス化の検討に入ることを打ち出されました。現在福祉バスとしての役割で、ふれあいバスの運行を行っておりますが、利便性の問題や民間事業者との兼ね合いから、今までコミュニティバス化が進んでまいりませんでした。

市制に昇格するにあたり、福岡県の市制になるための条件を定めた条例がありません。自治体運営の軌道、またはバス運行の要件が示されております。バス運行の要件が、コミュニティバス化と考えられます。ふれあいバス運行協議会の意見もあり、これまで要望のあった粕屋町の交通弱者を、少しでも改善するためと思っておりますが、9月議会の一般質問での答弁では、市制を敷くときには、コミュニティバス化を検討する時期に入っていると明言しております。

市制に向けた取組と判断しました。この目的は実のところ、市制への条件整備に向けた取組なのかどうかを改めて聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論から申し上げますと、そのとおりです。

やはり交通、公共交通の在り方が問われている時代になっておると思います。先ほど案浦議員の御質問にもお答えしましたが、これからの高齢化社会、そして交通弱者への支援、これがこの都市化した粕屋町にとっては最優先課題だろうと思っております。今現在は、できる限りのふれあいバスの運行についての改善、そしてまた、駅になるべく乗り入れられるようなダイヤ改正。また、バス停のベンチの設置などできることをしましたが、多分これ以上は、なかなかこのふれあい巡回バスというシステムの中では無理だろうと思っております。

従いまして、この粕屋町の資源である軌道の駅、六つの駅を有機的に結びつけるような地域公共交通の交通体系の整備。これが、市制に向けての重要な施策と考えます。また、最優先の課題ではないでしょうか。そういった中で、コミュニティバス化を含め、様々な問題課題がございます。

今議員が御指摘のようにありますので、今後の地域公共交通の構築を総合的に分析、検討して、今後判断していきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

市制を行う上で、やっぱ交通体系を明確にしていくっていう、今町長の発言だったというふうに感じております。

市制実施になれば、当然に財政をどうするのか。そうなれば町民の税負担が増えるのではないかなど、懸念事項が発生しますが、視察にまいりました大網白里市では、生活保護事務移管など社会保障関係の経費が増額したくらいで、市制を組んだからといって、特に住民の税負担が増えたわけではありません。何ら変わらないため、住民の意識は市になっただけ、と冷静に受け止めているということでありました。交付税も、県から事務移管をした分の国からの交付金が増える程度で、その分が増額されるということでありました。ちなみに地方交付税等もろもろの税に関しましては、大網白里市では約15億6千万円の増加があったということであります。

町長の所信表明では、九州大学跡地の開発における企業立地、住宅開発を戦略的に展開するとしております。町の税収を確保するための強い意志を感じます。その実現のためには、市制を行い、都市計画を自ら行えるようにすることが先決であるというふうに考えます。また、規制緩和を含め、国家戦略特区を目指すことも、粕屋町の50%を占める市街化調整区域の活用ができ、町長の言われる戦略的展開を実現することが可能となります。それによって、企業の誘致と住宅開発で、財源と人口の増加が期待できます。このようなことは、市制施行で大きく前進することができるというふうに考えます。

町長は、この戦略的展開をどうしようとしているのか、改めて聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まで過去、縷縷その、この粕屋町のまちづくりの大きな夢といたしましうか、理想は、こういった一般質問の場でも語ってまいりました。

特にそのゾーニングですね。粕屋町14km²、狭い町です。それを生活者、それと企業、それと公共施設あたりのゾーニングは、やっぱり非常に大事な部分だと思います。生活者の中に大きな大型トラックが入ってくれば、これはもう非常に支障を来たしますし、安全上も好ましくないと。そういった意味で、ゾーニングを私も語ってまいりました。

そういう中で、北部地域、粕屋町の北部地域については物流を中心とした、こういった流通産業が盛んで、立地条件的にもインター、あるいは香椎アイランドシティにつながるような都市高速もつながっております。また併せて、九州縦貫道のインターもあるというふうに交通至便なことから、当然、物流の拠点である位置関係

にあると思います。

真ん中は、確かに生活者、生活ゾーンだろうと思います。

従いまして、残る部分については、やはり九大農場跡地、これは西のゾーンになります。まさに福岡市からの玄関口だろうと思います。ここに、先進的な企業の誘致はすべきだろうと。今までの、今粕屋町が行ってまいりました物流については、やはりこれはちょっと好ましくないと。生活のゾーンに接する部分ですので、先進的な ICT、あるいは今コロナの関係で感染症の関係もございしますが、そういった医薬関係の企業についても、誘致すべきだろうと思っております。また生活者は、生活するだけじゃなくて、当然生活するための手段、これは商業地域、商業の部分が必要になっております。そういった大型商業地域についての誘致も考え、北の北部、真ん中、そしてまた西、南部地域、そういったゾーニングを考えながら、今後のまちづくりを進めたいと思います。

ただ、今話題になっております農場跡地の、これは今九州大学が持っておりますので、九州大学と一緒に、戦略的に用地の活用については、有効なまちづくりの活用を検証するための調査検討を進めておる状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今答弁ありましたように、ゾーニングをして区域を決めて町の発展にするってことは、もう以前から町長も実施されてきておりまして、すべてにおいて私は考えるところは、やっぱり市制に向けた取組に、僕は入ってきてるんじゃないかなというふうに感じております。

国家戦略特区というのがございまして、この申請において福岡市は、航空法の高さ制限の緩和、空港アクセスバス、シニアハローワークなどの事業認定を受けて実施してきております。内閣府によると、区域計画の認定申請は、首長や事業者、議員からも、誰でも申請ができるということで垣根は低いというふうに感じました。様々なアイデアが欲しいということも語っておられました。

また、大網白里市では、市制施行後、新たな地区計画により、町のとくと比べて、企業や商業施設の進出が増えたということでありました。今、九州大学のことを言われましたけれども、跡地のことを言われましたけれども、九州大学跡地の利活用は国家戦略特区など、規制緩和を視野に地区計画ができるように考えて進めるべきと私も思います。そのための市制施行と考えます。そういうことで今、九大農場跡地についても、やはりこういったことも踏まえながら、戦略的に展開をしていただきたいというふうに考えております。

次に、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えたつながりで、地域共生社会を目指すことを示されました。

どういったことを目指しているのか、具体的な考えを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地域共生社会とは、子ども、高齢者、そして障がい者など、世代や分野を越えたすべての人々が参画して一人一人の暮らしや生きがい、地域を共に創っていく社会のことを指します。

近年、核家族化の進行などによって、地域のつながりが希薄化しているというようなこともあります。そして、家庭や地域で相互に助け合う仕組みが弱まりつつある中、町民の皆さんが住みなれた地域で安心・安全に暮らしていくためには、行政だけではなく、地域住民や地域の多様な主体が協働で支え合うことが必要であると考えております。そういった意味で、地域共生社会の実現という言葉を使わせていただきました。

具体的には、私が示す、目指す、安心して生活できるまちづくりの中において、自主防災組織の進化、それと強化に取組、地域で助け合う地域防災ネットワークの構築推進を図ってまいりたいと考えております。また、現在地域の方々の協力を得ながら、運用している子ども見守りサービス、もうこれを高齢者の方々への拡大、高齢者の見守りについても検討して、地域が一緒に子どもから高齢者までを見守るんだ、守るんだという、安心・安全社会の実現を目指したいと思っております。

そしてまた、それ以上に、この安心して生活できるまちづくりにおいて、世代や分野を越えてつながることで、一人一人の暮らしとか生きがいがより高まるように、粕屋町において生きがいを見つけられたとか、一緒にみんなと共にまちづくりに参加したり、あるいは福祉の向上に寄与したいというような、それを自分の実感としてとらえられるような生きがいづくり、これを目指したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

施政方針の中でも、町長は、何て言うんすか、横文字です、Well-Being。幸福感を高めながらっていうこともございましたんで、そういったことだろうというふうに思います。

先日、粕屋町土木協会と議員の有志での懇談会がございまして、外国人労働者の滞在期間が3年から5年と短いことで、人手不足を訴えておりました。今後、特に

建設関係にはポストコロナ、ウィズコロナという流れもありますけれども、多くの外国人労働者の助けが今後必要になってくるんじゃないかというふうに考えてます。また、地域には、様々な職種に就く外国人労働者が住んでいると思いますし、今後の企業誘致や商工業施設の増加を考えると、更なる外国人の増加の必要性が考えられます。

コロナ禍によって、世の中が大きく変わりました。日本の構造的課題を解決、改善していく上では、女性や高齢者、障がい者らがそれぞれの能力特性に応じて力を発揮し働ける、包摂的な社会を作ることが、持続的な成長が担保されるということでもあります。市制に向けた考え方に、この地域共生社会は重要と感じます。

これまでの町長の所信表明で明らかになった、今後4年間の取組は、市制を目指す上で欠かすことのできない計画基盤というふうに感じさせていただきました。そういうことでこれらを踏まえて、町民の皆さまに市制に向けた情報提供を行い、住民意識調査、意見交換など、町の機運を高めるとしております。

今後、どのように具体的に進めていくのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

年度末に実施いたします、総合計画の進捗管理のための町民意識調査。これ具体的に言いますと、粕屋町に在住の18歳以上の方3千名を無作為抽出、行う調査でございますが、その中で、市制に関する項目を追加して調査する予定でございます。

住民基本台帳人口も4万9千人を超えようとしておる時期に、令和5年度より広報の編集記事、若い世代に向けてはSNSを使い、また今回の調査結果や町民、企業が幅広く関心をお持ちいただけるような市制に関する情報提供を進め、まずは一人一人が、町の将来を考えていくための機運を高めてまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この、具体的にいつから始めるとか、いつまでに終わってこういった動きになるっというような市制に向けたスケジュールっていうんですか、そういうのは、ここには含まれてありますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

最終的な市制へのスケジュールはまだ決めておりません。

ただ、今現在この粕屋町にお住みの住民の方々が、どういうふうにお考えしてあるかということ、まずファーストアクションとして起こしたいと思っております。そのあと、実際に今まで市制を施行した各市に、いろいろ調査を市制塾のほうでも行いましたが、やはり最初は、非常にその意識が低いというふうな結果が出ておるようでございます。そういった機運が高まる状況も考えながら、計測しながら、そういった市制の情報提供した後の住民意識調査も今回だけじゃなくて、今後数回行うというふうに考えております。

また併せて、意見交換会といきましょうか、情報を提供しながら御意見を頂戴する。これはタウンミーティング、あるいは地域へ出向いての説明会等も計画はしてまいります。具体的なスケジュールはまだ決めておりません。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

令和7年度国勢調査で5万人を達成するっていう想定で、大網白里市は約2年程度でもう市制施行、5万人になって達成したっていう経緯もございました。スピード感を持ってやるっていうことも大事なんですけど、後手後手にならないように、早め早めに手を打っていくっていうのが僕は町長の姿勢だというふうに思っています。

そういった意味で、様々な課題っていうのがやっぱあるので、具体的に行動を起こすことは大事なあとということで。案浦議員の先ほどの質問にも、職員の表彰制度っていう流れの中で、市制に向けた流れの中での表彰制度っていうことも言われておりましたので、この市制に向けての職員の人材育成も大事であろうかというふうに思います。国・県からの権限移譲をどこまで制限するのか。社会保障、保健事務所の移管に備えた研修をどうするのか。そういった課題、今後の対策を早期に考えなくてはならないというふうに考えております。

今、受け身受け身っていうふうにちょっと見えてしまうんですけど、所信表明ではもう、市制に向けた基盤整備を、もう町長自ら、もう発信してるんですね。だから、これをやっぱり具体的にしていく上でも、令和5年度には、市制施行準備室等の立ち上げを考える時期に来てるんじゃないかなという思っていますので。市制塾っていうことでもう結論は出たと思うんですね。だからそういった意味で、今後は、やはりそういった具体的な行動を起こす。

例えば、今、町民アンケート調査、住民調査するという流れでしたけれども、その中でも、市制に向けた関係のことを打ち出すっていうふうに言ってますけど、どういう具体的にそういうのを打ち出すかっていうの、まだ見えてきてない状況があ

るわけですね。そうすると、そういうのが見えてきて初めて、こういうことでどうでしょうかというのがあるとは思いますが。こういった準備室みたいな、市制に向けた。これするしない別ですよ。するしない別。ただ、そういったことを調べるやっぱり準備室を持って、そういった町民に問いかけていくっていうのは、私は大事だろうというふうに思いますが。何もなしで、ただ漠然と市制になったらどうしますかっていう話は多分ないと思うんですよ。そういうことは考えてあると思います。そういった市制施行準備室等、これ大網白里市でもそういった準備室を設けて実施してきたっていう経緯もございましたので、うちの町もやっぱり早めに手を打って、やっぱりそういったものもやっぱり含めて作っていくべきだろうというふうに考えておりますので、その辺はどうかよろしくと思いますけど。どうですか、町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制施行は、非常に手続を含め、そしてまた環境整備については、幅広く、専門的な見地も必要でございます。

従いまして、兼務の形でやるのは非常に難しゅうございます。今議員が御指摘のように、準備室を作るのはもう最終的な形でございますが、取りあえず5年度についてはDX化、あるいはカーボンニュートラルもでございます。

そういった今までにないような新たな分野の施策も必要でございますので、それぞれの部署で専門的なチームを作ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

何事もスピード感が大事だというふうに考えております。

今回の所信表明をよく、ちょっと読んでいくと、やっぱり日本が抱えてる課題にやっぱ対応して、町長は手を打っていらっしゃるなというふうに感じております。

例えば2040年問題ってのがあります。高齢者が日本の人口に占める割合がピークになる一方で、社会保障の支え手である現役世代が、この15年間で約1,200万人も減少する超高齢社会であります。子育て応援都市「かすや」構想というのは、僕は対応策だというふうに考えて、やっぱり子どもを真ん中に据えたことによって、やっぱ子どもを産み育てていこう。そういった安心できるようなまちづくりをしていこうっていう構想だというふうに考えました。既にもう、産前・産後の支援の実施案の上程を、既に議案として予定されてるみたいなので、この辺も含めて、スピー

ド感を持って町長やってるなというふうに思ってます。

また、2050年地球温暖化問題で、カーボンニュートラル目標ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティかすや」を宣言されました。粕屋町地球温暖化対策実行計画を協議、検討する外部機関を設置する議案の上程、もうやられてます今議会で。もうすごいスピード感だと思うんですよ。もうすごくそういう手は早い。早い町長だというふうに私は認識しております。こうしたように、将来を見据えた事業の取組が予定されております。市制だけでは住民サービスが向上するわけではなく、国と一緒に歩んでいける、力強いまちづくりが求められます。そのための市制施行と考えております。

町長も先ほど案浦議員の答弁の中で、市制ありきではなく、住民目線でっていうことをよく言われてましたんで、私もそういうふうに思います。市制ありきではなく、この市制をきっかけに、住民目線でまちづくりを考えていくことが、私は所信表明実現する上で、が、スムーズにいくんではないかと。だから、この市制っていうことにとらわれると市制に向けてってなると、目線が違ってくんですよ。ただ、町長も言われたように、まちづくりを実現、実行、維持していくためには発展させていくためには、やはり、この市制をきっかけに、それを進めていくっていう考え方のほうが、私はスムーズに入っていくんではないかなというふうに思いますんで、改めて町長の市制に向けた考え方を、最後、聞いて終わりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに市制は目標、結果ではございません。

市制っていう、その大きな行政のステージアップを手段に、この町に住む住民の方々が幸福感を感じ、そして安心して生活し、町全体が発展するような手段にしたと思っております。そのためには、環境整備が非常に重要です。また、住む人々が共に助け合いながらまちづくりをやってる。みんなが参加型、全員参加型のまちづくりが、これから先必要であろうと思います。

そのためには、よくサステナブルな社会実現といいますけども、未来に向かって、継続してこの町が発展し、そしてまた安心感がある、幸福感があるような町にするためには、子どもをど真ん中の政策において、そして、子どもを産み育て、安心して産み育て、その子どもたちがやがてこの町を、市を担っていけるような社会の実現を、是非目指したいと思いますので、議員の方々の御協力もよろしくお願い致します。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ありがとうございました。

町長には、市制に向けた明確なメッセージを私にいただいたんじゃないかなというふうに今回思っております。

それがいつできるかは、私もよく分かりませんが、ただ、町長もすべてにおいて、やっぱりスピード感を持ってやっていただいているというのが実感ですので、この市制に向けた取組に関しましても、やっぱりこういう場で常にアピールをしていただければというふうに思っております。

今後とも、また、この市制に向けた取組につきましては、毎回毎回、質問させていただきますので、町長がやりますというまで、やっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、3日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前11時41分）

令和4年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和4年12月12日（月）

令和4年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和4年12月12日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. （追加）議案等の上程
- 第2. （追加）議案等に対する質疑
- 第3. （追加）議案等の委員会付託
- 第4. 委員長報告
- 第5. 委員長報告に対する質疑
- 第6. 討論
- 第7. 採決
- 第8. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
総 務 課 長	豊 福 健 司	経営政策課長	吉 田 勉
税 務 課 長	渋 田 香奈子	収 納 課 長	堺 哲 弘
協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	稲 永 剛	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	松 本 義 隆	会 計 課 長	安河内 淑 子
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和4年最後の今定例会も、無事閉会日を迎えることができますことを、執行部や議員の皆さまに感謝申し上げます。今年も早いもので、残り3週間ほどになりましたが、寒さが厳しくなってきましたので、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に十分留意されますことをお願い申し上げます。来年の干支は癸、卯の年であります。卯年は、これからの成長や、育んできたことが十分に実り、芽吹き始める年だそうです。皆さまの御健康と、益々の御活躍を御祈念申し上げ、12月定例会閉会日の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

本日、町長より追加議案が提出されております。

よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第1、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から提出されました追加議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

それでは、追加で提案させていただきます議案1件について上程し、提案理由を御説明申し上げます。

議案第77号は、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、国の令和4年度第2次補正予算において、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業を支援するための交付金が創設されたことに伴い、本交付金を活用して実施する「出産・子育て応援交付金」の支給に関する予算の計上となります。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,609万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を227億5,223万5千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を6,073万2千円、県支出金を1,268万3千円、増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1,268万3千円の繰入れを計上しております。一方、歳出といたしましては、子育て世代包括支援事業費を8,609万8千円増額するものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3。「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日、追加で上程されました、議案第77号の「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」は、既に設置されております予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第77号は、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今から、追加議案の審査を行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時35分)

(再開 午前10時25分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案の討論及び採決は、後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

議案第63号、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第64号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第63号、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第64号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まずは議案第63号、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会において令和4年11月11日に可決成立し、国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員給与を改定するものです。今回の改正の概要は、第1に、官民給与の格差0.23%を解消するため、初任給及び若年層を中心に給料月額を平均0.3%引き上げるものです。第2に、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.3月分から4.4月分へ0.1月分の引上げ改定を行うものです。

委員会での質疑や意見ですが、増額改定が行われた際も減額改定が行われた際も、以前より国家公務員法の給与改定に準ずる形を粕屋町はとっており、特に意見はありませんでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第64号、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。

人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を、年間3.25月分から3.3月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものです。

議案第63号同様に、特に意見はありませんでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第63号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第63号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。
よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第64号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第64号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第65号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議案第65号、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました、議会運営委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

今回の改正は、人事院勧告に基づく、一般職の国家公務員の給与改定に伴う特別職の国家公務員の給与改定に準じて、粕屋町議会議員に支給される期末手当の支給割合を改定するものであります。内容につきましては、特別職に準じて期末手当支給月数を0.05月引上げ、3.25月を3.3月に改定するものであります。

当委員会で慎重に審査した結果、全員の賛成をもって可決すべきことと決しましたので、御報告いたします。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案65号、これを先ほどの二つの議案と一括して反対をします。

63号、64号、65号、正規職員の給料アップ及びボーナスアップ、町長・副町長・

教育長のボーナスアップ、議員のボーナスアップ、これらのすべてに反対します。

国会では、12月上旬、補正予算が可決されました。総額28兆9,222億円。そのうち約8割に当たる22兆8,520億円が国債の発行です。つまり、将来のツケです。この予算の中には、出産準備金として新生児1人当たり10万円給付が含まれており、粕屋町議会もそれに沿って今定例会に議案第77号として予算計上してあります。

さて中央政界では、防衛費増額をめぐる議論があります。GDP、国内総生産の2%の水準にするべきだということです。一方、岸田首相は5月に訪米し、バイデン大統領に日本の防衛費を増額すると表明しました。令和4年度の防衛費は6兆1,744億円。政府は、今年度のGDPを564兆6千億円と見積もっており、その2%が防衛費なら約11兆3千億円。GDP比の2%と仮定すると、令和5年度は今年度より約5兆1千億円の増額となります。今年4月、ストックホルム国際平和研究所が世界の軍事費を発表しました。現在日本は9位。しかし、仮に軍事費をGDP2%にすれば、アメリカ・中国に次いで3位になるそうです。今月の10日、岸田首相は防衛費増額の財源確保策について、自身の考え、約1兆円を増税で賄いたいと表明しました。安定した財源が不可欠であり、国債でというのは、未来の世代に対する責任としてあり得ないと述べ、国債で賄うことを否定。一部を増税で賄う方針に関し、未来の世代に対する私達世代の責任でもある、と理解を求められました。以上から、防衛費の増額に関してはGDP2%比にならなくても、今後は、現在より増額になることは間違いないでしょう。

最後に、補正予算の約8割を将来のツケで賄い、また今後、防衛費の増額の財源を新たな増税で対応する可能性がある中で、国民に新たに税負担を求める可能性があるにもかかわらず、税金で給料や報酬をいただいている私たちが、給料やボーナスアップするという議論が成り立つのでしょうか。

以上の観点から、これらの議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第66号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第67号、「職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第68号、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、3議案を一括して議題とします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第66号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第67号、「職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第68号、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まずは議案第66号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

会計年度任用職員の給与について、一般職の職員に準じて支給する旨定めているが、会計年度任用職員については、雇用している方への影響の公平性を図るため、人事院勧告に基づく改定を翌年度の4月1日から適用するよう新たに規定するものです。

委員会内での質疑や意見について、会計年度任用職員は会計年度ごとの採用となっていることもあり、特に意見はありませんでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第67号、「職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」です。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の定年等に関し、関係する11の条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものです。主な改正内容は、職員の定年を現在の60歳から段階的に65歳まで引上げ、これに伴い新たに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、また、60歳以上の職員の給与の取扱い等について所要の整備を図るものです。

委員会内での質疑や意見につきまして、60歳で給与を7割とするということだが、これは65歳の退職まで引き継がれる、据置きという理解でよいのか。また、俸給表とは関係なく、60歳定年時の7割の給与でずっと続いていくということなのかという質疑に対し、そのとおりである旨の答弁。60歳を過ぎるとポストがなくなると思うが、働き方としてはどのようになるのか。一般の職員として働くというのであれば、一般職員としても働きづらい面があるのではないかとこの質疑に対し、運用面の検討は現在進めているが、若い人のためにポストをあけるという意味もある。主幹や係長クラスになると思われるが、これまでの蓄積してこられたノウハウ、人脈を継承していくためにも、今後出てくる大きな行政課題の部署を先導していくようなポストで選任できればと考えている旨の答弁でした。

議員間討議におきまして、議員間討議では、人材の確保という点からいえば、65歳以上70歳ぐらいまで働けるようになったということになれば、変わったという感じになる。定年が5歳延長になるということは大きな違い。その後の再任用というのは今後どうなっていくかということではないか。仕事量は増えているが、職員数は少ししか伸びてない。必要性を感じる。働き手が足りないというのが見えている。定年を延長して働き手を増やしていかなければならないというのが一つにある、という意見が出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後は議案第68号、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条及び第22条の規定に基づき、2050年「ゼロカーボンシティかすや」の実現に向けて、粕屋町地球温暖化対策実行計画の策定及び実行にあたって、学識経験者をはじめ、町民や事業者からの意見を聴取し計画へ反映させるため、道路環境整備課所管の粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会を設置することに伴い、本条例を改正するものです。

委員会内での質疑や意見につきまして、粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会は、この議案が通った後に内容が固まっていくのかという質疑に対し、この条例を追加した後に会議設置要綱を定め、住民に対して委員の募集、学識経験者のお願い

等を行っていく。会議の前段階として条例を改正している旨の答弁。要綱の策定はいつ頃になるのかという質疑に対し、12月末若しくは1月初旬に要綱を整理し、委員の募集等に着手しようと考えている旨の答弁がありました。また意見として、地球温暖化により、農産物への影響が大きくなっている。このような取組は是非とも必要だという意見。また、要綱策定後、議決案件ではないが、常任委員会での説明を求めていきたいと思います。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第66号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第66号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第67号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎ 11番（福永善之君）

議案67号に反対します。

現在、正規職員の定年は60歳になっておりますが、それを段階的に65歳までに引き上げるようです。職員の60歳以降の再雇用には賛同しますが、再雇用時の給料が退職時の給料の70%になる点には賛同できません。民間と比べ、特に地場産業の再雇用の給与水準と比較すると、あまりにも高額過ぎるのではないのでしょうか。手に職を持っている人材は別として、ハローワークや市販の求人情報誌に、60歳以上で年収300万から400万円払える企業が存在するのでしょうか。時給千円でも困難ではないのでしょうか。せめて、社会一般の人たちが定年して再雇用を受ける基準に、給与水準を合わせるべきではないのでしょうか。職員の場合、再雇用先は、役場が面倒見ることが前提になっていますが、定年退職者自身が自分で再雇用策を見つける努力も必要ではないのでしょうか。民間ならごく当たり前のことです。

以上の観点からこの議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第68号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第69号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第69号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議員全員による審査でございますので、要点のみを御報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,028万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億6,613万7千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を4,891万9千円、県支出金を3,741万7千円、寄附金を1億6,063万1千円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1億2,109万9千円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業費を8,017万5千円、ふるさとづくり基金積立金を7,982万5千円、国民健康保険事務費を1,243万1千円、重度障がい者医療費助成事業費を1,356万円、障がい福祉サービス事業費を1億2,909万9千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を1,301万9千円増額する

ものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によりまず審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第69号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第70号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第71号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第72号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第73号、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第70号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第71号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案

第72号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第73号、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

はじめに、議案第70号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,551万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,041万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を1,530万円、繰入金を1,243万1千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1,245万4千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を21万円、保険給付費を1,530万円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第71号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,929万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金を5万円、広域連合納付金返納金を98万8千円増額するものでございます。一方、歳出につきましては、総務費を5万円、一般会計繰出金を98万8千円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第72号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億2,988万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を2万円、支払基金交付金を2万2千円、繰入金を32万8千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を30万円、地域支援事業費を8万円増額するものでございます。

委員会での質疑で、介護予防・日常生活支援総合事業費の人件費増額分ということで歳入があるが、何人分の人件費なのか質疑があり、執行部の答弁は3人分の

回答。また、国・県補助金や交付金、繰入れがそれぞれ25%、27%、12.5%、12.5%とあり、足しても77%しかないが、残りはどうするかとの質疑では、執行部の答弁は基金から補填しますとの回答でした。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第73号、「令和4年度粕屋町水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容といたしましては、今年4月に故障した南里堰の修繕による原水取水量の不足分を、福岡地区水道企業団からの受水量増量で対応したこと及び酒殿駅南地区の開発により、須恵水道からの分水量が当初の想定よりも増加したため、収益的支出につきまして、原水及び浄水費を1千万円増額し、9億4,535万5千円とするものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの案につきましても、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第70号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第71号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第72号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第73号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第74号、「工事請負契約の変更について」、議案第75号、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」、議案第76号、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について」、以上、3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第74号、「工事請負契約の変更について」、議案第75号、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」、議案第76号、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まず、議案第74号、「工事請負契約の変更について」です。

この工事は、仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事です。変更内容の主なものは、鋼矢板圧入に伴うクレーンの規格の変更と、急激な物価変動による工事材料の高騰措置として、鋼矢板資材費用を変更するものです。今回の変更により、1,331万3,300円の増額となり、変更後の契約金額を9,338万4,500円とするもので、条例に基づき、議会の議決を求められたものです。

この議案に関して、工期途中でのクレーンの規格変更ということもあり、委員会

内での審議が長時間に及んだことから、改めて詳しく経過を説明いたします。

仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事の経過についてですが、まず、当初、工事の50t クレーンを選定されております。それが100t に変更になったわけですが、令和4年4月1日の起工、仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事の50t クレーンの選定経緯。これが50t クレーンでの積算について設計業者に確認を行った結果、クレーンは使用するメーカー及び主要機械、並びに据付位置により施工状況が異なるため、実施に際しては施工業者との協議が必要であるという報告を受ける。その後、道路環境整備課内で協議し、クレーンは様々な規格（50t、60t、70t、75t、100t）等があり、規格によっては手配が困難な場合もあるため、発注は、標準歩掛の50t クレーンで積算を行った。また、成果品受領から起工まで15日間しかなく、標準歩掛を採用し入札を行った。落札した業者と圧入機械、保安対策、据付位置等の施工計画を具体的に協議し、使用クレーンについて変更も想定し、起工した。請負業者と協議した結果、50t クレーンでは、圧入機の重量や、垂直方向での鋼矢板の圧入に対する作業半径が対岸まで届かないとの意見を受け、請負業者を通し専門業者へ確認を行った結果、100t クレーンでなければ安全基準内に収まらないため、100t クレーンに変更を議会に上程したものでございます。

この一連の説明が委員会内でなく、また、以前二度入札が不調に終わっていることもあり、50t クレーンから倍の100t クレーンになる理由が理解できず、設計に問題があったのではないかと、また、地盤等、安全面は大丈夫なのか。様々な意見が出ると共に、議員間討議では、工事を止めてしまえば請負業者や農区にも影響が出ることも含め、慎重に議論を行いました。

今回の問題点は、入札前の専門的知見から、職員間で十分な議論をなされていたのか。また、総務建設常任委員会での説明不足、及び職員の人事異動に伴う引継ぎが不足しているのではないかと、ということになっております。このことを解決するためにも、専門性を持った職員の雇用と育成、及び職員間の十分な引継ぎを行うと共に、総務建設常任委員会でも慎重な説明を求めるという意見を付して、付託を受けました総務建設常任委員会でも慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第75号、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」です。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求められたもので、区域につきましては別図に示している区域とし、方法については、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう計画しております。なお、これら

の件につきましては、令和4年11月1日に開催された粕屋町住居表示審議会において、了承する旨の答申が提出されております。

委員会での意見。今、地元要望とか、そういうところで本来の境目というか、それが行われていないような部分が見受けられる。今回のように給食センターのところの部分が川に挟まれているにもかかわらず、そこが入っていない、違うような形になっているのは地元の要望とかいろいろあったと推測される。町側と地元側が、境界について乖離がある場合は、別の区域から着手するなど、強い姿勢を持って進めてもらいたい。町は重点目標に企業立地という話も出ている。企業にしても、何丁目のほうが親しみが沸き、スピード感を持って取り組んでほしいとの意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後は、議案第76号、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について」です。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求められたものです。

委員会での意見でございますが、委員会説明資料別表（第3条関係）の番号35・36の土地が、売主志免町・粕屋町、買主須恵町の間で、土地売買契約の締結に伴う削除であるものなのかの確認を行うなどの意見が出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第74号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に関する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第75号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第76号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第77号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第77号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

今回の補正予算は、国の令和4年度第2次補正予算において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、経済的支援を一体として実施する事業を支援するための交付金が創設されたことに伴い、本交付金を活用して実施する「出産・子育て応援交付金」の支給に関するものとなります。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,609万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を227億5,223万5千円とするものです。歳入といたしましては、国庫支出金を6,073万2千円、県支出金を1,268万3千円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1,268万3千円の繰入れを計上しております。一方、歳出といたしましては、子育て世代包括支援事業費を8,609万8千円増額するものです。

支給は現金で行うのか。国会内でも、クーポンなどの活用をすべきではないかという議論があるが、粕屋町はどうするのか。伴走型相談支援についての町の取組方は。双子、三つ子の場合はどうなるかなどの質疑がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によりまず審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第77号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

第77号議案に賛成の立場から賛成討論いたします。

あえて賛成討論をするということで、ちょっと難しい面もありますが。一般的に国民の皆さんに国会の状況とか、いろんな内容で伝えられていますが、主に経済的支援が中心になっているようなんですね。それで、今回一般質問で宮崎広子議員がきちんと一般質問をされたので、より理解が深まったかなというふうに思っておりますが。私は実は、ゼロ歳から2歳までの子どもたち、親御さんのための読書ボランティアを長いことさせてもらっています。そういう中で、一つ懸念っていいですか、今回の説明の中で是非力を入れていただきたいと思う部分が、委員会資料で、第2回の面接のときに、アンケート調査を7か月のときにして、8か月で面談をするという。1回、2回、3回とあるんですけど、その2回のところね。それで、1回と3回はそれぞれ現金給付をされるので、必ず対応されると思うんですけど、2回目希望者のみになっているんですね。この辺がちょっと不安なところがあるんですけど、粕屋町は、非常に子育て支援は充実しているので、多分いろんな形でそういう方にもね、呼びかけをされると思いますが、是非、相談業務。国のほうの予算でも、相談業務に対する予算化はないんですよ。あくまでもギフト。いわゆる現金給付のところだけの予算しかないので、多くの自治体でいろいろ考えられると思うんですけども、今後事業をされるにあたって、その辺を留意されながら、是非、粕屋町らしい伴走型の相談事業を充実させていただきたいと思ひまして、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第8、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の特定事件・所管事務の調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和4年度第4回議会定例会の閉会にあたり、自席からではございますが、御挨拶を申し上げます。

去る12月2日に招集いたしました今議会におきましては、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、追加提案をさせていただきます。

た、令和4年度補正予算案など、多くの議案の審議を賜り、活発な御議論を頂戴しながら、すべての議案に可決・承認をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、今議会の一般質問でも取上げられました、子どもや子育て支援に対する対策についてでございますが、出生数が多く、子どもたちが数多く育つこの粕屋町においては、子育て支援を政策のど真ん中に位置付けし、これからの持続可能なまちづくりの大きな要素として取り組んでまいります。今議会でも追加で提案しました出産・子育て応援交付金事業などと共に、来年4月には発足することも家庭庁や子ども基本法の施行など、恒久的かつ永続的な国の政策が充実していくと思われま

す。子育てしやすいまちづくりを、市制を見据えた当町の最優先課題として、職員と共に推し進めてまいります。

来年は卯年です。ここ数年続くコロナ禍をウサギのように飛び越え、町政が飛躍することを期待し、様々な行政課題をスピード感を持って解決してまいりたいと思います。今年も残すところ3週間ばかりとなりました。この1年、議員の皆さまより数々の御協力と御厚情を賜りましたことを、改めてここに感謝申し上げると共に、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げ、閉会にあたっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和4年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和4年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時25分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 古 家 昌 和

署名議員 山 脇 秀 隆